

停車場間ノ近距離ニ於テ能ク之等ノ大衆ヲ容レ平等ニ奉拜ノ光榮ヲ浴セシメ得ルヤ否ヤハ蓋シ疑問ニ屬セリ、當時ノ狀況ニ依レハ府民ハ固ヨリ遠隔ノ人ト雖モ假ヘ如何ナル辛酸ヲ嘗ムルモ一代ノ光榮トシテ此ノ盛典ヲ拜觀セスンハ止マステフ決心ハ頗ル牢固タルモノアリテ、中ニハ辨當ヲ携帶シ前日ヨリ御道筋ニ出テ徹宵其位置ヲ固守セントスルモノスラアリ、斯カル實況ナリシヲ以テ假設便所ノ如キハ適當ニ之ヲ配置スルニアラサレハ其清潔ヲ保持スルニ困難ナルモ市街ノ體裁位置ノ關係其他種々ナル事情ニ因リ之ヲ満足セシムル能ハス、又假令假設便所ヲ増設スト雖モ肩摩ノ間ニアリテ能ク之ヲ利用シ得ルヤ否ヤニ付テハ頗ル疑ノ存スル所ナリシカ中ニハ探尿器ヲ案出シ之ヲ販賣セントスル商人等多カリキ、尙御道筋ノ掃除ハ豫メ之ヲ決行スト雖モ群集ノ退散シタル後ニ於テハ折箱、竹皮、紙屑等汚物ノ山ヲ築クナルヘク之ニ對スル處置モ亦急速ヲ要スルヲ以テ臨時掃除ノ計畫ハ尤モ周密ナラサルヘカラス、之等ノ理由ニ依リ假設便所ハ堺町門ヨリ京都停車場間ニ於テ臨時十七ヶ所ヲ設ケ掃除係ヲ軍隊組織ニ編成シ分隊八班ヲ置キ各責任區域ヲ分チ當該本部ニ於テ之ヲ統一スルノ制ヲ執リ別記設備標準ニ依リテ敢行シ頗ル良好ノ成績ヲ得タリ、假設便所ハ適當ノ位置ヲ得ルコト難ク從テ其數少ナカリシト雖モ最モ有利ニ使用セラレ一時開放シタル救護所及民間有志者ノ便所等ト相俟ツテ有效ニ其用ヲ便シ濫便等ヲ爲スモノナク又開放シタル私人ノ便所ハ別項ニ記載セル特別汲取ノ方法ニ依リ遺憾ナク救濟セラレ豫期以上ノ成績ヲ收メタリ。(第四十二號乃至第四十五號表參照)

因ニ御道筋ノ清掃ハ特ニ優秀ノ成績ヲ得タリ、之ヲ要スルニ係員ノ精勵能ク其功ヲ奏シタルニ依ルト雖モ一ツハ又天候頗ル良好ニシテ活動上便宜多カリシニ因ル。

御道筋ニ於ケル掃除及撒水撒砂ニ關スル設備標準

一、行幸當日(十一月^{二十七日}御道筋丸太町通堺町以西烏丸以東烏丸通丸太町以南京都停車場以北ノ掃除及撒水撒砂ハ左ノ通り實施セントス

- (イ) 御道筋ノ掃除ハ遅クモ御通過三時間前迄ニ其全部ニ涉リ市役所衛生課ニ於テ實施スルコト
- (ロ) 撒砂ハ烏丸通ヲ四條ヨリ南北ニ二分シ四條通以北ハ京都市(土木課及軌道部所管)其以南ハ京都府(土木工管)ニ於テ御通過ニ時乃至二時三十分前迄ニ實施スルコト

(ハ) 撒砂後ノ掃除ハ(ロ)ニ定メタル區分ニ依リ實施スルコト

(ニ) 撒水ハ當日未明御道筋ノ全部ニ涉リ之ヲ實施シ更ニ撒砂前再之ヲ實行スルコト 但シ天候ヲ見計ヒ稀薄ニ流レス濃厚ニ失セサル様嚴重監督ヲ怠ラサルコト

(ホ) 撒砂後ニ於テハ撒水ヲ爲サ、ルコト

(ヘ) 奉拜者ノ退散シタルトキハ市役所衛生課ニ於テ少クモ一時間以内ニ後掃除ヲ勵行スルコト 但シ掃除豫習ノ成績ニ依レハ一町毎ニ三人ヲ使役シ三十五分時ヲ要セシヲ以テ全部ニ要スル人夫ノ數ハ九十人ヲ下ラサル様準備スルコト

二、前項以外ノ御通過ニ際シテハ之ニ準シ實施スルコト

(第四十二號表) 掃除區域分擔表 其一

班	(イ) 分擔區域	(ロ) 分擔區域	(ハ) 分擔區域
第一班	丸太町通 堺町以西烏丸通以東 烏丸通 丸太町以南東川以北	同上	丸太町通 堺町御長以西西堀川以東 西堀川通 丸太町以南二條離宮迄
第二班	烏丸通 東川以南六角以北	同上	
第三班	烏丸通 六角通以南佛光寺以北	同上	
第四班	烏丸通 佛光寺通以南雪駄屋町以北	同上	
第五班	烏丸通 雪駄屋町以南中珠數屋町以北	烏丸通 雪駄屋町以南七條以北	
第六班	烏丸通 中珠數屋町以南三哲以北	七條通 烏丸以東七條大橋西詰以西	
第七班		七條通 七條大橋西詰以東本町以西	
第八班		本町通 七條以南一ノ橋以北 一ノ橋以東泉涌寺以西	

備考 掃除隊本部ハ(イ)(ロ)ノ場合ハ三條通烏丸東入南側本市政護所内ニ(ハ)ノ場合ハ市役所衛生課トセリ

(第四十四號表) 御道筋掃除隊配置表 其一

月	次	第一班	第二班	第三班	第四班	第五班	第六班	第七班	第八班	本部	合計
十一月七日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 十六日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 十七日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 十九日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 二十二日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 二十四日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 二十五日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 二十六日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
同 二十七日	人巡	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
夫視	夫視	夫視	夫視	夫視	夫視	夫視	夫視	夫視	夫視	夫視	夫視

(第四十五號表)

御道筋掃除成績表

日	掃除區域	着手時間	終了時間	掃除所要 セシ時間	出役人員 吏員一人夫	肩輿 輛數	馬車 輛數	塵芥重 計
十一月七日	烏丸通 丸太町通 三哲以北丸太町以南 烏丸以東堺町以西(車道)	午前 午後 午前 午後	九時 三時十五分 九時 三時十五分	〇三 〇三 〇三 〇三	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二
同 八日	烏丸通 丸太町通 三哲以北丸太町以南 烏丸以東堺町以西	午前 午後 午前 午後	九時 三時十五分 九時 三時十五分	〇三 〇三 〇三 〇三	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二
同 九日	烏丸通 丸太町通 三哲以北丸太町以南 烏丸以東堺町以西	午前 午後 午前 午後	九時 三時十五分 九時 三時十五分	〇三 〇三 〇三 〇三	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二

日	掃除區域	着手時間	終了時間	掃除所要 セシ時間	出役人員 吏員一人夫	肩輿 輛數	馬車 輛數	塵芥重 計
同 十日	丸太町通 西堀川通 堺町以西西堀川以東	午前 午後	五時 二時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 十一日	丸太町通 西堀川通 堺町以西西堀川以東	午前 午後	五時 二時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 十二日	丸太町通 西堀川通 三哲以北丸太町以南 丸太町以西丸太町以東	午前 午後 午前 午後	七時 四時 七時 四時	〇三 〇三 〇三 〇三	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二	
同 十六日	丸太町通 西堀川通 堺町以西西堀川以東	午前 午後	七時 四時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 十七日	丸太町通 西堀川通 堺町以西西堀川以東	午前 午後	七時 四時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 十九日	丸太町通 丸太町通 堺町以西丸太町以東	午前 午後	八時 四時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 二十日	丸太町通 丸太町通 堺町以西丸太町以東	午前 午後	八時 四時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 二十四日	丸太町通 西堀川通 三哲以北丸太町以南 丸太町以西丸太町以東	午前 午後 午前 午後	七時 四時 七時 四時	〇三 〇三 〇三 〇三	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二	
同 二十五日	丸太町通 丸太町通 堺町以西丸太町以東	午前 午後	八時 四時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 二十六日	丸太町通 丸太町通 堺町以西丸太町以東	午前 午後	八時 四時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
同 二十七日	丸太町通 丸太町通 堺町以西丸太町以東	午前 午後	八時 四時	〇三 〇三	二 二	二 二	二 二	二 二
合計								

備 一、大字ハ通御後ノ掃除ニ關スルモノナリ
 一、塵芥ノ數量記入ナキハ少量ナリシ爲メ通御前又ハ通御後ノ採集シタル塵芥ノ内ニ加算ス
 考 一、通御前掃除一巡終了後ハ各所ニ吏員一人夫ヲ配置シ清潔保持ニ任セシメタリ

但シ應急藥品及糊帶材料ヲ携帶セシム

(三) 使 丁 一 名

右四名人員ヲ以テ一斑トナシ常ニ三班ヲ派遣巡回セシム

一 救護ノ方法

巡回中傷病者ヲ發見シタルトキハ直チニ應急手當ヲ施シ若シ重患ニシテ長時間ヲ要スルカ又ハ安靜療養ヲ要スルトキハ直チニ最寄救護所ヘ運搬シ引渡スルモノトス

以上

大正四年十月二十七日

京都看護婦組合 組合長 馬 杉 則 知

京都府知事 大 森 鍾 一 殿

(第四十七號表) 京都看護婦組合巡回救護斑出勤表

月 日	斑數	醫師 員數	庶務 員數	看護 婦員 數	看護 員夫 數	取 扱 者 數	救 護 開 設 場 所
十一月十日	三	三	三	三	三	三	三 御苑内、岡崎公園、圓山公園
同 十五日	三	三	三	三	三	三	三 深草練兵場、岡崎公園、圓山公園
同 十六日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、岡崎公園、伏見御香宮
同 十七日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、岡崎公園、二條離宮附
同 十八日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園石段
同 十九日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園北林、祇園石段
同 二十日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園北林、祇園石段
同 二十一日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園北林、祇園石段
同 二十二日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園北林、祇園石段
同 二十三日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園北林、祇園石段
同 二十四日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園北林、祇園石段
同 二十五日	三	三	三	三	三	三	三 圓山公園、祇園北林、祇園石段、 九 圓山公園、祇園北林、祇園石段、 北野天滿宮境内
合 計	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六

第三節 衛生組合

京都市ニ於ケル衛生組合ハ各町毎ニ設置スヘキ規定ニシテ現在其數千七百〇八組役員ノ數七千二百名ノ多數ニ上レリ從テ之ヲ統一スヘキ相當ノ機關ヲ要スルニ依リ全市舊制六十七ノ各組ニ一小聯合組合ヲ設ケ尙上京區三十四ヶ組ヲ一團

トナシテ上京區聯合衛生組合トシ下京區三十三ヶ組ヲ團結シテ下京區聯合衛生組合ト爲セリ、而シテ其全部ヲ統轄シ常ニ一致ノ步調ヲ執ラシムル爲メ更ニ京都市聯合衛生組合ヲ組織シ居レリ、抑モ此團體ハ最モ古キ歴史ヲ有シ明治十三年十月衛生委員選舉法ヲ制定セシヲ起源トシ二十年七月京都市上下京區衛生組合規則ト改メ三十年十一月再ヒ之ヲ改正シテ全管内ニ施行シ稍面目ヲ革ムルニ至リシカト尙充分ナラサルモノアリ、四十年四月更ニ大ニ改訂ヲ加ヘ以テ現今ニ至リタルモノニシテ名實共ニ漸ク進歩シ平時ニアリテモ保健並防疫ニ關シ貢獻セシコト尠少ナラス、而シテ 大禮御舉行ノ時ニ當リテハ始終和衷協同シテ最モ能ク其任務ヲ果タシ衛生講話會場ノ設備、聽講者ノ勸誘、上水道使用ノ獎勵、井水検査ノ援助、清潔方法施行ニ關スル監督補助、汚物排除ノ督勵等有ユル衛生事務ニ從事シ其他組合ニ申告函ヲ設ケ傳染病患者ノ早期發見ニ資シ且ツ檢病調査ニ付テハ 大禮ヲ終セララル、ニ至ル迄絶エス、組合内ヲ視察シテ有力ナル報告ヲ爲シ防疫上裨益セシコト甚タ多シ、左ニ記載セル防疫研究會ノ如キハ一部ノ事業ナリシト雖モ如何ニ此ノ團體カ大禮衛生事務ニ關シ熱誠ヲ披瀝セシヤヲ窺フニ足ランカ。

郡部衛生組合ハ大字毎ニ之ヲ組織シ戸數約十戸ニ付一人ノ役員アリテ山間僻陬ノ地ニ至ル迄悉ク普及シ居レリ、而シテ大正四年中ハ御用材ノ上納其他大禮ニ直接關係アル用務多カリシニ依リ衛生組合ノ活動ヲ要セシ事項頻繁ナリシカ終始能ク其途ニ盡クシ既往稀ナル好成绩ヲ得タリ。

叙上ノ外青年會及農會等ノ活動セシ事實アルモ各其關係シタル事項ニ付説述シアルヲ以テ茲ニハ之ヲ省略セリ。

防疫研究會々則

- 第一條 本會ハ堀川警察署部内ノ衛生組合幹事及衛生當該官吏ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會ハ防疫研究會ト稱ス
- 第三條 本會ハ御大典ニ關シ堀川警察署部内ノ防疫及救護事項ヲ研究シ及衛生事務ノ改善發達ヲ計ルモノトス
- 第四條 本會事務所ヲ堀川警察署内ニ置ク
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク 但シ無給トス

- 一 副會長 一名
- 一 理 事 三名
- 第六條 顧問若干名ヲ置ク 但顧問ハ會長之ヲ囑託ス
- 第七條 會長及副會長理事ハ總會ニ於テ選舉ス
- 第八條 會長ハ總會ヲ召集シ會務ヲ總理ス
- 副會長ハ會長事故アルトキ之ヲ代理ス理事ハ本會ニ屬スル一切ノ事務ヲ處理ス
- 第九條 本會ハ其目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ遂行スルモノトス

- 一 毎月一回研究会ヲ開キ防疫ニ關スル事項ヲ評決スルコト
 - 但緊要ノ事故アルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ
 - 一 本會ニ於テ決議シタル事項ニ付實行ヲ督勵スルコト
 - 一 他ノ衛生組合ト氣脈ヲ通シ事業ノ連絡ヲ計ルコト
- 第十條 本會ハ官公署其他ノ通牒指示注意及ヒ參考トナルヘキ事項ヲ各衛生

- 組合ニ通牒シ實行ニ努ムルコト
- 第十一條 本會ハ各衛生組合ノ需メニ應ジ諸般ノ調査ヲナシ便宜ヲ與フルモノトス
- 第十二條 本會ノ經費ハ別ニ之ヲ定メ總會ニ於テ決議スルモノトス

第十一章 各種營業者ニ對スル衛生上ノ取締

第一節 宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷等

宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷等ハ常ニ客ニ接觸シ公衆衛生ト最モ密接ノ關係ヲ有スル業務ナレハ之カ取締ニ關シテハ夙ニ腐心スル所アリ、就中飲料水及使用水ノ良否ハ保健衛生ノ上ニ於テ重大ナル關係アレハ市部ニ於テハ專ラ上水道ノ使用ヲ獎勵シ其全部ニ普及セシムヘキ決心ヲ以テ勸告ヲ試ミ大部分其目的ヲ達シタリ、市部接續ノ町村其他樞要ノ場所ニ對シテハ廣ク井水ノ検査ヲ施行シ不良水ハ其成績ヲ標示シ一見公衆ノ之ヲ知得シ得ヘキ方法ヲ講シ可及的良水ヲ使用セシムル手段ヲ執レリ、飲食物及飲食物用器具類ノ取扱方ニ付テハ豫メ其注意スヘキ要點ヲ示シ且ツ係員ヲシテ隨時必要ノ臨檢ヲ爲サシメ絶エス其改良ヲ促カシ其他清潔持續ノ方法、寢具衣服ノ手入れ、炊事場、洗面場、浴場及便所ノ設備等ハ洩ナク實地臨檢(調査要項ハ第四十八號)ノ下ニ夫々適當ノ準備ヲ爲サシメ且ツ營業ニ從事スル者ノ健康保持ニ注意シ又特ニ召集シテ業務上ノ心得ヲ諭示シ其他注意事項(別記參照)ヲ印刷ニ附シ之ヲ配布セシムル等數次之ヲ繰返シテ極力其啓發ニ努メ尙組合ヲ利用シテ指示事項ノ徹底ニ援助セシムル所アリシカ、多數ノ營業者ニ在リテモ能ク主旨ヲ了解シ誠心誠意其本分ヲ盡サントシ同業者相謀リテ顧客ヲ満足セシムル方法ヲ講シ、且ツ疑ハシキ病者アリタルトキハ其客タルト家人タルトヲ問ハス私立隔離所ヲ設置シテ之ニ收容スルノ方針ヲ執リ、患者ヲシテ靜カニ治療ヲ受ケシムルノ外萬一ノ場合病毒ノ他ニ散蔓セサル方法ヲ講スル等特筆大書スヘキモノモアリタリ 大禮御舉行ノ當時ニ於テ一二ノ食傷患者ヲ出シ又ハ少數ノ腐敗ニ傾キタル飲食物ヲ發見セシコトアリシト雖モ概シテ之ヲ謂ハ、良好ノ成績ヲ得タルモノト謂ヒ得ヘキカ。

本表ハ宿屋營業者ノ調査ニ用ヒタルモノトス (第四十八號表)

營業者名	氏名	等級	電話號碼	營業所	宿屋	下宿兼業	下宿專門
庭園	坪	採光	自然光 電燈 瓦斯燈	飲料水	井水	上水	
附屬	自製	附材料 購入	系統	未定			
寢具 枕敷布 類 含 み		睡 室		現在配置數			
浴場	設置數	洗面所 手洗場 等 構造	所				
便所	階上 階下	尿 處	個所	大便汲取約 日一回ノ排出量			
衛生上 特殊ノ 設備		家族 備人	備人	家族 (女) 人 (女) 人			
通勤者 及臨時 備人	通勤者 (女) 人	慢性病 井法定 傳染病					
客室		探腰 建具 定具					
宿泊料	特 一 二 三 等	自 用 室		室數 廳數			

(第四十九號表) 本表ハ主トシテ料理屋ノ調査ニ用ヒ又他ノ飲食物販賣業者ノ取調ニモ使用シタリ

營業 別業 屋 號	料理屋 仕出兼業 仕出専門	電話 番號	營業所 者ノ氏 名	飲料 水	上水 井水	睡 壺	洗面所 手洗場 等ノ 構造	便 所	衛生 上ノ 特 殊 設 備	通勤 者 及 臨時 備 入	客 室						
採 光	自然光 電燈 瓦斯燈	等級		水 定		設置數	個所	階上 階下	個所 個所	內家用 個所	尿 尿 處 分	大便液取約 小便液取約	日一回ノ搬出量 日一回ノ搬出量	家族 備人	家族 備人	慢性病 井法定 傳染病	其 他
購 入 系 統	未定																
浴 場																	

- 御大典ニ際シ宿屋營業者ノ衛生上心得ヘキ事項
- 一 家屋ノ内外ヲ清潔ニシ時々戸障子ヲ開放シテ室内ノ空氣ヲ交換セシムルコト
 - 二 浴場洗面場及附屬器具類ハ常ニ清潔ナラシムルコト
 - 三 一客毎ニ取換フモノ、外共用手拭ヲ備ヘ置カサルコト
 - 四 睡壺ノ配置ヲ充分ニシ且ツ毎日其消毒及掃除ヲ怠ラサルコト
 - 五 毎日灰吹ノ掃除ヲ怠ラサルコト
 - 六 夜具及座布團ハ清潔ナルモノヲ選ビ時々日光ニ曝スコト
 - 七 布團ノ掛掛、枕掛、敷布等ハ白巾ヲ用ヒ客ノ代ハル毎ニ之ヲ取換フルコト
 - 八 客用ノ寢衣ハ清潔ナルモノヲ選ビ且ツ一客毎ニ新ラシキモノ又ハ洗濯シタルモノト取換フルコト
 - 九 病者ニ貸與シタル寢衣ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用セサルコト
 - 十 飲水及使用水ハ上水ヲ用フルモノ、外必ス水質検査ニ合格シタル良水ヲ使用スルコト
 - 十一 調理上ノ地盤及下水溝ヲ完全ニシ汚水ノ滯ラサル様度々掃除ヲ行フコト
 - 十二 調理場ハ常ニ清潔ニシ採光及空氣ノ交換ニ力ムルコト
 - 十三 蠅ノ驅除ニ努ムルコト
 - 十四 飲食物用器具、割烹具、組板其他布巾ノ類ハ使用前必ス上水又ハ煮沸水ニテ叮嚀ニ洗フコト
 - 十五 洗ヒタル飲食物用器具類ニハ蠅及塵埃ノ附カサル様白布ノ被覆ヲ爲スコト
 - 十六 煮湯水ノ容器ニハ覆蓋ヲ爲シ置クコト
 - 十七 砵瓠又ハ鍍錫ノ割ケルモノ若クハ銅、眞鍮等ニテ作りタル飲食物用器具類ニシテ固有ノ光澤ヲ失ヘルモノヲ用ヒサルコト
 - 十八 飲食物ノ材料ハ新鮮ナルモノヲ選ビ腐敗シ易キモノ消化惡シキモノ、性質不明ノ菌茸等ヲ用ヒサルコト
 - 十九 飲食物ハ必要毎ニ調理ヲ爲シ決シテ炊置ヲ爲サ、ルコト
- 御大典ニ際シ料理屋飲食店飲食物販賣業者ノ衛生上心得ヘキ事項
- 一 家屋ノ内外ヲ清潔ニシ時々戸障子ヲ開放シテ室内ノ空氣ヲ交換セシムルコト
 - 二 手洗場及附屬器具類ハ常ニ清潔ナラシムルコト
 - 三 一客毎ニ取換フルモノ、外共用手拭ヲ備ヘ置カサルコト
 - 四 睡壺ノ配置ヲ充分ニシ且ツ毎日其消毒及掃除ヲ怠ラサルコト
 - 五 毎日灰吹ノ掃除ヲ怠ラサルコト
 - 六 座布團ハ清潔ナルモノヲ選ビ時々日光ニ曝スコト
 - 七 客用ノ衣類ハ清潔ナルモノヲ選ビ且ツ一客毎ニ新シキモノ又ハ洗濯シタルモノト取換フルコト

- 八 飲料水及使用水ハ上水ヲ用フルモノ、外必ス水質検査ニ合格シタル其水ヲ使用スルコト
- 九 調理場ハ地盤及下水溝ヲ完全ニシ汚水ノ滯ラサル様度々掃除ヲ行フコト
- 十 調理場ハ常ニ清潔ニシ採光及空氣ノ交換ヲ能クスルコト
- 十一 蠅ノ驅除ニ努ムルコト
- 十二 飲食物用器具、割烹具、組板其他布巾ノ類ハ使用前毎回上水又ハ煮沸水ニテ丁寧ニ洗フコト
- 十三 洗ヒタル飲食物用器具類ニハ蠅及塵埃ノ附カサル様白布ノ被覆ヲ爲スコト
- 十四 煮沸水ノ容器ニハ蓋ヲ爲シ置クコト
- 十五 磁器又ハ鍍錫ノ割ケタルモノ若クハ銅、眞鍮等ニテ作りタル飲食物用器具類ニシテ固有ノ光澤ヲ失ヘルモノヲ使用セサルコト
- 十六 飲食物ノ材料ハ新鮮ナルモノヲ選ビ腐敗シ易キモノ消化惡シキモノ性質不明ノ菌茸類ヲ用ヒサルコト
- 十七 飲食物ハ毎回調理シ決シテ炊置ヲ爲サ、ルコト
- 十八 銅又ハ眞鍮ニテ作りタル鍋釜類ニテ煮シタル飲食物ハ成ルヘク速ニ瀬戸物其他安全ナル器物ニ移シ換フルコト
- 十九 調理シタル飲食物ニハ蠅及塵埃ヲ防ク爲メ必ス蓋ヲ爲シ置クコト

第二節 飲食物及飲食物用器具類營業者

飲食物及飲食物用器具類ノ取締ニ關シ既往ノ實驗ニ徴スルニ各宗本山ノ大法要等特ニ多衆ノ入浴スル場合ニハ營利ニ敏ナル營業者カ多量ノ粗製濫造品ヲ仕入レ之ニ依リテ暴利ヲ貪リ地方物産ノ聲價ヲ傷ケ且ツ衛生上實害ヲ醸シタル前例アリ、之ニ依リテ参考スルニ大禮ノ御舉行ニ際シ大衆ノ入浴スルニ當リテハ必スヤ此種ノ輩續出シ害毒ヲ流スニ至ルナルハシ、故ニ豫メ之カ取締ノ周到ヲ期シ大正二年春期ヨリ臨檢并ニ検査度數ヲ頻繁ニシ大禮ノ延期セラレタル當時ニ於

テモ毫モ弛緩スルコトナク引續キ取締ヲ勵行シ、大正四年四月ヨリハ更ニ其程度ヲ嚴重ナラシメ 大禮費支辨ニ依ル臨時衛生技術員ノ増員ト相俟ツテ益々綿密ナル視察ヲ遂ケ、一面各種ノ組合ヲ利用シ粗製品ノ製造及輸入ヲ豫防シ清酒ノ如キ藥品類ノ騰貴ニ依リ直接影響ヲ被ルモノニ對シテハ一層深ク注意ヲ加ヘ其他各種ノ事項ニ涉リ最モ嚴密ナル取締ヲ爲セリ、大正四年四月ヨリ同年十一月ニ至ル期間内施行シタル検査數ハ實ニ十八萬五千八百二十二件ノ多キニ達シ其内不良品ヲ發見スルコト十二萬五千七百七十三件頗ル繁雜ヲ極メタリ、而シテ尙 大禮御舉行ノ當時ニ於テハ或ハ食料品ノ市場ニ臨ミ又ハ宿屋、料理屋、飲食店、露店等ノ賣品ヲ視察シ時ニハ全員出動シテ警察署ニ於ケル係員ト力ヲ協セ一齊臨檢ヲ試ムル等有ユル手段方法ヲ盡クシ以テ異常ナキヲ得タルモノトス。(第五十號表參照)

(第五十號表) 飲食物飲食物用器具其他試驗成績表

種別	四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月		合計
	真	否	真	否	真	否	真	否	真	否	真	否	真	否	真	否	
鉛合金器具	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
鍍錫器具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鐵着器具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
磁瑯器具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陶器類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
試驗器具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
銅及其合金器具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
清酒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- 二十 調理シタル飲食物ヲ他ヘ運搬スルトキハ白布類ヲ以テ丁寧ニ被覆ヲ施シ塵埃ノ侵入セサル様注意スルコト
- 二十一 調理シタル飲食物ヲ運搬スル器具ハ特ニ清潔ニ掃除ヲ爲シ且ツ不潔ノ場所ニ置カサル様注意スルコト
- 二十二 注文先ヨリ持歸リタル飲食物用器具ハ直ニ煮沸水ニテ洗滌スルコト
- 二十三 魚類ノ内臓其他廢棄物ハ凡テ蓋アル容器ニ收メ毎日他ヘ搬出スルコト
- 二十四 塵芥容器ハ蓋アル完全ノモノヲ用ヒ塵芥其他不潔物ハ必ス之ニ收容スルコト
- 二十五 傳染性疾患者ヲシテ營業ニ從事セシメサルコト
- 二十六 家族同居者傭人及通勤者ニシテ病氣ニ罹リタルモノアルトキハ速ニ醫師ノ診斷ヲ求ムルコト
- 二十七 臨時傭人ヲ爲サントスルトキハ先ツ醫師ノ診斷ヲ受ケシメ其健康ヲ確メタル上傭入ルコト
- 二十八 飲食物ヲ調理シ又ハ客ニ接スル者ハ清潔ナル衣服ヲ着シ且ツ身體ノ不潔ナラサル様注意スルコト
- 二十九 便所ハ毎朝掃除ヲナシ常ニ清潔ナラシムルコト
- 三十 尿管ハ十一月五日迄ニ悉皆汲取り爾後充溢セサル様廣汲取ラシムルコト

第四編 衛生 第十一章 各種營業者ニ對スル衛生上ノ取締

納メ懸吊シ華氏五十四五度ニ於テ三日乃至六日ヲ經テ充分成熟セシメ後
冷蔵庫ニ納メ貯藏シタリ

(チ) 御料肉ノ出入ニハ必ス監督官ノ指揮ヲ受ケタリ

(リ) 御料肉ノ仕上ハ先ツ所要ノ各部ヲ切離シ更ニ粗上ニ於テ臚膜筋及過
饒ノ脂肪ヲ切除シ浸潤セル肉汁ハ消毒「ガーゼ」ヲ以テ充分ニ拭除シ上納
容器ニ收メ消毒「ガーゼ」ヲ覆ヒ上納シタリ

(ヌ) 作業用器具類ハ使用前必ス熱湯ニテ洗浄シ酒精消毒ヲ施シ乾燥後之
ヲ使用シ使用後ハ直ニ亦熱湯ヲ以テ洗滌シタリ

(ル) 御料肉取扱用ノ白布ハ凡テ熱湯ニテ洗滌シ乾燥シタル後使用シタリ

(チ) 御料肉ニ接觸スル總テノ物品ハ直接間接ヲ問ハス酒精消毒又ハ熱湯
消毒ヲナシタリ

叙上ノ外一般販賣ノ用ニ供セシ獸肉試験ノ成績ヲ擧クレハ左ノ如シ。(第五十二號表參照)
(第五十一號表) 牛羊乳試験成績細別表 (大正四年)

種別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	計
検査	・六二〇	・二一〇	・四三〇	・三三〇	・一、五〇〇	・二、〇〇〇	・七、〇〇〇	・一、六〇〇	・八、八〇〇
脂肪不足	・二〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・三〇〇	・一、二〇〇	・一、三〇〇	・一、〇〇〇	・一、〇〇〇	・八、〇〇〇
比重不足	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一、〇〇〇
汚物混入	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇〇
加工水	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇〇
加腐敗	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇	・一〇〇
不良品合計	・二二〇	・二二〇	・二二〇	・二二〇	・二二〇	・二二〇	・二二〇	・二二〇	・二、二〇〇

(第五十二號表) 牛羊乳試験成績表 (大正四年)

種別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	計
全乳	・一、五二〇	・一、八二〇	・二、一〇〇	・二、三二〇	・二、五二〇	・二、七二〇	・二、九二〇	・三、一〇〇	・二、九二〇
不良件	・七五〇	・一、一〇〇	・一、三〇〇	・一、五〇〇	・一、七〇〇	・一、九〇〇	・二、一〇〇	・二、三〇〇	・一、九二〇
良件	・七七〇	・七二〇	・七七〇	・八二〇	・八五〇	・九〇〇	・九二〇	・八七〇	・一、〇〇〇

種別	山羊乳			脱脂乳		
	不	良	件	不	良	件
四月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
五月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
六月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
七月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
八月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
九月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
十月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
十一月	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五	・一五
計	・一五〇	・一五〇	・一五〇	・一五〇	・一五〇	・一五〇

(第五十三號表) 獸肉試験成績表 (大正四年)

種別	牛			豚			合計
	不	良	件	不	良	件	
四月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
五月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
六月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
七月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
八月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
九月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
十月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
十一月	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・四〇〇
計	・一、〇〇〇	・一、〇〇〇	・一、〇〇〇	・一、〇〇〇	・一、〇〇〇	・一、〇〇〇	・四、〇〇〇

第四節 其他ノ營業

湯屋及理髮業者等ニ對シテハ當府ノ指示セル方針ニ從ヒ所轄警察署ニ於テ其取締ヲ勵行シ、技術ヲ要スル事項ニ付テ

ハ直接技術員ヲ派遣シテ時々必要ノ視察ヲ爲サシメ百方其改良ヲ促シ多少ノ面目ヲ改メタリ、然リト雖モ湯屋ノ如キハ浴客ノ衛生思想尙未タ幼稚ニシテ折角灑湯ヲ設ケシムルモ之ヲ使用スルノ方法ヲ知ラス又ハ浴槽ノ中ニアリテ石鹼類ヲ使用スルモノ等甚タ多シ、從テ不潔ニ涉レルコトアルモ單ニ營業者ノミヲ責ムルコト能ハサル事情アリ、又理髮營業者ニアリテハ新タニ組織シタル組合アリテ充分活動ノ餘裕アルモ前年來紛擾ニ紛擾ヲ重ネ容易ニ沈靜スヘクモアラス、大典衛生ニ焦慮スルモノ絶無ナルニアラスト雖モ之ヲ他ノ營業者ニ比較スレハ甚シキ軒輊アリテ成績良好ナラザリシハ頗ル遺憾トスル所ナリ、劇場、興行場、勸商場等多衆ノ集合ヲ目的トスル個所ニ就テハ場内ハ勿論座布團類ニ至ル迄主トシテ其清潔ヲ持續スルニ力メシメ、尙開場中技術者ニ命シ有害性炭酸瓦斯計量器ヲ使用シ其程度ヲ審査セシメ之ニ依リテ換氣法ノ充分ナルヤ否ヤヲ検査セシメタル等ニ種々ナル手段ノ下ニ廣ク衛生ノ普及ヲ圖レリ、貸夜具營業者ニ對シテハ晩春ノ頃ヨリシテ新調洗濯乾燥等夫々必要ナル準備ヲ促カシ、掛襟敷布枕等ノ附屬品モ亦同様ノ手入ヲ爲サシメ屢之ニ臨檢シテ其實行如何ヲ視察シ且ツ他府縣ヨリ一時輸入セシ物品ニ對シテハ其都度適當ノ施設ヲ爲サシメ概シテ良好ノ成績ヲ得タリ。

叙上記述ノ外清酒、麵類、豆腐及青物等ノ組合ニ於テハ特ニ衛生ニ重キヲ置キ臨時總會ヲ召集シ一般組合員ニ對シテ其遵守スヘキ事項ヲ示シ且ツ私巡視ノ制(五十四號表參照)ヲ設ケ當該官憲ノ取締ヲ受クルニ先チ自ラ進ンテ衛生ノ實ヲ舉ケンコトヲ圖リシ等大ニ見ルヘキモノアリタリ、左ニ列舉スル注意事項ノ如キハ何レモ其組合カ組合員ノ注意ヲ喚起スル爲メ配布セシモノニ係レリ、就中青物商組合ニアリテハ大正四年九月下旬學校會社ニ頻發シタル「バラチフス」病毒ノ流水ヲ汚シタル疑ヲ生シタル當時著シク活動シ流水ノ使用ヲ停止シタル府令ヲ遵守セシムル爲メ特ニ洗場設置ノ獎勵ヲ爲シ別記ノ如キ好成绩(第五十五號表參照)ヲ收メタル等眞ニ特筆ノ價值アルモノトス。

緊急通知書

御大禮式典御舉行ノ期モ旬日ノ後ト相成候就テハ參列ノ縉紳ノミナラス拜觀ノ爲メ内外人ノ麁集スル事モ亦豫期シ得ヘキ義ニ在之候此機ニ際シ俄然酒價ヲ昇騰セシメ又ハ粗惡酒ヲ販クカ如キハ最モ戒ムヘキ次第ニ在之候得ハ衛生保健上法規ノ許サ、ル防腐劑ヲ混用シタルモノハ勿論需要ノ激増ニ乘シ妄リニ高價ヲ唱ヘ又ハ強賣ヲ爲シ若クハ酒質ヲ低

下シテ暴利ヲ貪リ競争ヲ事トシテ特ニ需用家ニ迷惑ヲ及ホシ其他本市當業者ノ名聲ヲ失墜スルカ如キ事無之様深甚ノ御注意在之度候
右特ニ及通知候也

大正四年十一月一日

京都市酒類商同業組合

組長 淺田 幸吉

注意書

今般 御大禮ニ關シ其筋ヨリノ注意ニ依リ組合役員會ノ決議ヲ以テ衛生上注意スヘキ事項左記ノ通り相定メ候事

- 一、同業者ハ常ニ左記事項ヲ勵行スヘキモノトス
 - (イ) 家宅内外ハ勿論就中店舗及營業用器具類ノ清潔ヲ保持シ且ツ常ニ蠅ノ驅除ニ努ムルコト
 - (ロ) 飲料水及使用水 成ルヘク上水ヲ使用スルコト
 - (ハ) 原料ヲ精撰シ且ツ腐敗ニ傾キタル物品ヲ販賣セザルコト
 - (ニ) 販賣品ニハ必ス防蠅防塵ノ設備ヲ怠ラサルコト
 - (ホ) 飲食物用器具類ノ洗滌ヲ勵行シ且ツ使用水ノ更新ヲ怠ラサルコト
 - (ヘ) 箸ハ消毒シタル新シキモノヲ用ヒ使用毎ニ之ヲ廢棄スルコト
 - (ト) 常ニ身體衣服ノ清潔ヲ怠ラサルコト
 - (チ) 肺結核其他傳染性疾患ニ罹レルモノ又ハ病者ノ看護ヲ爲シ若クハ其汚物ヲ取扱フ者ハ營業ニ從事セザルコト
 - (リ) 塵芥其他汚物ノ類ハ一定ノ容器ニ收メ惡臭ヲ放タス且ツ昆虫類ノ發生セサル様度ニ出シ且ツ其容器ハ完全ナル覆蓋ヲナシ置クコト
 - (ヌ) 鼠族ノ驅除ニ努ムルコト
- 二、前項ノ目的ヲ貫徹スル爲メ左記ノ通り臨時検査員規定ヲ設ク
 - (イ) 各部ニ一名ノ検査員部長及若干名ノ検査員ヲ囑託ス
 - (ロ) 検査員ハ隨時巡回検査ヲ爲シ同業者ノ使用スル營業用器具類及飲料水使用水ノ其否其他必要ト認ムヘキ各般ノ事項ニ涉リ注意ヲ促シ又ハ其改善ヲナサシムルコトヲ得
 - (ハ) 検査員ハ店舗若クハ行商者ニ就キ販賣品ノ其否ヲ検査シ不良品アル

表回巡視巡私

月別	日附	認印	同上	同上	同上
七月					
八月					
九月					
十月					
十一月					
十二月					
一月					
二月					
三月					
四月					
五月					
六月					
大正四年	月日				
第 號					

トキハ其販賣ヲ停止シ又ハ廢棄セシムルコトヲ得
(二) 検査員部長ハ検査員ヲ指示督勵シ又ハ自ラ本決議ニ依ル各種ノ事項ヲ執行ス
(三) 本決議ニ違背シ又ハ検査員部長、検査員ノ臨檢ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨害シタル者ニ對シテハ組合規約ニ依リ違約處分ヲ爲スモノトス
右條項堅ク遵守相成度候也

第五十四號表

京都酒類商組合事務所

衛生注意書

- 一 今般御大典ニ關シ其筋ヨリノ御内旨ニ由リ組合役員會ノ決議ヲ以テ左ノ事項ヲ規定仕リ候事
- (一) 一般行商人ハ買客ニ對シ知レ易キ様神天ノ襟若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ住所氏名又ハ商號等ヲ明示スル事 本項ハ四月一日ヨリ勵行ス
 - (二) 衛生上ノ件ニ付臨時検査員規定ヲ設ケ各部ニ若干名宛ノ巡回検査員ヲ囑託シ尚ホ上下京區各一名宛ノ検査員部長ヲ囑託ス
 - (三) 囑託ヲ受ケタル検査員ハ各同業者ヲ隨時隨地檢シ組合員ノ井水ノ其否器具ノ洗滌及ヒ構造下水ノ排洩等ノ事ニ就キ検査シ不完全ナル廉アル時ハ注意ヲ促シ若クハ之レカ改良ヲ爲サシムル事ヲ得
 - (四) 行商及ヒ製造ニ従事スルモノ、着衣ハ成ヘク垢付カサルモノヲ用ヒ屢々洗濯ヲ怠ラサル様注意スル事
 - (五) 原料ノ精選ヲ推奨スル事
 - (六) 販賣物品ハ内外ヲ問ハス嚴重ニ蓋ヲ爲ス事
 - (七) 検査員ハ店舗若クハ行商中ニ於テモ隨時販賣物品ノ其否ヲ嚴密ニ検査シ苟モ不其ト認ムルモノアル時ハ其物品ノ販賣ヲ停止セシメ又ハ放棄セシムル事ヲ得
 - (八) 検査員部長ハ各検査員ヲ督勵シ之ヲ嚴重ニ執行セシメ又ハ隨時各戶ニ就テ臨檢スル事ヲ得
 - (九) 右各項ニ違背シ若クハ検査員及ヒ検査員部長ノ臨檢ヲ妨害シタル場合ニ於テハ組合規約第六條第二項及ヒ第三十五條ノ規定ニ準據シ違約金處分ヲ執行スル事
- 右ノ條々堅ク遵守相成度候也
大正四年四月 京都府認可 京都豆腐商組合事務所

青物商組合の心得

吾等ハ近頃マテ蔬菜ヤ果物ナトノ品質及取扱等ニヨリ之カ病氣ノ因トナリ或ハ悪疫ヲ傳播スルモノテナイト思フテ居リマシタ處カ段々衛生トイフコトカハ益敷ナリマシテ其道ノ人々カ詳シク調ヘラレト大變之レニモ關係カアルトイフコトテ此事ハ最早吾々同業者カ何ト云フテモ世間一般ニ此衛生ノコト

ニ深ク心ヲ注カレ、今日トナリテハ理屈ハナイノテアリマス、夫レテ吾々ハ御得意先ハ勿論世間一般ニ此蔬菜ヤ果實ニ由ツテ人々ノ身體ニ障害ノ起ラヌヤウ一同注意スルコトニ致サネハナリマセヌ、夫故左ニ其注意スヘキ事柄ノ極大要ヲ記シ同業者一統ヘ配リマスカラ之チ度々オ讀ミニナリマシテ殊更大切ナル今年ナレハ今ヨリ一入御注意御勉強ヲ願ヒマス

- 注意スヘキ事項
- (一) 家宅特ニ店頭、賣品、容器等ノ清潔ヲ保チ蠅ヲ防キ用水ハ可成上水トナスコト
 - (二) 店臺ノ下チ不潔ナラシメス若シ糞臺ニシテ時ニ水分蒸散ノ設ケアルモノハ毎月一回以上其水ヲ交換スルコト
 - (三) 常ニ身體衣服ノ清潔ヲ怠ラサルコト
 - (四) 結核其他傳染スヘキ病氣ニ罹リ居ルモノハ賣品ヲ取扱ハサル事
 - (五) 病人ノ看護ヲナシ又ハ其汚物ヲ取扱フモノハ賣品ニ觸レサル様注意シ若シ據ナキ場合ハ其都度手指ヲ充分洗ヒ然ル後之レヲ取扱フ事
 - (六) 塵芥其他ノ排棄物ハ一定ノ場所ニ集メ惡臭ヲ放タス昆虫類ノ發生セサル様度々之レヲ搬出シ且ツ搬出後ハ其容器ヲ可成清潔ニナシ蓋ヲナシ置ク事
 - (七) 鼠族ノ驅除 カム 事
 - (八) 蔬菜類ハ新鮮ニシテ必ス(上水、井水、湧水、噴水等ノ類)ニテ洗滌シタルモノヲ購入シ流水ヲ使用セルモノハ絕對ニ買入レサル事
 - (九) 果實類ハ必ス成熟シタルモノヲ賣買スル事
 - (十) 未熟又ハ腐敗シタル果物其他不其ノ飲食物ヲ賣却スル時ハ其筋ヨリ處罰セララルコトヲ忘レサルコト
 - (十一) 蔬菜及果實等ノ産出地ニ於テ消化器傳染病流行ノ徴アル時ハ相互相通シ一時其地方ヨリノ産物購入ヲ見合ス事
- 右其筋ノ注意ニ依リ實行セララルヘシ
大正四年 京都青物商組合

青物商組合私巡視員

葛野郡大内村字中堂寺 秋田 馬 吉

京都府令第五十九號

塞扶私病毒侵入ノ疑アルニ依リ左記流域ニ於テ漁釣又ハ其水ノ使用ヲ停止ス
本令ニ違背シタルモノハ貳拾圓以下ノ科料ニ處ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十月八日

京都府知事 大森 鍾 一

一、紙屋川、天神川筋、葛野郡衣笠村大字大北山小字廣芝以南紀伊郡下鳥羽村以北及同流域ヨリ分岐セル用水路ノ全部

右ノ様ナ御府令カ出マシタ、ソコテ我々ノ様ニ、食物ヲ賣ル商賣ハ、殊ニ注意セネハナリマセヌ。ソレ故前ニ當組合ハ注意書ヲ廻シテ置キマシタ、此際尙一層衛生ヲ重シテ、極精ノヨキ品ヲ撰ハネハナリマセヌ。左ニ掲ケル事ハ是非堅ク守ツテモライタイノテアリマス。

- 一、府令ニ依ル禁止流域ハ勿論其他危險ト認メタル流域ニテハ必ス青物類ノ洗滌及ヒ總テノ使用ハテキマセヌ
- 一、禁止危險流域ニテ洗滌シタル青物ハ賣買ハテキマセヌ
- 一、右ノ如キ流域ニテ洗滌シテ居ルモノ又ハ洗滌シタト云フ事ヲ見聞シタ人ハ直チニ警察署カ最寄派出所又ハ組合事務所ニ知ラサネハナリマセヌ
- 一、其他前ニ配附シマシタ衛生注意書ヲ見安キ處ニ掲ケテ公衆ニ對シテ最モ安全ナル品物ヲ販賣セネハナリマセヌ

大正四年十月九日

京都青物商組合

(第五十五號表) 青物洗場調査表

洗場及洗滌水ノ區別	住	所	組名	氏名
自宅 井戸	佛光寺通大宮西入坊内町		西田	寅吉
自宅 井戸	葛野郡朱雀野村字壬生		今井	祐次郎
佛光寺通大宮西入裏町堀井戸	葛野郡朱雀野村字壬生		上田	源次郎
葛野郡朱雀野村字西ノ京小字中川湧水	三條通神泉苑西入今新在家町	因幡町組	近藤	久次郎 外八名

第十二章 學校會社工場等ノ衛生設備

學校、會社、工場等多衆ノ集合スル場所ニ對シテハ特ニ衛生ニ重キヲ置キ豫メ掃除ヲ勵行セシメ且ツ之ヲ持續スル方法ヲ講シ飲料水ノ改善ヲ圖リ、就中炊事場及食堂ノ設備ハ最モ注意ヲ深カラシメ其他寢具類ノ手入塵芥汚物ノ處分下水溝ノ修理等各種ノ事項ニ涉リ不備ナカラシメンコトヲ期シ、屢學校當局者又ハ會社工場等ノ主管者ト協議ヲ重ネ以テ其實行ヲ促シタリ、由來工場衛生ニ關シテハ從來ヨリモ深ク心ヲ注キ別記協議事項ノ勵行ヲ圖リ爾來年ヲ經ルコト久シト雖モ尙未タ不備ノ點甚タ多シ、加之傳染病ノ發生ニ當リテモ往々豫防ノ方法ヲ誤リ同一ノ場所ニ於テ多數ノ患者ヲ出セシコト實例ニ乏シカラス、今ヤ京都市ノ傳染病院ハ移轉改築既ニ成リ愛宕郡大宮村、紀伊郡竹田村等ニ於ケル組合隔離病舎ノ設備整頓セルモノアリト雖モ、多數ノ職工ヲ有スル會社工場等ニ於テ一時ニ多數ノ患者ヲ出サハ忽チ其影響ヲ擴大シ一般患者ノ收容ニ支障ナキヲ保シ難シ、故ニ傳染病ノ發生ヲ免レストスルモ其都度早期ニ發見シ必ス局所ニ撲滅スルノ方法ヲ講セサルヘカラス、之ヲ以テ多數ノ使用人アル會社工場等ニ對シテハ特ニ確實ナル囑託醫ヲ置カシメ隨時必要ニ應ジ健康診斷ヲ施行シ、一面疑ハシキ患者アリタル場合之ヲ隔離シ得ラルヘキ病室ヲ準備セシメ專ラ豫防ニ力メタリ、斯クテ著シキ事故モナク最モ難關タル盛夏ノ頃ヲ過セシニ大正四年九月下旬ニ至リ突然私立平安中學校ニ數名ノ「バラチフス」患者ヲ出タシ間モナク會社工場ヲ襲ヒ病勢猖獗僅々十數日ナラスシテ第一高等女學校、第二中學校、京都織物株式會社、紫野分工場、西陣擦糸再整株式會社、田中擦糸工場、八代仁織物工場、服部擦糸工場、日清紡績株式會社等特ニ多數ノ學生又ハ職工ヲ有スル學校會社ニ蔓延シ二百三十餘名ノ患者ヲ出シ實ニ心膽ヲ寒カラシメタリ、當時恰モ大禮御舉行ノ御日取愈々切迫セシヲ以テ當局ノ苦心假フルニモノナク、日夜寢食ヲ忘レテ豫防ニ從事シ消毒作業ノ勵行、保菌者ノ調査、健康者ノ隔離等有ユル手段ヲ盡シ十月下旬ニ至リ漸ク之レカ撲滅ヲ期シ得辛ウシテ愁眉ヲ開クニ至レリ、今左ニ其當時ニ於ケル成績(第五十七號及第五十八號表參照)ヲ掲ケ以テ參考ニ資セントス。

因ニ大禮準備トシテ特ニ警戒ヲ加ヘタル會社工場ヲ列舉スレハ左表(第五十八號表參照)ノ如ク四十有六ヶ所ニシテ事務員以下使用人ノ數八千九百八十五名ノ多キニ涉ルモ前記數ヶ所ノ外何レモ無事ナルコトヲ得タルハ僥倖ト云フノ外ナシ

(第五十七號表) 公立學校ニ於ケル「バラ」室扶私保菌者調査表

學校名	位 置	學校 醫 生	職 員	寄 宿 生	通 學 生	其 他	患 者	保 菌 者 調 查
私立平安中學校	大宮通七條上ル	牛窪 委 矣	三三	三三	二〇〇	一〇	二四	三六
府立第一高等女學校	寺町通廣小路下ル	星野 元 彦	二二	二二	六七	五	二四	三六
府立女子師範學校	愛宕郡大宮村	高橋 隆 三	四三	二七	四	一〇	一	二二
府立師範學校	愛宕郡上賀茂村	新畑 六 郎	二四	三五	一	一六	四	二
府立第一中學校	吉田町	木村 得 善	三七	六〇	五七	七	一	一
府立第二中學校	紀伊郡上鳥羽村	遠藤 太 三 郎	三七	九七	五三	一〇	三	一
府立第五中學校	葛野郡花園村	久富 猪 一 郎	二九	一六	四八	八	三	一
計			二二九	一、四二五	一、四三三	七〇	七二	一、四六六

(第五十八號表) 會社工場ニ於ケル「バラ」室扶私保菌者調査表

會社工場名	位 置	囑 託 醫 生	事 務 員	寄 宿 者	通 勤 者	炊 事 夫 小 使	患 者	保 菌 調 查
雲林擦糸會社	愛宕郡大宮村	菅野 弘 一	五	四	一〇	八	一	一
西陣模範工場	愛宕郡大宮村字雲林院	野田 平 助	五	四	一〇	八	一	一
東華織物工場	愛宕郡大宮村字紫竹大門	木村 三 郎	五	四	一〇	八	一	一
佐々木擦糸工場	寺ノ内堀川西入	野田 三 助	五	四	一〇	八	一	一
奥村擦糸工場	猪熊元誓願寺下ル	木村 三 郎	五	四	一〇	八	一	一
藤井織物工場	中筋智恵光院	安藤 仲 治 郎	五	四	一〇	八	一	一
松村織物工場	中筋淨福寺	沖田 定 一 郎	五	四	一〇	八	一	一
鐘淵紡績上京工場	東竹屋町	平野 信 三 郎	五	四	一〇	八	一	一
三谷伸銅所	聖護院町	大前 仁 作	五	四	一〇	八	一	一
岡田伸銅所	二條川端東入	大前 仁 作	五	四	一〇	八	一	一
京都織物會社	川端荒神口	山田 常 任 郎	五	四	一〇	八	一	一
小澤擦糸工場	丸太町熊野道西入	大前 仁 作	五	四	一〇	八	一	一

野村 撚糸工場	疏水廣道下ル	岡村 利輝	三〇	九五	一六	一	三
錦光山陶器工場	三條白川橋東入	岡村 富太郎	三〇	一〇〇	一六	一	三
西堀 撚糸工場	烏丸上立賣上ル東入	渡邊 秋吉	三〇	二二	一六	一	三
喜多川織物工場	今出川室町西入	菅野 弘一	三〇	三三	一六	一	三
細井織物工場	小川今出川上ル	菅野 英三	三〇	七四	一六	一	三
日下部生糸撚糸工場	黒門元誓願寺	中元 權三	三〇	一六	一六	一	三
川島織物工場	堀川一條上ル	松浦 勇次郎	三〇	八〇	一六	一	三
日本製布株式會社	紀伊郡向島村	中元 權三	三〇	三〇	一六	一	三
東洋紡績會社	紀伊郡伏見町	岡本 豐昇	三〇	三〇	一六	一	三
柏木織物工場	紀伊郡伏見町	岡本 純藏	三〇	三〇	一六	一	三
鐘淵紡績下京工場	油小路八條	鈴鹿 純三	三〇	三〇	一六	一	三
兒島友禊工場	紀伊郡東九條村	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
濱口染工場	紀伊郡東九條村	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
日吉紡績會社	大和路四條下ル	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
日進電機工場	松原六波羅東入	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
辻紡績工場	葛野郡朱雀野村	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
辻紡績工場	葛野郡朱雀野村字壬生	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
京都撚糸會社	葛野郡朱雀野村西ノ京	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
伊藤忠染物會社	葛野郡朱雀野村京織町	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
梅津製紙會社	葛野郡梅津村	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
日本撚糸會社	室町頭	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
小澤撚糸工場	智恵光院一條上ル	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
高田機業工場	大宮上長者町	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
京都染再整會社	油小路中立賣	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
福永織物工場	中立賣松屋町	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
杉本精練工場	愛宕郡田中村	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
人見撚糸工場	日暮上長者町下ル	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三
西陣撚糸再整株式會社	堀川寺ノ内上ル	岡崎 久世	三〇	三〇	一六	一	三

京都織物紫野分工場	愛宕郡大宮村	菅野 弘一	一五	一〇〇	一四	一四	一五
服部 撚糸工場	葛野郡衣笠村	松尾 相暢	一五	八七	一四	一四	一五
日清紡績會社	東竹屋町	富永 秀三郎	一五	四八	一四	一四	一五
矢代仁織物工場	一條六軒町	松尾 相暢	一五	八三	一四	一四	一五
田中撚糸工場	七本松今出川	矢野 庄三郎	一五	八六	一四	一四	一五
鐘淵紡績會社	愛宕郡田中村	島野 完治郎	一五	四六	一四	一四	一五
計			三三八	四〇〇	四二八	三二五	三六四

會社工場衛生設備協議事項

(一) 清潔方法 會社工場内ノ全部ニ涉リ持續的清潔方法ヲ勵行セラレタキコト

(理由) 清潔方法實施ノ程度ニ至テハ各會社共區々ニシテ一樣ナラサルモ概シテ之レヲ云ヘハ多ク局處的清潔方法ニシテ全般ノ清潔方法不十分ナルモノ、如シ故ニ自今持續的ニ實行シ之レニ由テ來ルヘキ土壤水質空氣等ノ障害ヲ可成未然ニ防禦セラレントコトヲ望ム

(二) 換氣方法 工場及寄宿舎ニ於ケル換氣ノ方法ニ注意ヲ加ヘラレタキコト

(理由) 各社共工場内ニハ換氣孔又ハ採光兼用ノ換氣窓等設ケアルモ之カ閉開ニ至ツテ殆ント留意セラレサルモノ、如ク又寄宿舎ニハ二三會社ヲ除クノ外概シテ換氣不十分ニシテ晝間ニテモ異臭ヲ放ツモノアリ特ニ夜間電光ヲ用ヒス種油ヲ使用セラル、モノ、如キハ室内炭酸量ノ増加スルコト言フ俟タズ從テ不知不識ノ間ニ健康ヲ害スルコト尠ナカラス自今一層注意ヲ加ヘ改善ノ實ヲ擧ケラレントコトヲ望ム

(三) 水 飲用使用水共常ニ不潔ナラサル様注意セラレタキコト

(理由) 井水ノ浚渫、水質試驗等定期的ニ之ヲ行ハレ居ルモノ殆ント稀ナリ然ルニ水ノ良否ニ因リテ人體又ハ使用機械等ニ及ボス利害ハ大ニ注意セサルヘカラス仍テ自今井戸ノ浚渫ハ毎年一二回之ヲ施行シ破損ノ箇所ハ時々之ヲ調

查シテ直ニ修繕ヲ加ヘ水質試験モ亦一年一二回之ヲ行ヒテ人體ノ保健ト機械類ノ保存上ニ補益センコトヲ望ム

(四) 採光方法 殊ニ夜間ノ採光ニ注意セラレタキコト

(理由) 工場ニ於ケル天然的採光方法ハ稍ヤ満足ナルカ如キモ之ニ對スル職工ノ面位ニアリテハ痛痒ノ感ナキニアラズ然レトモ之レ機械ノ配列等止ムヲ得サルモノナラン而シテ夜間ノ就業者ニ對スル採光ハ成ルヘク其ノ距離ト光力ニ留意セラレ彼等カ注意力ト視力ニ障害ナキ程度ニ設備シ且ツ寄宿ニ於ケル採光ハ陰鬱ヲ感セサル様充分ノ注意アラントコトヲ望ム

(五) 新築又ハ改築ノ際ハ成ルヘク衛生上好適ノ設計アリタキコト

(理由) 多クノ會社ニ於テ目下寄宿舎ノ新築、改築又ハ修繕ヲ加ヘントセラル、モノ少ナカラサルカ如シ果シテ然リトセハ成ルヘク方位、高底、採光、換氣、階段ノ緩急廣狹、室房ノ配置廣狹結髮室洗面場、浴場、便所其ノ他非常口及周圍衛生上 適否等充分ナル注意ヲ加ヘラレントコトヲ望ム

(六) 職服 成ルヘク一定ニ着用セラレタキコト

(理由) 滑澤ナル職業服ヲ着用セシムルハ塵芥豫防上必要ナルモ目下之レカ使用區々トシテ一様ナラス之等ハ成ルヘク一定ニ着用セラレタキコト然レトモ其ノ裁縫ノ如キハ些少ニテモ四肢關節ノ運動ヲ妨ケ或ハ胸腹ノ壓迫等ナキ方法ヲ擇フヘキ必要アレハ深ク注意セラレントコトヲ望ム

(七) 疊寢具及衣服ノ類ハ常ニ清潔ヲ保タシメラレタキコト

(理由) 一三ノ會社ヲ除クノ他ハ寄宿舎ニ於ケル疊寢具衣服等ノ清潔方法満足ナルモノ甚タ少ナシ故ニ之等ニ對シ深ク注意セラレ度ハ勿論紙屑又ハ履物入其他ノ雜品等ニ至ル迄常ニ清潔ヲ保タシメ且ツ時々日光ニ曝露シテ一ハ消毒一ハ室内空氣ノ汚染ヲ未然ニ防クノ得策ヲ講セラレントコトヲ望ム

(八) 睡壺ノ配置ヲ適當ニシ且ツ其要ヲ説示セラレタキコト

(理由) 目下各會社共睡壺ノ配置ヲ爲サ、ル箇所ナシ然レトモ其ノ數少ナキニ失スルト清洗ノ不充分ヲ免レス故ニ今少シク其數ヲ増加シ且ツ毎朝必ス之ヲ洗滌シテ相當消毒藥ヲ入レ且ツ使用者ニ對シ個人及公衆ノ疾病豫防上尤モ必

要ナル理由ヲ教示セラレントコトヲ望ム

(九) 洗面盤、手拭、結髮具等ハ各自專用トシ互ニ貸借ヲナサ、ル様習慣セシメラレタキコト

(理由) 眼疾及各種ノ皮膚病殊ニ「トラホーム」ノ如キハ之等ノ器具類ヲ介シテ傳染スルコト最モ多シ故ニ之ヲ嚴守セシメラレントコトヲ望ム

(十) 寄宿舎ニ於ケル秩序及清潔ヲ嚴行セラレタキコト

(理由) 凡人ノ居室ニ於ケル秩序及清潔ノ良否ハ精神上ニ及ホス快鬱關係至大ナリト云フヲ得ヘシ殊ニ勞働者ノ如キハ之カ善美ニ依リ其ノ疲勞及精神ヲ慰ムルノ利益アルノミナラス自然風儀ノ善良ヲ養成スルニ至ル故ニ工女中ノ少年等ニ教示シテ常ニ此ノ役ニ當ラシメ習慣的ニ實施スル様指導アラントコトヲ望ム

(十一) 炊事用具類ニハ成ルヘク銅若シクハ黃銅製ノモノヲ使用セラレサルコト

(理由) 或ル會社ノ如キハ既ニ鍍錫ノ剝離シタル古キ銅製ノ鍋又ハ黃銅製ノ汁杓子等ヲ使用セラレツ、アリ然レトモ之等ハ全然廢止セラル、ヲ良トス蓋シ銅ノ酸化ニ因リ中毒性消化器疾患ニ罹ルノ恐れアレハ充分ニ注意セラレントコトヲ望ム

(十二) 病室ノ設備ヲ完成シ常ニ防疫ニ注意アリタキコト

(理由) 或ル會社ノ如キハ實ニ完全ナル病室アリ又或會社ハ健康者ニモ堪ヘ難キ程ノ感アルモノアリ或ハ傳染病ノ注意患者等ヲ發生スルモ一時之レヲ隔離スヘキ場所スラ用意ナキモノアリ依テ今後ハ例令病者ナシト雖モ使用人員ノ數ニ應シ相當ノ設備ヲナシ且ツ患者ナキ時ニアリテモ常ニ醫師ヲシテ保健及防疫上ノ顧問トシ時々之ニ協議ヲ遂ケ以テ工場衛生ノ發達ヲ圖ラレントコトヲ望ム

(十三) 職工志願者ニ對シテハ醫師ヲシテ身體検査ヲ執行セシメラレタキコト

(理由) 多數ノ會社中之ヲ實行セラレツ、アルモノ唯一アルノミ然ルニ此ノ志願者ノ身體検査ヲ施行シテ其ノ採否ヲ決スルハ單ニ會社其モノ、裨益ナルノミナラス現ニ使役中ノ職工ニ對スル保健上會社ノ義務ナリ由テ自今必ス之ヲ實施セラレントコトヲ望ム

(十四) 法定月報ノ患者ナルモノハ眞ノ疾病ニ罹リ休業(例令一日)ヲ命セラレタル者ニ限定シ且ツ同一ノ人ニシテ同月中ニ數回疾病ニ罹ルコトアルモ之ヲ一名ノ患者トシテ記載セラレタキコト

(理由) 既往各會社ヨリ提出ノ患者月表ヲ閱スルニ其職工總員ト患者數トノ比較ニ於テ非常ナル差異アルヲ認メ今回實地ニ就キ調査セシメタルニ各々病者ノ程度ニ於テ區々ニ涉レリ例令ハ同月中ニ在リテモ日ヲ隔テ、再三受診投藥セシモノハ其都度之ヲ一人ノ病者トナシ即チ一人ニシテ同月中ニ二人若クハ三人ニ算ヘ又實際疾病ニアラスシテ疲勞ノ爲メ一時休養シタルモノヲモ病者ニ算入セルカ如シ故ニ爾今一定ノ方針ニ出テラレンコトヲ望ム

(十五) ベスト豫防ノ爲メ鼠族ニ關スル一般ノ注意ヲ怠ラサルコト

(理由) ベスト豫防上特ニ注意ヲ要スヘキハ本病發生地ヨリ來ル原料及機械其他ニ使用スル襪履又ハ穀類等ナルカ之等ヲ輸入ノ都度消毒のニ取扱フハ到底難事ニシテ實施シ難キモノト認ム依テ之等ト關係最モ密接ナル家鼠、土鼠、野鼠、園鼠等即チ一般鼠族ノ通路ヲ遮斷スルノ目的ヲ以テ會社全圍ノ周柵ヲ嚴重ニシ且ツ右等物品ヲ收容スヘキ倉庫、納屋、押入等ハ全ク防鼠のニ設備シ尙窓ニモ金網ヲ張り倉庫ノ戸口ニハ鼠返シヲ設ケ又之等ニ由テ生シタル塵芥等モ成ルヘク散亂セシメサル様一定ノ場所ニ蒐收シ再用スヘキモノハ相當消毒(例令ハ日光ニ曝シ襪履ハ藥品)ヲ行ヒ廢棄スヘキモノハ燒却シ又常ニ鼠族ノ捕獲斃鼠ノ檢索ニ注意ヲ加ヘ且ツ其捕鼠斃鼠ハ都度本府細菌檢査所ニ送付シ之カ檢査ヲ求ムル等可及の本病ヲ未發ニ防クノ方法ヲ講セラレンコトヲ望ム

(十六) 運動場物干場ヲ特別ニ設ケラレタキコト

(理由) 目下二三ノ會社ヲ除クノ外本項ノ設備満足ノモノナシ然ルニ職工ノ作業ニ就キ一定不變ノ筋肉動作ト其注意カハ精神及或ル局所筋肉ノ過勞障害ヲ來スコト鮮ナカラス故ニ休業時ニ於ケル隨意的室外ノ逍遙場所即チ運動場ハ可成廣ク且ツ彼等洗濯品ノ干場等モ一定ニ之ヲ設備セラレンコトヲ望ム

(十七) 普通教育ノ方法ヲ完備セラレタキコト

(理由) 衛生ト教育ハ鳥ノ兩翼ノ如シ然ルニ目下之レカ設備アルモノ一二ノ會社ニ過キス依テ自今職工ノ餘暇時間ヲ以テ普通教育ノ方法ヲ設ケ之ヲ一般ニ勵行セシメラレンコトヲ望ム

(十八) 通過蒸汽ヲ以テ常ニ消毒裝置ヲナスコト

(理由) 會社中多クハ蒸汽機關ノ設アリ故ニ適當ノ場所ニ一室ヲ設ケ二三灣曲ノ鐵管ヲ裝置シ其室内ニハ物品ノ鈞金或ハ掛繩ヲ設ケ常ニ職工ノ常用衣被寄宿舍其ノ他ノ疊等總テ消毒の乾燥ヲナサシメナハ獨リ病毒豫防ノ徳アル而已ナラス各種ノ昆蟲ヲ殺シ其得ル所至大ナリ目下或ル一會社ハ現ニ之ヲ實行セラレツ、アリテ其效果顯著ナルヲ認ム故ニ各會社共斯カル設備ヲ實施セラレンコトヲ望ム

(十九) 便所ニ於ケル手洗盤ニハ自閉栓流出裝置ヲ使用セラレタシ

(理由) 葉若式自閉栓ハ葉若兵庫縣技師ノ考案ニシテ目下神戸市海岸通り三丁目後藤勝造ヨリ販賣セシモノニシテ本器ハ手洗盤ノ柄杓等ヲ介シテ傳染スル疾病ヲ豫防スルニ最モ適良ノ用器ト認メラル其他各種ノ製品アレハ最モ適當ナルモノヲ擇ヒ使用セラレンコトヲ望ム

參 考

一 「パラチアス」流行ニ付之カ豫防ノ爲メ會社工場ノ全部ニ對シ醫師タル檢疫委員ヲ派遣シ特ニ注意セシメタル事項左ノ如シ

檢疫委員會社工場巡視ニ關スル注意事項

- (イ) 會社工場ノ所在地營業ノ種類代表者氏名ヲ調査スルコト
- (ロ) 職工總數及寄宿者通勤ノ男女別人員ヲ調査スルコト
- (ハ) 會社工場寄宿舍内外ノ清潔及換氣ノ方法塵芥其他汚物ノ處分下水ノ疏通便所ノ掃除等行届ケルヤ否ヤヲ調査スルコト
- (ニ) 賄ハ内部ニ於テ之ヲ爲スカ又ハ外部ヨリ其供給ヲ受ケ居レルヤ外部ヨリ其供給ヲ受ケルトセハ請負者ノ住所氏名モ調査スルコト
- (ホ) 炊事係ノ男女別人員ヲ調査スルコト
- (ヘ) 飲料水及使用水ハ上水ナリヤ又井水ナリヤヲ調査スルコト
- (ト) 炊事場ノ掃除飲食物ノ取扱飲食器具ノ良否其他防蠅防鼠防塵ノ方法如何ヲ調査スルコト
- (チ) 「メラチアス」病毒ト菜蔬類ノ關係ニ付疑フヘキ點アルヲ以テ當分ノ内

新製ノ漬物ヲ供給セシメサルコト

- (リ) 炊事並ニ飲食物用器具類及布巾等ハ當分ノ内屢熱湯ヲ以テ消毒的ニ取扱ハシムルコト
- (ヌ) 當分ノ内職工其他使用人ノ異動ヲ爲サシメサルコト
- (ル) 職工其他使用人ハ當分ノ内成ルヘク外出ヲ爲サシメサルコト但止ムヲ得ス外出セシムルトキハ切リニ外部ニ於テ飲食セサル様注意セシムルコト
- (チ) 職工其他使用人中疑ハシキ患者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ隔離シ成ルヘク各種ノ診斷ヲ試ミ其決定ヲ速カナラシムルコト
- (ワ) 通勤者ノ居宅ニ患者ヲ出シ看護ノ爲メ一時歸宅シタルモノハ其病症ヲ聞糺シ若シ疑ハシキ患者ナルトキハ健康診斷ヲ行ヒタル後ニアラサレハ復歸セシメサルコト
- (カ) 工場醫ノ設ケアリヤ若シアラサルトキハ速ニ之ヲ置キ且ツ届出ヲ爲サシムルコト
- (ヨ) 此際炊事係全部ノ糞便檢査ヲ施行スルコト 但容器ハ當分細菌檢査所ヨリ借受ケ探便ノ上同所ヘ送致セシムルモノトス

第十三章 法定傳染病ノ豫防并其消毒

第一節 傳染病患者早期發見ノ方法

大禮御舉行ノ秋ニ方リ、萬一ニモ傳染病ノ流行ヲ見ルカ如キコトアリテハ千歳ノ遺憾ナルノミナラス惹テ盛典ニ如何ナル障害ヲ及ホスヤモ計リ難シ、故ニ之カ防遏ニハ最モ苦慮スル所ナリシカ曠古ノ大典ヲ迎フヘキ準備トシテ施設スヘキ各種ノ事項ハ實ニ豫想以上ニシテ其複雑繁多ヲ極メシコト筆紙ノ能ク盡クス所ニアラス、從テ貴顯大官ヲ始メトシ下雜役夫ニ至ル迄連日往復織ルカ如ク既往稀ナル盛況ヲ呈シ病毒侵入ノ徑路如何ニ滋カルヘキカヲ思ハシメタリ、斯カル實況ナリシカハ惡疫發生ノ皆無ヲ期スルコト固ヨリ不能ナルヘシト雖モ一朝其發生ヲ見ルニ際シ細密ノ注意缺ク所ナシトセハ必ス局所ニ防遏シ流行セシムルニ至ラスシテ撲滅シ得ラルヘキハ人爲不能ト云フヲ得サルヘシ然リト雖モ之レカ實行ニ關シテハ大ニ難シト云ハサルヘカラス、何トナレハ警察官吏ノミヲシテ其衝ニ當ラシメンカ定員ノ寡少ナルヲ如何ニセン、衛生組合ノ活動ヲ促シ以テ其目的ニ添ハシメンカ或ハ私情ノ伴隨シテ時ニ其不備ヲ免レ難キモノアラシ、加之技術ヲ要スル事項多ク専門家ヲ他ニシテ其効ヲ擧ゲントスルヤ頗ル難シ、是ヲ以テ之ヲ觀レハ本事項ノ周到ヲ期スルハ頗ル難事ナリトス、左レト此ノ事務ノ普及スルト否ラサルハ大局ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ極力之レカ遂行ヲ圖リ別表(第五十九號及第六十號表參照)所載ノ方針ニ準據シ警察署及衛生組合ノ活動ニ依リ廣ク檢病調査ヲ實施シ專ラ病者ノ發見ニ努メ一面檢疫區域ヲ擴張シ鐵道停車場、船舶緊留所等ノ設ケアル各地ニ及ホシ、檢疫委員ヲ増員シテ之ニ配置シ、市町村醫士協力シテ荷クモ疑アルモノノ健康診斷ヲ勵行シ、且ツ死者ノ全部ニ涉リ其檢案ヲ施行セシ等大ニ活動スル所アリタリ、又醫師會ニ於テモ豫メ指示シタル方針ニ基キ會員ヲ督勵シ努メテ早期ノ診斷ヲ行ヒ、偶々其決定ニ苦シムモノアルニ當リテハ細菌檢査ノ補助ヲ求メ又ハ事情ヲ申告スル等防疫上努力セシコト尠ナカラス、然レトモ疾病ノ種類ニ因リテハ其初期ニ於テ臨床上病名ヲ決定スルコト至難ノモノ多キヲ以テ當府ハ別ニ醫師會ト協議シ消化器傳染病ノ疑義症ニ對シ細菌學的檢査ヲ遂ケ以テ臨床上ノ診斷ヲ補助シ成ルヘク早期ニ斷定ヲ下サシムル等各種ノ手段ヲ講シ以テ

豫定ノ目的ヲ貫徹スルニ努メタリ、大正四年中ニ發生シタル傳染病患者ノ數ハ實ニ三千五百五十一名ノ多數ニシテ之ヲ前年ニ比スレハ多少ノ増加ヲ見タリト雖モ、視察尤モ嚴重ナリシト個人ニ於テモ能ク誠意ヲ披瀝シテ毫モ隱蔽ヲ企ツルモノ等ナカリシニ依リ大衆ヲ迎ヘタル年度ニ於ケル成績トシテハ概シテ良好ナリシト云フヲ得ンカ、檢疫區域擴張ノ内容及傳染病早期發見ノ爲メ施設シタル事業ノ成績左ノ如シ。(第六十一號乃至第六十五表及告示第二六六號、衛訓第七號、府令第三七號、同第三八號表參照)

(第五十九號表) 檢病調査施行ノ方法

京 都 府

警察署別	大正元年十一月末日現在		巡查定員	外勤巡查員	檢病調査 一巡ニ要スル日數	警察署別	大正元年十一月末日現在		巡查定員	外勤巡查員	檢病調査 一巡ニ要スル日數
	戸數	人口					戸數	人口			
川 端	11,716	53,736	68	68	8,970	10,611	58,435	71	71	7,150	
中 立	12,400	50,000	100	84	6,677	27,021	31,181	74	58	6,666	
上 長	11,111	32,222	111	91	11,070	16,231	21,011	68	68	11,111	
松 原	12,222	31,111	101	76	11,222	15,777	20,666	66	53	10,000	
合 計	47,839	167,074	280	229	37,939	107,740	131,300	284	248	37,683	

備 考
一、外勤巡查ハ隔日勤務ナルニ依リ定員ノ半數ヲ活動セシメ一人一日ノ調査戸數四十戸ト見積ルトキハ全市通シテ約十日ヲ以テ一巡シ得ラルル見込
一、檢病調査ノ勵行ト其統一ヲ圖ラシムル爲メ各署二名ノ巡查部長ヲ選拔シ甲乙各部ノ監督ヲ爲サシムル見込
一、叙上ノ外衛生組合役員ヲ獎勵シ病者發見ノ方法ヲ定メシメ別ニ組織セル衛生團體ト相俟ツテ之レカ普及ヲ圖ラシムル見込
一、郡部ニ於テハ巡查ノ定員少キカ故ニ市部ノ如ク短日時ニ調査スルコト困難ナリ然レトモ一面ニ於テハ住民ノ異動少ク且ツ其動靜ヲ知り易キ事情アリ加之 大典ノ關係密接ナラサル場所多キヲ以テ其輕重ヲ斟酌シ紀伊郡伏見町、堀内村、深草村、愛宕郡下鴨村、鞍馬口村、田中村、大宮村、八瀬村、大原村、修學院村、上賀茂村、葛野郡花園村、太秦村、嵯峨村、衣笠村等ハ市部ニ準シテ之ヲ施行シ其他ノ地域ニ於テハ各般ノ狀況ニ依リ隨時適當ノ施設ヲ爲サシムル見込

(第六十號表) 京都市衛生組合役員表 (大正四年二月現在)

元 組 名	上 京 區			下 京 區		
	幹事	副幹事	委員	幹事	副幹事	委員
第一組	一	二	三	四	五	六
第二組	七	八	九	十	十一	十二

(第六十二號表) 死體檢案成績表

Table showing death body inspection performance by month and year (1915-1916). Columns include month, total deaths, and counts for various diseases.

大正四年

(第六十四號表) 急性病者健診成績表

Table showing acute illness health check performance by month and year (1915-1916). Columns include month, total patients, and counts for various diseases.

大正四年

(第六十五號表) 傳染病患者比較表

Table comparing infectious disease patients by category and year (1915-1916). Categories include tiger bites and suspected cases.

Large table comparing infectious disease patients by category (e.g., measles, scarlet fever, typhoid) and year (1915-1916). Includes sub-categories like 'suspected' and 'confirmed'.

京都府告示第二百六十六號

來ル七月一日ヨリ左記警察署内ニ檢疫委員ヲ設置ス

大正四年六月二十五日

京都府知事 大森 鍾一

- List of police stations: 一、下鴨警察署, 二、花園警察署, 三、向日町警察署, 四、醍醐警察署, 五、宇治警察署, 六、井手警察署, 七、木津警察署, 八、龜岡警察署, 九、園部警察署, 十、綾部警察署, 十一、宮津警察署

衛訓第七號 來ル七月一日ヨリ其署ニ檢疫委員ヲ設置セラル、コト、ナリ本日告示第三六六號ヲ以テ一般ニ示達セラレタルハ...

大正四年六月二十五日

京都府令第三七號

京都府警察部長 永田秀次郎

明治三十八年十二月京都府令第四十七號中ノ指定地域ニ左ノ町村ヲ追加ス
大正四年六月二十五日

京都府知事 大森 鍾一

- 一、愛宕郡 田中村、下鴨村、大宮村、修學院村、上賀茂村、八瀬村、大原村、野口村、鞍馬口村
- 一、葛野郡 衣笠村、朱雀野村、大内村、桂村、花園村、太秦村、嵯峨村、梅ヶ畑村、松尾村
- 一、乙訓郡 向日町、大山崎村
- 一、紀伊郡 東九條村、堀内村
- 一、宇治郡 山科村、醍醐村、宇治村
- 一、久世郡 宇治町、富野庄村、淀町
- 一、綴喜郡 井手村、八幡町、田邊町
- 一、相樂郡 木津町、加茂村、祝園村
- 一、南桑田郡 龜岡町
- 一、船井郡 園部町、八木町
- 一、何鹿郡 綾部町
- 一、天田郡 福知山町、曾我井村、庵我村ノ内字猪崎
- 一、加佐郡 舞鶴町、新舞鶴町、餘部町
- 一、與謝郡 宮津町

(参考)

急性肺炎、原因不明ナル皮膚ノ炎症若クハ急性淋巴腺腫ニ
發熱ヲ兼テタル患者ヲ診斷シタル場合屈出方ノ件

(明治三十八年十二月府令第四七號)

左ノ市町村ニ於テ急性肺炎、原因不明ナル皮膚ノ炎症若クハ急性淋巴腺腫ニ
發熱ヲ兼テタル患者ヲ診斷シ又ハ其死者并ニ病症不明ノ死者ヲ檢案シタル

醫師ハ直ニ患者若クハ死體所在地ノ警察官吏、檢疫委員、市區町村長又ハ豫防
委員ニ届出ヘシ
本令ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ罰金ニ處ス
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス
一 京都市
一 紀伊郡 伏見町、柳原町、深草村

京都府令第三十八號

明治三十九年十月京都府令第二十七號中ノ指定地域ニ左ノ町村ヲ追加ス

大正四年六月二十五日

京都府知事 大森 鍾一

- 一、愛宕郡 田中村、下鴨村、大宮村、修學院村、松ヶ崎村、上賀茂村、八瀬村、大原村、野口村、鞍馬口村
- 一、葛野郡 衣笠村、朱雀野村、大内村、桂村、花園村、太秦村、嵯峨村、梅ヶ畑村、松尾村
- 一、乙訓郡 向日町、大山崎村
- 一、紀伊郡 東九條村、堀内村
- 一、宇治郡 山科村、醍醐村、宇治村
- 一、久世郡 宇治町、富野庄村、淀町
- 一、綴喜郡 井手村、八幡町、田邊町
- 一、相樂郡 木津町、加茂村、祝園町
- 一、南桑田郡 龜岡町
- 一、船井郡 園部町、八木町
- 一、何鹿郡 綾部町
- 一、天田郡 福知山町、曾我井村、庵我村ノ内字猪崎
- 一、加佐郡 舞鶴町、新舞鶴町、餘部町

一、與謝郡 宮津町

(參考)

死體檢案ノ爲メ死亡者届出方ノ件

(明治三十九年十月府令第二七號)

左ノ市町村ニ於テ死亡シタルモノアルトキハ直ニ其住所、氏名、年齢、職業ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ死體所在地ノ警察署、警察分署、巡查派出所又ハ巡査駐在所ニ届出ヘシ、但届出ヲ爲スヘキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戸主若ハ之ニ代ルヘキ者私立ノ學校、病院、會社、工場、製造所等ニ在リテハ首

長、管理人又ハ代理人トス

前項ノ死體ニ對シテハ檢案ヲ行フコトアルヘシ本令ニ違背シ又ハ死體檢案ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

一 京都市

一 紀伊郡 伏見町、柳原町、深草村

第二節 傳染病豫防上實施シタル細菌検査

(イ) 傳染病早期診斷補助作業ノ大要

疾病ノ初發期ニ於テ臨床上之カ病名ヲ確定スルコト至難ナルモノ甚タ多シ故ニ當府ハ醫師會ト協議シ消化器傳染病患者ノ疑義症ニ對シ可及的速ニ其可檢材料ヲ送付セシメ細菌學的検査ヲ遂ケ以テ臨床上ノ診斷ヲ補助シ可成早期ニ之ヲ決定セシムルコト、ナシタリ而シテ其内容ヲ記述スレハ則チ左ノ如シ

(一) 疑義症トシテ可檢物ヲ送付セシムル種類

(イ) 「コレラ」様注意患者ノ糞便

(ロ) 室扶斯様注意患者ノ發泡液、血液、糞便

(ニ) 可檢物採收器ハ細菌検査所ニ於テ相當處置シタルモノヲ醫師會ニ貸與シ醫師會ハ各支部ニ之ヲ配置シ以テ急ニ應スルノ準備ヲ爲シタリ

(ロ) 可檢材料採收其他取扱上ノ注意

虎列拉疑義症ノ檢體ハ必ス糞便(吐物ヲ除ク)ニシテ其採收方法ハ豫メ送付シアル採收器中ノ小硝子管ノ長直經部ヲ肛門ニ挿入シ其下痢便管ノ半ハニ達スルトキハ他端ノ管孔ヲ示指頭ニテ輕壓シ之ヲ引出シ大硝子管ヲ斜位ニ持シ徐ロニ送入シテ綿栓ヲ施スコト

又既ニ便器内ヘ排泄セシモノヲ採取スルニハ採取器内ニ裝置セル殺菌棉花球ヲシテ其糞便中ニ於ケル雲絮狀片又ハ粘液樣ノモノヲ擇ヒ充分浸釣シ以テ之ヲ母管ニ納メ綿栓ヲ施スモノトス斯ノ如クニシテ材料納管後ハ其管孔ト共ニ剩餘ノ綿栓部ヲ酒精燈若クハ蠟火上ニ致シ之ヲ消毒シ尙管外綿栓ヲ缺斷シテ蠟封トナシ靜カニ豫備ノ鉞力管ニ納メ蓋ヲ覆ヒ上下ヲ明記シ患者ノ氏名其他所事項ヲ符箋シテ送付スルモノトス

室扶斯疑義症ニ就テハ可成ウイダル凝聚反應ノ如何ヲ檢セントスルモノナルカ故ニ血液、發泡液等ノ送付ヲ要ス故ニ之カ採收ノ處置ニ就テモ終始局部ノ消毒其他一般ノ注意事項ハ細大之ヲ洩サス法ノ如ク嚴行シ豫テ送付シアル殺菌採取管ニ採收シ密栓ヲ施シ外部ノ消毒ヲ行ヒ患者ノ氏名其他所事項ヲ明記シ送付スルモノトス

但シ本液ハ概シテ少量ナルヲ常トス故ニ途中容器ノ轉倒セサル様特ニ注意ヲ要スルモノトス

虎列刺及室扶斯ノ保菌調査ヲ行フニハ臨時滅菌「シャール」ヲ送付シ之ヲ採收セシムルモノトス而シテ其採收方法ハ各容器ニ備付ノ小木片ヲ以テ糞便中可成腸管ニ接觸セル部分ヲ擇ヒ約豌豆大量ヲ採取シ之ヲ「シャール」ニ容レ蓋ヲ覆ヒ住所氏名等ヲ明記シテ送付スルモノトス

提出スヘキ可檢材料ニハ左ノ書面ヲ添付スルコト

検査願

一 患者 住所氏名年齢

一 可檢物 何々何種

一 受檢ノ目的 何々

一 送付日時

右検査相願候也

京都府細菌検査所宛

前記ノ検査ニ對シテハ左記様式ニ依リ取扱フモノトス

第四編 衛生 第十三章 法定傳染病ノ豫防并其消毒

住所 醫師氏名

備	テ其稀釋度ハ二十五倍、五十倍、百倍、二百倍ノ四種トナセリ故ニ一材料ヲ以テ三種十二管トセハ總數一萬零九百二十管ノ作業ヲ要シタルモノトス
考	二 糞便ハ三乃至四個ノ平盤分離培養ヲ行ヒタルモノニシテ其他之カ純培養等ノ數ヲ加ヘス單ニ平均四個ノ培養ヲ試ミタルモノトスルモ其數五千四個ノ培養検査ヲ行ヒタルモノトス

第三節 傳染病豫防消毒ノ方法

傳染病豫防ニ關シテハ前説述フルカ如ク最モ重キヲ之ニ置キ專ラ早期發見ニ依リテ病毒ノ散蔓ヲ一局部ニ防遏スルニ力ヲ注キ、一朝患者ヲ發見スルニ至リテハ主トシテ豫防消毒ノ飽迄遺漏ナキヲ期シタリ、今其大要ヲ叙述センニ、室扶私ノ如キ早期診斷ニ困難ナル疾病ニ在リテハ豫メ醫師會ト協議シ主治醫ヲシテ患者ニ對シ其疑義症ノ時期ニ於テ適切ナル豫防消毒ノ方法ヲ懇切ニ指示セシメ且ツ往診ノ都度能ク其事項ノ行ハレツ、アルヤ否ヤヲ注意セシムル方法ヲ執リ、一面之レカ内報ヲ求メ當該吏員ニ於テモ亦其經過ヲ審ニシ傳染病ト決定スルニ至リテモ病毒ノ散蔓セサル方針ニ出テ且ツ從來ノ慣行タル消毒藥ノ溶解及其應用ノ指示等モ市町村吏員ニノミ之ヲ委ネス醫師又ハ藥劑師ヨリ採用シタル検査委員ヲ派遣シテ相當ノ注意ヲ爲サシムル等深ク警戒ヲ加ヘタリ、其他傳染病ノ届出ハ特ニ最モ迅速ナラシメ必要ニ應シ防疫官、技師又ハ防疫官補ヲ派遣シテ詳細ナル調査ヲ爲サシメ又系統調査ノ如キモ要領ヲ得ルニ至ル迄極力捜査ヲ進行シ病原ノ所在ヲ追窮シテ之ヲ確カムルニアラサレハ決シテ止マサルノ方針ニ出テタリ、大禮ニ關シ各種ノ御用ヲ命セラレタルモノハ勿論學校、會社、工場等特ニ重要ナル場所ニ於テ傳染病患者ヲ發生シタルトキハ廣ク健康診斷ヲ施行シ苟クモ疑ノ存スルモノハ悉ク之ヲ隔離シ日々其狀態ヲ觀察シ、以テ萬一ニ備フルト同時ニ注意患者ノ使用シタル一切ノ物品ハ凡テ適當ノ消毒ヲ行ヒ且ツ傳染病患者ニ於テハ健康者ノ使用シタル家具什器ノ類ト雖モ屢消毒ヲ實行セシメ、極力病毒ノ蔓延ヲ豫防スルニ努メタリ、又京都市ニ於テハ消毒ニ從事スヘキ消毒班ヲ増置シテ患者ノ發生スル毎ニ直ニ出勤シ得ラルヘキ準備ヲ爲シ且ツ之ヲ訓練シ、以テ適切ニ豫防消毒ヲ行ヒ得ヘキ方法ヲ設ケ、及市部ニ於ケル消化器傳染病患者ニシテ上水道ヲ使用セサルモノニ對シテハ必要ニ應シ井水ノ消毒ヲ施行シ、同時ニ市ノ費用ヲ以テ無料給水(會計ニ關スル記事参照)

ヲ爲セシ等特記スヘキ事項抄ナカラス。

因ニ大正四年中ニ在リテハ歐洲戰亂ノ餘波ヲ受ケ、藥品類ノ價格著シク暴騰シ就中石炭酸ノ高價ナリシハ其最モ甚シカリシモノニシテ消毒方法ノ實施上多大ノ影響ヲ被リタルモ市町村ノ熱誠ニヨリテ能ク其負擔ニ堪ヘ得タルハ大ニ多トスル所ナリトス。

叙上ノ外大禮御舉行ノ期日愈々切迫スルニ及ヒ更ニ左ノ訓示ヲ發シ特ニ注意スル所アリタリ。

衛訓第十一號

大禮御舉行ノ期日益々切迫ニ付豫メ訓示セル主旨ニ依リ專ラ衛生ノ普及ヲ圖ルヘキコト勿論ナルモ尙左記事項ヲ勵行シ以テ完全ナル成績ヲ收ムル様一層努力セララルヘシ

右訓示ス

大正四年十月二十一日

京都府警察部長 永田 秀次 郎

一、御用宿舍ニ對スル取締行届カサルトキハ供奉員參列員等御大禮ト直接ノ關係ヲ有スルモノ多キニ依リ如何ナル失態ヲ招クヤモ計リ難シ故ニ其取締向キ遺算ナキヲ期スヘキコト勿論ナルモ之レカ執行ニ當リ一般營業者ト同一ノ態度ニ出ツルトキハ却ツテ其感情ヲ失シ弊害ヲ生スル虞アルニ依リ努メテ其誠意ヲ促カシ指示誘導宜シキニ適ヒ以テ其目的ヲ達スル様注意スルコト

二、御用宿舍其他一般御用ニ關係アル家ニ於テ傳染病又ハ其疑アル患者ヲ發見シタルトキハ今ヨリ特ニ速ニ其報告ヲ爲スコト

三、御所離宮并ニ御道筋附近ニ對スル檢病調査ハ十一月二十五日ヨリ一層綿密ニ之ヲ勵行スルコト

四、御駐輦中御所離宮附近三町以内ニ傳染病患者發生シタルトキハ特ニ其旨ヲ急報シ周圍ノ狀況ヲ斟酌シ成ルヘク目立タサル様取扱ヒ且ツ送院ニ際シテハ最モ閑散ナル道路ヲ擇フ等慎重ノ注意ヲ爲スコト

五、御駐輦中前項以外ノ場所ニ發生シタル傳染病患者ニ付テモ成ルヘク前項ニ準シ取扱ヲ爲スコト

六、御通過當日御道筋三町以内ニ於テ傳染病患者發生シタルトキハ特急之ヲ報告シ一時送院ヲ見合セ嚴重ニ取締リ御

凡 例

- 一 本表ハ十日毎ニ調製シ三日以内ニ進達スヘキモノトス
- 一 調査期間ハ八月一日ヲ起算點トス 但大ノ月ニ當ルトキハ其月最終ノ調査スヘキ十日間トス
- 一 發生並ニ轉歸欄ハ調査スヘキ十日間ニ生シタル事實ヲ記載シ累計欄ハ調査開始以來ノ各累計ヲ記入スルモノトス

(第二様式)

- 一 第一様式ト同型ニ作製シ「麻疹患者旬報」トアルヲ(流行性感胃患者旬報)ト爲スヘシ

第十五章 傷病者ノ救護

曠古ノ大典ヲ奉拜センカ爲メ都下ニ雲集セシ大衆ノ如何ニモシテ拜觀ノ光榮ニ浴セントスルハ萬人ノ至情ナリ、左ノハ長キハ十數時ノ以前ヨリ短キモ數時ノ時刻ヲ前ニシテ御沿道ニ密集シ飢渴ノ襲フ所トナルモ幾多ノ辛酸ヲ嘗ムルモ更ニ意ニ介スルモノナク、或ハ不動ノ姿勢ヲ執リ又ハ跪坐シテ風輦ノ渡御ヲ迎フナルヘシ、而シテ雲集セル奉拜者中ニハ數多ノ老幼婦女等アリテ能ク長時間ノ辛勞ニ堪ヘ異狀ナキヲ得ルヤ否ハ蓋シ疑ノ存スル所ナリ、斯クテ萬一ニモ御道筋ニ於テ傷病者アリタルトキ之ニ對スル救護ノ設備行届カサルコトアラシカ實ニ由々敷大事ナリトス、殊ニ無數ノ大衆ヲ迎ヘ肩摩鼓舞ノ間ニアリテ道路ヲ距テ、其視察ヲ爲スカ如キハ風輦通御ノ關係等ヨリ之ヲ觀ルモ其周到ヲ期スルコト甚タ難シト謂ハサルヘカラス、從テ救護所ノ位置ハ必スヤ御道筋ノ兩側ニ沿ヒ且ツ最モ便利ノ場所ヲ擇フヘキ必要ヲ生セリ、然ルニ兩側ノ人家及空地等ハ數ケ月以前ヨリ奉拜場ニ充ツル爲メ借受クルモノ甚タ多ク、爲メニ救護所ノ如キモ容易ニ適當ノ場所ヲ得ルコト難ク、其之ヲ得ルニ至リテモ何レモ頗ル狹隘ニシテ傷病者アリタル場合長ク靜養セシムルニ適スル設備ヲ爲スコトヲ得ス、故ニ別ニ救護所ヲ置キ重傷病者ヲ收容スヘキ方針ヲ執リタリ、救護所及救護所設置數并ニ其位置ハ別表ノ如シ。(第六七號乃至六九號表參照)

救護所及救護所豫メ其位置ヲ豫定シ大正四年十一月五、六、兩日ニ涉リテ悉ク之ヲ設備シ 聖上陛下御着輦ノ當日午前四時ヨリ開始シタリ、此日開設シタル救護所ハ主トシテ御苑内、丸太町及烏丸通ニ沿ヘル各所ニシテ其數二十ニヶ所

ニ達シ又別ニ巡回救護班五分隊ヲ派遣シタリ、其日ノ傷病者ハ九十名ニ達シタルモ最モ迅速ニ救護セラレ毫モ失態ヲ止メタルモノナシ、奉拜者ノ數ハ固ヨリ正確ニ之ヲ知ルコト能ハサリシカ少クモ二十萬ヲ下ラサルモノ、如シ、十一月八、九ノ兩日ハ御儀式ナカリシヲ以テ比較的靜穩ナリシカ超エテ十日曠古ノ大禮ヲ擧ケサセラレシ御當日ハ十數萬ノ群集御所ヲ圍ミ歡聲地軸ヲ動カシ謹慎ノ中ニモ又未曾有ノ雜踏ヲ極メ傷病者二十一名ヲ出シタリ、其後各種ノ御儀式ヲ擧ケサセラル、度毎ニ多少ノ事故ヲ生セシト雖モ著シキモノナカリシカ、大饗宴行ハセラル、ニ及ヒ人氣ノ昂進其極ニ達シ紀念運動會、奉祝踊等連日連夜舉行セラレ前代未聞ノ盛況ヲ呈シタリ、從テ救護ニ從事スルモノ、繁劇ハ實ニ豫想ノ外ナカリシカ熱烈ナル公益團體ノ特志救護ヲ爲スモノ等續出シ大ニ便宜ヲ得タリ、十一月二十七日 聖上陛下還幸ノ御當日ハ御着輦ノ時ヨリモ一層群集ノ數ヲ増加シ人家道路ノ別チナク悉ク赤子ヲ以テ埋メラレ無二ノ盛況ヲ呈セシト雖モ、謹嚴靜肅ニ奉送シ救護ヲ要スル事故等ノ却ツテ閑散ニ終リシハ御聖德ノ然ラシムル所ニシテ何レモ感泣セサルハナシ 聖上陛下還幸ノ後ニ於テハ救護所及救護所ヲ廢止シタルモノ十二月一日ヨリ御所並ニ離宮ニ於ケル御盛儀ノ御模様ヲ一般庶民ニ拜觀セシメラル、ニ至リ更ニ二ヶ所ノ救護所ヲ設ケ之レカ便宜ヲ圖リタリ。

叙上ノ如ク多數ノ救護所及救護所ヲ設置シ且ツ巡回救護班ヲ出動セシメ、專ラ救護ノ普及ヲ圖リシト雖モ、尙萬一ノ場合ニ於ケル缺乏ヲ補フ爲メ別ニ救急錠一萬一千個ヲ作製シ警衛警備ニ從事スル凡テノ警察官吏及一般係員ニ之ヲ交附シ必要ニ應シ臨機救急策ヲ講シ得ヘキ方法ヲ執リシカ効力特ニ著明ニシテ頗ル好評ヲ博シタリ。

メントール	〇、一五	桂皮末	〇、七〇	阿仙藥	三、五〇
茴香末	〇、四五	丁香末	〇、四五	人工麝香	〇、一五
甘草末	三、〇〇	龍腦	一、〇〇	サフラン	〇、四五
内豆蔻末	〇、四五	甘茶	六、〇〇		

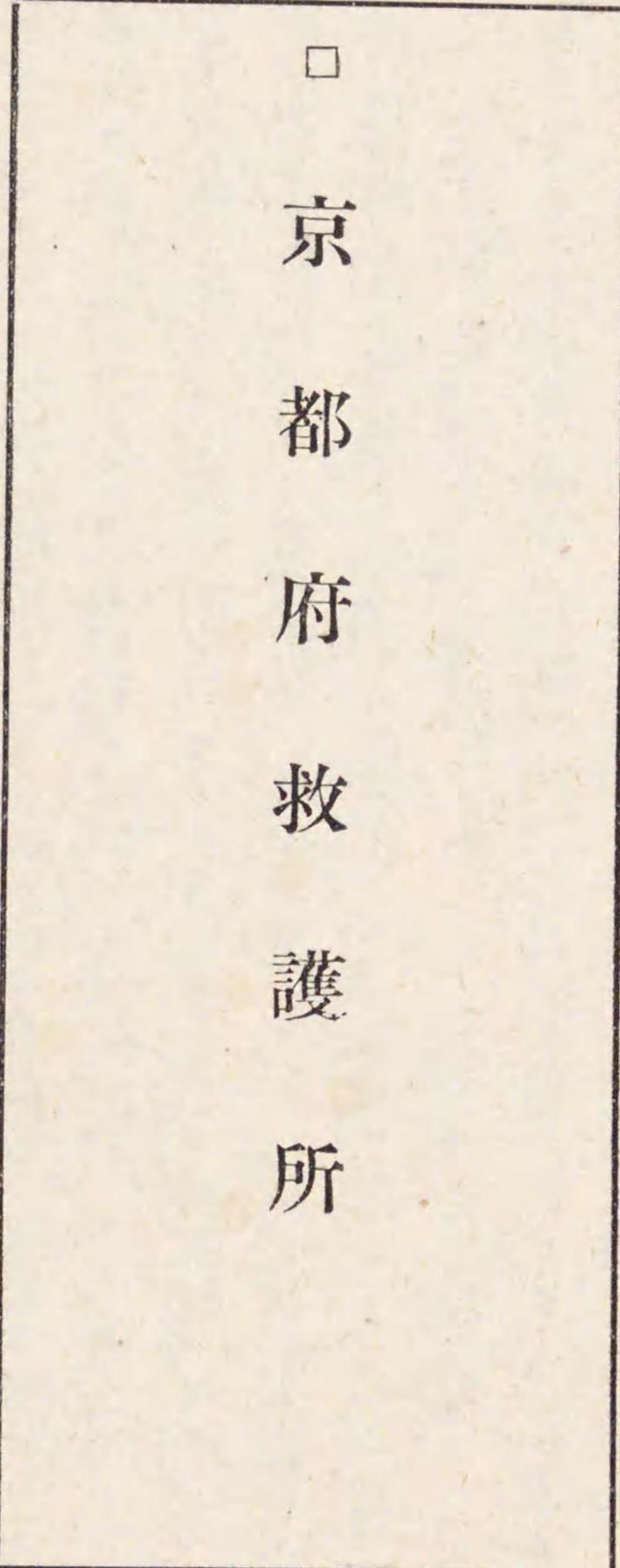
以上十一種ヲ混和配合シ錠劑百個ニ調製シ二十個ヲ小壘ニ收メ携帶セシメタルモノトス。救護ニ從事シタルモノ、規律ニ關スル事項及其成績等左ノ如シ。(第七十號乃至七十三號表參照)

救護員執務ノ心得

- 第一條 救護員ハ同心戮力任務ニ服シ事ニ當リ親切ニシテ敏捷且ツ周到ナルヘク荷モ怠慢放恣ニ流レサル様注意スヘシ
- 第二條 救護員ハ別ニ定ムル所ノ腕章ヲ纏付スヘシ
- 第三條 救護員ハ濫ニ救護所ヲ離ルヘカラス
- 第四條 救護員ハ交互救護所附近ヲ巡回シ警衛部隊及隣接救護所ト氣脈ヲ通シ專ラ救護ニ從事スヘシ
- 第五條 傷病者アリタルトキハ速ニ應急ノ手當ヲ施シ歩行ニ堪フルモノハ成ルヘク之ヲ歸宅セシメ重傷病者ハ親族知己其他引取人ニ引渡スヘシ
- 引取人ナキトキハ最寄救護所ニ送致スヘシ
- 前項ニ依リ傷病者ヲ送致スルトキハ第一號様式ノ送致書ヲ添付スヘシ
- 第六條 傷病者死亡シタルトキハ死者ノ親族知己其他引取人ニ引渡スヘシ

- 引受人不明ナルトキハ警衛部隊ニ協議シ臨機適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 第七條 一時ニ多數ノ傷病者ヲ出シ救護所ニ收容スルユト能ハサルトキハ附近ノ民家其他適當ノ場所ニ收容スル等臨機必要ノ處置ヲ爲シ一面救護本部ニ即報スヘシ
- 第八條 傷病者多數ニシテ救護力不足ト認ムルトキハ速ニ其旨ヲ救護本部ニ報告スヘシ、但急迫ノ場合ハ隣接救護ニ應援ヲ求ムヘシ
- 第九條 救護ニ關シ重要ノ事故發生シタルトキハ救護本部ニ即報スヘシ、但急迫ノ場合ハ一面警衛部隊ト協議シ適當ノ處置ヲ執ルヘキモノトス
- 第十條 救護ニ關スル成績ハ第二號様式ニ依リ毎日閉鎖時(徹宵從事ノ場合ハ午後十二時)ニ之ヲ調査シ救護本部ニ報告スヘシ
- 第十一條 救護所ニハ傷病者名簿及日誌ヲ備ヘ勤務ノ大要及毎日取扱ヒタル事項ヲ記載スヘシ

標章(木製)



傷病者收容所ノ標章ハ之ト同型ニシテ京都府救護所ト記載ス

巾一尺
長四尺

(第六七號表)

傷病者救護所表

京都府

五三二

番號	種別	位	置	電	話	主	管	醫員	書記	看護婦	看護人
一	常設	救護本部府廳内				京都府	京都府				
二	同上	御苑内清所門附近		上三六〇九		日本赤十字社京都支部	同上				
三	同上	御苑内北巡查派出所附近		次上三六〇八		同上	同上				
四	同上	御苑内建禮門正面通中程東側		上三六〇四		同上	同上				
五	同上	御苑内宗像神社北方		上三六〇三		同上	同上				
六	同上	上京區丸太町通堺町東八百八十番地岩田房之助方		上二六四三		京都府	同上				
七	同上	上京區丸太町通丸太町下大倉町二百五番地(西側)萩田朋男方		上三三三九		同上	同上				
八	移動	上京區丸太町通夷川上(東側)京都自動車株式會社内		上八六一		日本赤十字社京都支部	同上				
九	同上	上京區丸太町通二條下ル秋野々町五百十三番地(東側)		上三三四〇		同上	同上				
一〇	同上	上京區丸太町通御池上ル龍池尋常小學校内		上八六一		同上	同上				
一一	同上	下京區三條通烏丸東入附近		中二〇二六		京都府	同上				
一二	常設	下京區四條通烏丸東入長刀鉾町三十四番地(北側)服部邑橋方		下二七八二		京都府	同上				
一三	移動	下京區烏丸通四條下ル水銀屋町六百二十番地(西側)高倉政次郎方		下二七八二		同上	同上				
一四	同上	下京區烏丸通松原上ル因幡堂町家政女學校内		下二七八二		同上	同上				
一五	同上	東本願寺元請巡查派出所内		下二七八二		同上	同上				
一六	同上	下京區不明門通七條下ル東沙小路町七百九番地(東側)森武慶方		下二七八二		同上	同上				
一七	常設	七條警察署内烏丸通七條下ル		下三三三〇		京都府	同上				
一八	移動	下京區烏丸通七條下ル東本願寺工作場内		上三三三〇		同上	同上				
一九	常設	京都停車場内巡查派出所前		上三三三〇		同上	同上				
二〇	同上	京都停車場前東入通稱養寺内		上三三三〇		同上	同上				
二一	移動	京都府廳前梅屋尋常小學校内		上三三三〇		同上	同上				
二二	同上	上京區西堀川通丸太町下ル下堀川町五百五十四番地(西側)山田安太郎方		上三三三〇		同上	同上				
二三	同上	上京區東堀川通竹屋町下ル(東側)西村恒次郎方		上三三三〇		同上	同上				
二四	同上	上京區新シ町通押小路附近		上三三三〇		同上	同上				
二五	同上	二條停車場内巡查派出所附近		上三三三〇		同上	同上				

番號	種別	位	置	電	話	主	管	醫員	書記	看護婦	看護人
二六	同上	下京區本町通七條上ル新六丁目二十六番地(東側)吉田玄龍方		次四〇八		日本赤十字社京都支部	同上				
二七	同上	下京區本町通十丁目一ノ橋尋常小學校内		上四二〇八		同上	同上				
二八	同上	紀伊郡堀内村尋常小學校内		上四二〇九		同上	同上				
二九	常設	上京區岡崎公園内		中一六八		京都府	同上				
三〇	同上	大禮紀念京都博覽會内(岡崎公園内)		同上		同上	同上				
三一	同上	同上		同上		同上	同上				
三二	同上	圓山公園巡查派出所附近		同上		同上	同上				
三三	同上	三條大橋東詰		同上		同上	同上				
三四	同上	下京區四條通御旅町附近(春長寺)		同上		同上	同上				
三五	同上	下京區四條通大和路東入(仲瀨寺)		同上		同上	同上				
三六	移動	二條離宮北馬場		同上		同上	同上				

(第六十八號表)

傷病者救護所表

京都府

番號	位	置	病	院	名	電	話
一	上京區河原町通廣小路		京都府	立	產	上三三四一	九八
二	上京區室町通中長者町上ル清和院町百六十四番地		京都府	立	產	上三三四一	九八
三	上京區室町通二條下ル蟾藥師町二百八十二番地		京都府	立	產	上三三四一	九八
四	上京區間ノ町通押小路上ル鍵屋町二十番地		京都府	立	產	上三三四一	九八
五	上京區新町通御池上ル中ノ町三十一番地		京都府	立	產	上三三四一	九八
六	下京區祇園町南側		京都府	立	產	上三三四一	九八
七	下京區烏丸通松原上ル因幡堂町六十五番地		京都府	立	產	上三三四一	九八
八	下京區新町通北小路上ル平野町七百六十六番地		京都府	立	產	上三三四一	九八
九	下京區東根柵馬場通七條上ル住吉町三百四十九番地		京都府	立	產	上三三四一	九八
十	紀伊郡柳原町字八條坊門上九番地		京都府	立	產	上三三四一	九八

(第七十一號表) 御所拜觀人員及救護人員調査表

年月日	拜觀人員數	累計	被救護人員數	累計	年月日	拜觀人員數	累計	被救護人員數	累計
大正四年七月二日	11,950	11,950	1	1	二十七日	17,013	65,963	1	2,448
三日	11,110	33,060	1	2	二十八日	8,786	74,749	1	2,459
四日	10,450	43,510	1	3	二十九日	8,010	82,759	1	2,460
五日	12,120	55,630	1	4	三十日	-	82,759	1	2,461
六日	12,400	68,030	1	5	大正五年二月一日	-	82,759	1	2,462
七日	12,780	80,810	1	6	二日	-	82,759	1	2,463
八日	12,680	93,490	1	7	三日	-	82,759	1	2,464
九日	12,850	106,340	1	8	四日	-	82,759	1	2,465
十日	12,700	119,040	1	9	五日	-	82,759	1	2,466
十一日	12,370	131,410	1	10	六日	-	82,759	1	2,467
十二日	12,780	144,190	1	11	七日	-	82,759	1	2,468
十三日	12,650	156,840	1	12	八日	-	82,759	1	2,469
十四日	12,550	169,390	1	13	九日	-	82,759	1	2,470
十五日	12,120	181,510	1	14	十日	-	82,759	1	2,471
十六日	11,120	192,630	1	15	十一日	-	82,759	1	2,472
十七日	11,250	203,880	1	16	十二日	-	82,759	1	2,473
十八日	11,250	215,130	1	17	十三日	-	82,759	1	2,474
十九日	11,250	226,380	1	18	十四日	-	82,759	1	2,475
二十日	11,250	237,630	1	19	十五日	-	82,759	1	2,476
二十一日	10,820	248,450	1	20	十六日	-	82,759	1	2,477
二十二日	11,250	259,700	1	21	十七日	-	82,759	1	2,478
二十三日	11,250	270,950	1	22	十八日	-	82,759	1	2,479
二十四日	11,250	282,200	1	23	十九日	-	82,759	1	2,480
二十五日	11,250	293,450	1	24	二十日	-	82,759	1	2,481
二十六日	11,250	304,700	1	25	二十一日	-	82,759	1	2,482
二十七日	11,250	315,950	1	26	二十二日	-	82,759	1	2,483
二十八日	11,250	327,200	1	27	二十三日	-	82,759	1	2,484
二十九日	11,250	338,450	1	28	二十四日	-	82,759	1	2,485
三十日	11,250	349,700	1	29	二十五日	-	82,759	1	2,486
三十一日	11,250	360,950	1	30	二十六日	-	82,759	1	2,487
二月一日	11,250	372,200	1	31	二十七日	-	82,759	1	2,488
二日	11,250	383,450	1	32	二十八日	-	82,759	1	2,489
三日	11,250	394,700	1	33	二十九日	-	82,759	1	2,490
四日	11,250	405,950	1	34	三十日	-	82,759	1	2,491
五日	11,250	417,200	1	35	三十一日	-	82,759	1	2,492
六日	11,250	428,450	1	36	三月一日	-	82,759	1	2,493
七日	11,250	439,700	1	37	二日	-	82,759	1	2,494
八日	11,250	450,950	1	38	三日	-	82,759	1	2,495
九日	11,250	462,200	1	39	四日	-	82,759	1	2,496
十日	11,250	473,450	1	40	五日	-	82,759	1	2,497
十一日	11,250	484,700	1	41	六日	-	82,759	1	2,498
十二日	11,250	495,950	1	42	七日	-	82,759	1	2,499
十三日	11,250	507,200	1	43	八日	-	82,759	1	2,500
十四日	11,250	518,450	1	44	九日	-	82,759	1	2,501
十五日	11,250	529,700	1	45	十日	-	82,759	1	2,502
十六日	11,250	540,950	1	46	十一日	-	82,759	1	2,503
十七日	11,250	552,200	1	47	十二日	-	82,759	1	2,504
十八日	11,250	563,450	1	48	十三日	-	82,759	1	2,505
十九日	11,250	574,700	1	49	十四日	-	82,759	1	2,506
二十日	11,250	585,950	1	50	十五日	-	82,759	1	2,507
二十一日	11,250	597,200	1	51	十六日	-	82,759	1	2,508
二十二日	11,250	608,450	1	52	十七日	-	82,759	1	2,509
二十三日	11,250	619,700	1	53	十八日	-	82,759	1	2,510
二十四日	11,250	630,950	1	54	十九日	-	82,759	1	2,511
二十五日	11,250	642,200	1	55	二十日	-	82,759	1	2,512
二十六日	11,250	653,450	1	56	二十一日	-	82,759	1	2,513
二十七日	11,250	664,700	1	57	二十二日	-	82,759	1	2,514
二十八日	11,250	675,950	1	58	二十三日	-	82,759	1	2,515
二十九日	11,250	687,200	1	59	二十四日	-	82,759	1	2,516
三十日	11,250	698,450	1	60	二十五日	-	82,759	1	2,517
三十一日	11,250	709,700	1	61	二十六日	-	82,759	1	2,518
二月一日	11,250	720,950	1	62	二十七日	-	82,759	1	2,519
二日	11,250	732,200	1	63	二十八日	-	82,759	1	2,520
三日	11,250	743,450	1	64	二十九日	-	82,759	1	2,521
四日	11,250	754,700	1	65	三十日	-	82,759	1	2,522
五日	11,250	765,950	1	66	三十一日	-	82,759	1	2,523
六日	11,250	777,200	1	67	三月一日	-	82,759	1	2,524
七日	11,250	788,450	1	68	二日	-	82,759	1	2,525
八日	11,250	799,700	1	69	三日	-	82,759	1	2,526
九日	11,250	810,950	1	70	四日	-	82,759	1	2,527
十日	11,250	822,200	1	71	五日	-	82,759	1	2,528
十一日	11,250	833,450	1	72	六日	-	82,759	1	2,529
十二日	11,250	844,700	1	73	七日	-	82,759	1	2,530
十三日	11,250	855,950	1	74	八日	-	82,759	1	2,531
十四日	11,250	867,200	1	75	九日	-	82,759	1	2,532
十五日	11,250	878,450	1	76	十日	-	82,759	1	2,533
十六日	11,250	889,700	1	77	十一日	-	82,759	1	2,534
十七日	11,250	900,950	1	78	十二日	-	82,759	1	2,535
十八日	11,250	912,200	1	79	十三日	-	82,759	1	2,536
十九日	11,250	923,450	1	80	十四日	-	82,759	1	2,537
二十日	11,250	934,700	1	81	十五日	-	82,759	1	2,538
二十一日	11,250	945,950	1	82	十六日	-	82,759	1	2,539
二十二日	11,250	957,200	1	83	十七日	-	82,759	1	2,540
二十三日	11,250	968,450	1	84	十八日	-	82,759	1	2,541
二十四日	11,250	979,700	1	85	十九日	-	82,759	1	2,542
二十五日	11,250	990,950	1	86	二十日	-	82,759	1	2,543
二十六日	11,250	1,002,200	1	87	二十一日	-	82,759	1	2,544
二十七日	11,250	1,013,450	1	88	二十二日	-	82,759	1	2,545
二十八日	11,250	1,024,700	1	89	二十三日	-	82,759	1	2,546
二十九日	11,250	1,035,950	1	90	二十四日	-	82,759	1	2,547
三十日	11,250	1,047,200	1	91	二十五日	-	82,759	1	2,548
三十一日	11,250	1,058,450	1	92	二十六日	-	82,759	1	2,549
二月一日	11,250	1,069,700	1	93	二十七日	-	82,759	1	2,550
二日	11,250	1,080,950	1	94	二十八日	-	82,759	1	2,551
三日	11,250	1,092,200	1	95	二十九日	-	82,759	1	2,552
四日	11,250	1,103,450	1	96	三十日	-	82,759	1	2,553
五日	11,250	1,114,700	1	97	三十一日	-	82,759	1	2,554
六日	11,250	1,125,950	1	98	三月一日	-	82,759	1	2,555
七日	11,250	1,137,200	1	99	二日	-	82,759	1	2,556
八日	11,250	1,148,450	1	100	三日	-	82,759	1	2,557
九日	11,250	1,159,700	1	101	四日	-	82,759	1	2,558
十日	11,250	1,170,950	1	102	五日	-	82,759	1	2,559
十一日	11,250	1,182,200	1	103	六日	-	82,759	1	2,560
十二日	11,250	1,193,450	1	104	七日	-	82,759	1	2,561
十三日	11,250	1,204,700	1	105	八日	-	82,759	1	2,562
十四日	11,250	1,215,950	1	106	九日	-	82,759	1	2,563
十五日	11,250	1,227,200	1	107	十日	-	82,759	1	2,564
十六日	11,250	1,238,450	1	108	十一日	-	82,759	1	2,565
十七日	11,250	1,249,700	1	109	十二日	-	82,759	1	2,566
十八日	11,250	1,260,950	1	110	十三日	-	82,759	1	2,567
十九日	11,250	1,272,200	1	111	十四日	-	82,759	1	2,568
二十日	11,250	1,283,450	1	112	十五日	-	82,759	1	2,569
二十一日	11,250	1,294,700	1	113	十六日	-	82,759	1	2,570
二十二日	11,250	1,305,950	1	114	十七日	-	82,759	1	2,571
二十三日	11,250	1,317,200	1	115	十八日	-	82,759	1	2,572
二十四日	11,250	1,328,450	1	116	十九日	-	82,759	1	2,573
二十五日	11,250	1,339,700	1	117	二十日	-	82,759	1	2,574
二十六日	11,250	1,350,950	1	118	二十一日	-	82,759	1	2,575
二十七日	11,250	1,362,200	1	119	二十二日	-	82,759	1	2,576
二十八日	11,250	1,373,450	1	120	二十三日	-	82,759	1	2,577
二十九日	11,250	1,384,700	1	121	二十四日	-	82,759	1	2,578
三十日	11,250	1,395,950	1	122	二十五日				

年月日	拜觀人員數	累計	被救護人數	累計
十六日	一八、七五五	一七九、四三九	一	四九
十七日	一八、七三三	一八八、一七二	二	四一
十八日	一七、七七五	一八〇、三九七	三	四四
十九日	一八、九八八	一八五、三八五	三	四六
二十日	一五、七九二	一八七、五七七	六	四二
二十一日	二〇、三九〇	一八九、九六七	四	四六
二十二日	一六、四三二	一九〇、六〇〇	一	四七
二十三日	一三、五〇〇	一九一、九〇〇	一	四八

(第七十一號表ノ二) 一條離宮拜觀人及救護人員調査表

年月日	拜觀人員數	累計	被救護人數	累計
大正四年十二月一日	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—	—
二日	一三、五〇〇	五三、五〇〇	—	—
三日	一〇、〇〇〇	六三、五〇〇	—	—
四日	一三、〇〇〇	七六、五〇〇	—	—
五日	一三、〇〇〇	八九、五〇〇	—	—
六日	一七、五一一	一〇七、〇一一	—	—
七日	一六、三三三	一二三、三四四	—	—
八日	一三、八八一	一三六、二二五	—	—
九日	一三、〇〇〇	一四九、二二五	—	—
十日	一三、〇〇〇	一六二、二二五	—	—
十一日	一〇、五五五	一七二、七八〇	—	—
十二日	一〇、五五五	一八三、三三五	—	—
十三日	一〇、五五五	一九三、九〇〇	—	—
十四日	一〇、五五五	二〇四、四五五	—	—
十五日	一〇、五五五	二一五、〇一〇	—	—
十六日	一〇、五五五	二二五、五六五	—	—
大正五年二月一日	—	—	—	—
二日	—	—	—	—
三日	—	—	—	—
四日	—	—	—	—
五日	—	—	—	—
六日	—	—	—	—
七日	—	—	—	—
八日	—	—	—	—
九日	—	—	—	—
十日	—	—	—	—
十一日	—	—	—	—
十二日	—	—	—	—
十三日	—	—	—	—
十四日	—	—	—	—
十五日	—	—	—	—
十六日	—	—	—	—
十七日	—	—	—	—
十八日	—	—	—	—
十九日	—	—	—	—
二十日	—	—	—	—
二十一日	—	—	—	—
二十二日	—	—	—	—
二十三日	—	—	—	—
二十四日	—	—	—	—
二十五日	—	—	—	—
二十六日	—	—	—	—
二十七日	—	—	—	—
二十八日	—	—	—	—
二十九日	—	—	—	—
三十日	—	—	—	—
三十一日	—	—	—	—

年月日	拜觀人員數	累計	被救護人數	累計
二日	—	—	—	—
三日	—	—	—	—
四日	—	—	—	—
五日	—	—	—	—
六日	—	—	—	—
七日	—	—	—	—
八日	—	—	—	—
九日	—	—	—	—
十日	—	—	—	—
十一日	—	—	—	—
十二日	—	—	—	—
十三日	—	—	—	—
十四日	—	—	—	—
十五日	—	—	—	—
十六日	—	—	—	—
十七日	—	—	—	—
十八日	—	—	—	—
十九日	—	—	—	—
二十日	—	—	—	—
二十一日	—	—	—	—
二十二日	—	—	—	—
二十三日	—	—	—	—
二十四日	—	—	—	—
二十五日	—	—	—	—
二十六日	—	—	—	—
二十七日	—	—	—	—
二十八日	—	—	—	—
二十九日	—	—	—	—
三十日	—	—	—	—
三十一日	—	—	—	—

同三月		二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日
二	一	二	一	一	一	一
三	二	二	二	二	二	二
四	三	三	三	三	三	三
五	四	四	四	四	四	四
六	五	五	五	五	五	五
七	六	六	六	六	六	六
八	七	七	七	七	七	七
九	八	八	八	八	八	八
十	九	九	九	九	九	九
十一	十	十	十	十	十	十
十二	十一	十一	十一	十一	十一	十一
十三	十二	十二	十二	十二	十二	十二
十四	十三	十三	十三	十三	十三	十三
計	計	計	計	計	計	計

(第七十二號表)

傷病者救護表 其

一

番救護所	男女別	病者						傷者						合計	
		腦病	呼吸器病	消化器病	其他雜症	計	創傷	打撲傷	挫傷	擦過傷	其他微傷及雜傷	計			
一	女男														
二	女男														
三	女男														
四	女男														
計	計														

同三月		二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日
二	一	二	一	一	一	一
三	二	二	二	二	二	二
四	三	三	三	三	三	三
五	四	四	四	四	四	四
六	五	五	五	五	五	五
七	六	六	六	六	六	六
八	七	七	七	七	七	七
九	八	八	八	八	八	八
十	九	九	九	九	九	九
十一	十	十	十	十	十	十
十二	十一	十一	十一	十一	十一	十一
十三	十二	十二	十二	十二	十二	十二
十四	十三	十三	十三	十三	十三	十三
計	計	計	計	計	計	計

合計	三六		三五		三四		三三		三二		三一		三〇		二九		二八		二七		二六		二五		二四		二三	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
一五六	七六	八〇	三一	三二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一六九	九〇	九〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四九三	一五八	一五八	四四	四四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四八	三八	三八	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一〇	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一〇	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一六〇	一三三	一三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一六六	一三三	一三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

(第七十三號表) 傷病者救護表 其二

主管別	男		女		合計		創傷	打撃傷	挫傷	擦過傷	其他雜症	合計
	男	女	男	女	男	女						
京都看護婦會	二	一	一	一	三	二	一	一	一	一	一	六
恩賜財團	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
濟生會	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
京都	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
山科	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
桃山	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
二條	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
向日町	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
稻荷	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
伏見	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五
合計	三	二	二	二	五	三	二	二	二	二	二	十一

(參考)

京都ニ行幸ノ儀以下ノ諸儀ノ日取左ノ通御治定アラセラル

十一月六日 土曜 京都行幸ノ儀(名古屋御泊)

十一月七日 日曜 賢所春興殿ニ渡御ノ儀

十一月十日 水曜 即位禮當日皇靈殿神饌ニ奉告ノ儀
即位禮當日賢所大前ノ儀

十一月十一日 木曜 即位禮後一日賢所御神樂ノ儀

十一月十二日 金曜 神宮皇靈殿神饌并官國幣社ニ勅使發遣ノ儀

十一月十三日 土曜 大嘗祭前一日鎮魂ノ儀

十一月十四日 日曜 大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀
大嘗祭當日皇靈殿神饌ニ奉幣ノ儀
大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀
大嘗祭ノ儀(悠紀殿供饌ノ儀
主基殿供饌ノ儀)

十一月十六日 火曜 即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀

十一月十七日 水曜 即位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀

十一月二十日 土曜 即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀
 十一月廿一日 日曜 即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵ニ親謁ノ儀
 十一月廿四日 水曜 即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵ニ親謁ノ儀
 十一月廿五日 木曜 即位禮及大嘗祭後明治天皇山陵ニ親謁ノ儀
 十一月廿六日 金曜 即位禮及大嘗祭後孝明天皇山陵、仁孝天皇山陵、光格天皇山陵ニ親謁ノ儀

十一月廿七日 土曜 東京ニ還幸ノ儀
 十一月廿八日 日曜 賢所温明殿ニ還御ノ儀
 十一月廿九日 月曜 東京還幸後賢所御神樂ノ儀
 十一月三十日 火曜 還幸後皇靈殿神樂ニ親謁ノ儀

第十六章 狂犬病ノ豫防

這回流行シタル狂犬病ハ大正二年十一月始メテ愛知、岐阜、兵庫ノ各縣下ニ發生シ尋テ大阪府下ニ侵入シ、益々蔓延ノ兆候アリシカ時恰カモ大禮ヲ迎フヘキ準備トシテ衛生上ノ施設最モ周到ナラサルヘカラサル時期ニ當レリ、故ニ先ツ府令(府令第八十)ヲ發シ病毒傳播ノ虞アル犬族ノ移入ヲ停止シ、尋テ告諭(告諭第一)ヲ以テ一般ニ注意ヲ加ヘ同時ニ衛生機關ニモ詳細ナル訓示(衛訓第二)ヲ出シ專ラ警戒ニ力メシト雖モ、大正二年三月ニ至リ遂ニ其病毒ヲ府下ニ輸入シ本病ノ發生ヲ見ルニ至レリ、茲ニ於テ益々豫防警戒ヲ嚴ニシ野犬ノ撲殺ヲ勵行セシメ以テ病毒ノ散蔓ヲ防遏スルニ努メタリ、大正三年十二月更ニ飼犬取締規則ヲ制定シ犬籍ノ整理ヲ爲シ之ト同時ニ畜主ヲシテ常ニ犬族ヲ緊留セシムル方法ヲ講シ一面之レカ檢病調査ヲ施行スル等有ユル手段ニ依リ病毒ノ撲滅ヲ圖レリ、又犬族ニ咬傷セラレタルモノアルニ當リテハ當府細菌検査所ニ於テ無料豫防注射ヲ實施シタリ、野犬ノ驅除ハ從來ノ慣例ニ倣ヒ主トシテ撲殺セシメ來リシカ、斯クテハ目撃者ヲシテ著シク不快ノ念ヲ起サシムルノミナラス惹イテ惡習ヲ助長スル懸念ナキニアラサレハ大正四年二月ヨリ市街地ニ於ケル犬族ノ驅除ハ凡テ之ヲ捕獲スルコト、ナシ、一定時緊留シテ畜主ノ有無ヲ取調ヘ、期間滿了ノ後人目ニ觸レサル場所ニ於テ「ストリキニーネ」ノ注射ニ依リ痛苦ヲ與ヘス藥殺スルニ改メタリ、犬族ノ驅除ニ關シ衛生機關ニ指示シタル事項ハ別ニ之ヲ叙述ス。(衛訓第一號乃至同第三號表參照)

大正四年四月ヨリ廳務ノ都合ニ依リ其主管ヲ内務部ニ移シタルモ重要ナル取締ハ多ク警察署ノ執行ニ係リ今ヤ全ク豫防ノ効ヲ奏スルニ至レリ、其成績左ノ如シ。(第七十四號乃至第七十六號表參照)

京都府令第八十九號

狂犬病豫防ノ爲メ獸疫豫防法第十二條ニ依リ愛知縣岐阜縣及兵庫縣下ヲ發シ又ハ通過シタル犬(狎ヲ含ム)ノ移入ヲ停止ス

但汽車積込ノ儘通過スルモノハ此限りニアラス
 本令ハ發布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

大正二年十二月二十六日

京都府告諭第一號

客年十一月以來愛知、岐阜、兵庫ノ各縣下ニ於テ狂犬病發生シ漸次蔓延ノ兆アリシニ依リ病毒傳播ノ虞レアル家畜類ノ輸入ヲ停止シ特ニ警戒ヲ加ヘシト雖モ既ニ府下ニ於テ該病犬ノ咬傷ニヨリ死亡セリト認ムヘキモノ二名ヲ出セリ、今ヤ最モ緊切ナル時機ニ當リ萬一本病ノ流行ヲ來スカ如キコトアラシカ實ニ寒心スヘキ大事ト謂ハサルヘカラス、故ニ此際嚴重ニ左ノ事項ヲ遵守シ各自互ニ相警シメ專ラ自衛ニカムヘシ

右告諭ス

大正三年二月二十日

注意事項

- 一 狂犬病ハ犬ノ疾病ニシテ人類ニ感染シ狎狗其ノ他ノ家畜家禽及野獸ノ類ニモ傳染スルモノナレハ其注意ヲ怠ラサルコト
- 二 犬ノ本病ニ罹リタルトキハ先ツ一日乃至二日間鬱鬱ノ狀ヲ呈シ多ク暗所ニアルヲ好ミ時々木片土石ノ如キ異物ヲ喰ヒ尋テ發狂狀態トナリ動作全ク一變シ常ニ飼養セル家人ト雖モ識別スルノ能力ヲ失ヒ人畜ヲ咬傷セサレハ止マサルモノ最モ多シ、故ニ之等ノ疑アルトキハ特ニ注意シテ口綱ヲ施シ且ツ之ヲ緊留シ速ニ警察官署ニ申告スルコト
- 三 病毒ノ人類ニ傳染スルハ主トシテ咬傷ニ基因スルモノニシテ創傷ノ部位又ハ創面ノ大小ニ依リ二十日乃至五十日ニシテ發病スルモノ最モ多シ、

京都府知事 大森 鍾 一

京都府知事 大森 鍾 一

然レトモ稀ニ短キハ二週日長キハ一年以上ヲ經過シタル後發病スルモノモアリ、其他咬傷ヲ受ケサルモノト雖モ身體ニ肝臟又ハ其他ノ外傷アリテ本病ニ罹レル人畜ノ唾液類ニ接觸スルトキハ之レカ吸收ニ依リテ同病ニ感染ス、而シテ病毒既ニ侵入シ發病スルニ至リテハ施術救済ノ途ナク多ク死ニ至ルモノトス、然レトモ咬傷其他ノ機會ニ依リテ病毒ヲ感受セシトキ速ニ豫防劑ノ注射ヲ受ケレハ全ク發病スルニ至ラスシテ經過スルモノナリトス要スルニ本病ノ豫防法ハ該注射ノ一途アルノミ故ニ病毒感染ノ疑アルトキハ成ヘク速ニ豫防注射ヲ求ムル様其注意ヲ怠ラサルコト

四 本病ノ豫防劑ハ保管方法最モ困難ニシテ且ツ之ニ關スル經驗アル者ニアラサレハ施術スルコト能ハサルヲ以テ府縣廳ノ請求ニ係ルカ又ハ其證明ア

ルニアラサレハ交付セサル規定ナレハ容易ニ之ヲ得ルコト難シ、故ニ注射ヲ受クヘキ必要ヲ生シタルトキハ速ニ警察官署ニ申告シ其指揮ヲ受クヘキコト

五 本病流行ノ時期ニ於テ犬ヲ放チ置クハ危険ノ虞レアルニ依リ常ニ之ヲ繋留スル等相當注意ヲ怠ラサルコト

衛訓第二號

愛知、岐阜及兵庫縣下等ニ於テハ目下狂犬病旺ニ流行セルノミナラス既ニ病毒ノ府下ニ侵入セル疑ヒアリ旁々野犬撲殺ノ必要ヲ生シ今般告示第八十號ヲ發セラレタル次第ナレハ郡市長トモ協議ヲ遂ケ左記事項恪守ノ上指定期間内ニ實行シ充分ノ効果ヲ擧クルコトニカメラルヘシ

大正三年二月二十日

左記

京都府警察部長 永田秀次郎

- 一、飼犬ニ對シテハ撲殺期間内相當野犬ト區別スル爲メ附札又ハ頸輪ヲ附シ且屋内等ニ繋留セシムルコト、ナスモ時ニ或ハ之等ノコトヲ怠ルモノナキヲ保セス、故ニ實行ニ先シテ一應尙各戸ニ注意ヲ加ヘ實行ニ際シテモ品種其他ニ依リ飼犬ト否トヲ見別シ萬一ニモ飼犬ヲ撲殺スルカ如キ失誤ナキコトニカムルコト
- 一、撲殺ハナルヘク午前六時頃ヨリ同十時頃マテノ間ニ於テ之ヲ行ヒ群集又ハ通行繁多ナル場所ヲ避クルコト
- 一、實行ニ際シテハ撲手一組ニ對シテ巡查一名以上ヲ附シ嚴重監督スルコト
- 一、撲殺セシ野犬ハ撲手等ノ報酬トシテ便宜之レニ與フルハ差支ヘナキモ犬

- 肉密賣等ノ不都合ナキ様嚴重取締ルヘキコト
- 一、狂犬病ノ疑ヒアルモノ及病犬ノ筋肉等ハ特ニ化製又ハ相當埋却セシムルコト
- 一、狂犬病ノ疑ヒアル犬ヲ發見セシトキハ危險ナキ限り生擒シ安全ナル場所ニ繋留ノ上至急其旨報告スルコト
- 一、撲殺終了後五日以内ニ撲殺頭數及其他ノ狀況ヲ報告スルコト
- 一、熟練セル撲手ヲ要スル場合ハ一定ノ人員ヲ限り派遣方取計フヘキニ付豫メ舉行ノ日程及所要人員ヲ報告スルコト

衛訓第一號

狂犬病ノ豫防ニ關シテハ絶ヘス努力シツ、アルヘシト雖モ近時著シク病毒傳播ノ區域ヲ擴メ今ヤ一市五郡ニ涉リテ蔓延シ尙益々續發ノ兆アルハ頗ル寒心スヘキ状態ナリトス、而シテ病勢最モ猖獗ナル大阪神戸兩市ニ於ケル實驗ニ徴スルニ最近本病ト決定シタルモノ、内十中ノ其七迄ハ飼犬ナル等ヨリ考フルニ病毒ハ既ニ之等ニ傳播シ鞏固ナル根底ヲ

作レルモノト謂フヲ得ヘク當府ニ於テモ飼犬ノ之ニ罹レルモノ亦尠少ナラサレハ宜シク深ク茲ニ鑑ミ末々慘害ノ重大ナラサル此秋ニ於テ郡市長トモ熟議ヲ遂ケ左記事項ノ勵行ヲ期シ專ラ豫防ニ努メラルヘシ

大正四年一月二十六日

施設事項

京都府警察部長 永田秀次郎

- 一、狂犬病ハ其經過長ニ依リ姑息ナル手段ノ下ニ豫防方法ヲ講スルトキハ日ヲ經ルニ從ヒ益々不長ノ結果ヲ生スルヲ以テ此際周到ナル計畫ヲ立テ一舉ニ之ヲ撲滅スルノ方法ヲ講スルコト
- 一、所有者ナキ犬ノ撲滅ニ努ムルコト
- 一、大正三年十二月京都府令第七十四號飼犬取締規則ヲ施行セサル地域ニ於テハ左ノ方法ニ依リ所有者ナキ犬ヲ撲滅スルコト
- (イ) 捕獲又ハ撲殺セントスルトキハ豫メ其期日ヲ定メ關係住民ニ周知セシムル方法ヲ執リ飼犬ニ對シテハ飼養者ノ住所氏名ヲ記載シタル頸環ヲ附シ且嚴重ニ繋留セシムルコト
- (ロ) 捕獲又ハ撲殺ハ所有者ナキ犬ノ撲滅ニ至ル迄繰返シ實施スルコト
- (ハ) 捕獲又ハ撲殺スヘキ期間ハ本年五月末日迄トシ其間撲滅ノ目的ヲ達スル様畫策スルコト
- (ニ) 捕獲又ハ撲殺ノ場合ハ巡查部長又ハ巡查ナシテ嚴重ニ之ヲ監督セシムルコト

- (ホ) 仔犬ハ飼養ノ目的定マラサルモノヲ育テシメサル様注意スルコト
- (ハ) 捕獲又ハ撲殺ニ要スル人夫ハ便宜其署ニ於テ備入レシムルコト
- 但人夫給ヲ要スル場合ハ明治三十四年六月勅令第二百九十九號獸疫及畜牛結核病豫防ニ關スル費用負擔區分ノ件第一條中ノ第三ニ依リ關係町村ヨリ支出セシムルコト
- 一、捕獲シタル犬ニシテ所有者ナキモノハ無害ノ場所ニ於テ撲殺スルコト
- 一、撲殺シタル犬ノ處分并ニ之ニ對スル取締方法及狂犬病ノ疑アル犬ノ取扱方法ニ就テハ容年二月衛訓第二號ノ主旨ニ依リ取扱フヘキコト
- 一、捕獲又ハ撲殺ナ行ヒタルトキハ毎回終了毎ニ其成績ヲ報告スルコト
- 一、飼犬取締規則ヲ施行セル地域ニ於ケル捕獲又ハ撲殺方法ハ別ニ指示スルモノトス
- 一、警察署ニ於テハ飼犬ノ檢病調査ヲ行ヒ及一面衛生組合ナシテ其調査ヲ爲サシメ以テ病犬ノ發見ニ努メ尙クモ異狀アリト認ムルトキハ其都度之ヲ速報スルコト

衛訓第二號

狂犬病又ハ其疑ナル獸畜ヨリ咬傷セラレタル者、恐水病又ハ其疑似患者并ニ死者、狂犬病又ハ其疑アル獸畜或ハ其死體ヲ發見シ若クハ之等ノ届出ラ受ケタルトキハ左記各項調査ノ上電話其他ノ方法ニ依リ速ニ報告セララルヘシ

大正四年一月二十八日

京都府警察部長 永田秀次郎

調査事項

- 一、狂犬病又ハ其疑アル獸畜ヨリ咬傷ヲ受ケタル者ニ付取調フヘキ事項
- イ、住所、職業氏名、年齡
- ロ、咬傷セラレタル日時及場所
- ハ、咬傷ノ部位并ニ創傷程度
- ニ、被咬傷者ハ豫防注射ヲ受ケルヤ否、若シ之ヲ受ケルモノトセハ其施術者ノ住所、氏名
- ホ、咬傷セシ獸畜ノ種類、胤種、性、毛色、年齡及特徴
- ヘ、咬傷セシ獸畜ノ所在及處置、若シ飼養者アルモノハ其住所、氏名、并ニ飼養ノ場所
- ニ、恐水病又ハ其疑似患者并ニ死者ニ付取調フヘキ事項
- イ、患者又ハ死者ノ住所、職業、氏名、年齡
- ロ、發病又ハ死亡ノ日時

衛訓第三號

狂犬病豫防ニ關シテハ別ニ訓示スル所アリシヲ以テ専ラ之ニ依リ適當ノ措置ヲ講スヘキコト勿論ナルモ飼犬取締規則ヲ實施セル地域ニ於ケル所有者ナキ犬ノ捕獲又ハ之ヲ撲殺スルノ方法ハ當分左記各項ニ依リ之ヲ實施シ豫防上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

大正四年一月二十八日

京都府警察部長 永田秀次郎

注意事項

- 一、所有者ナキ犬ハ凡テ之ヲ捕獲スルコト 但狂暴ニシテ生擒シ能ハサルトキハ見込ニ依リ之ヲ撲殺スルモ妨ナシ
- 一、捕獲施行ノ日時ハ豫メ之ヲ指定ス
- 一、捕獲ニ要スル人夫ハ市役所又ハ町村役場ニ於テ傭入レ當部ノ指揮ヲ受ケ指定當日指定ノ警察署ニ派遣スルモノトス此場合ニ於テハ必要ニ應ジ一名

- 乃至二名ノ巡查ヲ附シ嚴重ニ之ヲ監督セシムルコト
- 一、捕獲時間ハ午前六時ヨリ正午迄トス
- 一、捕獲シタル犬ハ所定ノ運搬車ニ收容シ一旦警察署ニ引揚ケ點檢登錄ノ上警察署(當府細菌検査所構内)ニ送致スルコト
- 一、送致ノ場合ハ警察署ノ認印アル送付書ヲ添付スルコト
- 一、送附書ハ簿冊トシ豫メ之ヲ配布ス本簿冊ハ其署ニ於ケル臺帳ニ兼用スル

モノトス

- 一、送致ニ要スル人夫ハ捕獲人夫ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
- 一、繫留所ニ送致シタル犬ハ五日間同所ニ繫留シ其期間内ニ限り畜主ヲ發見シタルトキハ其申出ニ依リ之ヲ還附ス、此場合ニ於テハ日額四錢ノ割合ナ

以テ食費ヲ辨償セシムルモノトス

- 一、前項ノ主旨ハ別ニ告知ノ方法ヲ講スル管ナルモ衛生組合ヲ利用シ其他便宜ノ手段ニ依リテ一般ニ周知セシムルコト

(第七十四號表)

犬族驅除成績表

市郡別	大正三年			大正四年			計
	撲殺數	捕獲數	買收數	撲殺數	捕獲數	買收數	
市部	一、三九二	—	—	四、六八八	—	—	九、〇八〇
郡部	一、八六六	—	—	—	—	—	六、五五二
合計	三、二五八	—	—	四、六八八	—	—	一五、七三二

(第七十五號表)

狂犬病發生郡市別表

(自大正三年三月初發)

大正四年十二月三十一日調査

郡市別	頭數	種別		性	轉歸	郡市別	頭數	種別		性	轉歸
		野犬	飼犬					野犬	飼犬		
京都市	八三	—	—	—	—	船井郡	—	—	—	—	—
愛宕郡	一三	—	—	—	—	天田郡	—	—	—	—	—
葛野郡	二一	—	—	—	—	何鹿郡	—	—	—	—	—
乙訓郡	六	—	—	—	—	加佐郡	—	—	—	—	—
紀伊郡	一〇	—	—	—	—	與謝郡	—	—	—	—	—
宇治郡	七	—	—	—	—	中野郡	—	—	—	—	—
久喜郡	—	—	—	—	—	竹野郡	—	—	—	—	—
綴喜郡	—	—	—	—	—	熊野郡	—	—	—	—	—
相樂郡	—	—	—	—	—	歡喜郡	—	—	—	—	—
南桑田郡	—	—	—	—	—	總計	—	—	—	—	—
北桑田郡	—	—	—	—	—						

郡市別	檢診		合計	總計		人員		不明犬非狂犬被咬傷者	
	狂犬	非狂犬		狂犬	非狂犬	發病者	預防注射者	發病者	預防注射者
京都市	二五	八六	一一一	二五	八六	二	八四	二	八四
愛宕郡	三	九	一二	三	九	〇	九	〇	九
葛野郡	二	七	九	二	七	〇	七	〇	七
乙訓郡	二	四	六	二	四	〇	四	〇	四
紀伊郡	三	七	一〇	三	七	〇	七	〇	七
宇治郡	四	三	七	四	三	〇	三	〇	三
久喜郡	一	二	三	一	二	〇	二	〇	二
相模郡	二	一	三	二	一	〇	一	〇	一
南桑田郡	二	一	三	二	一	〇	一	〇	一
北桑田郡	二	一	三	二	一	〇	一	〇	一
船井郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
天田郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
何鹿郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
加佐郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
與謝郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
中野郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
竹野郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
熊野郡	一	一	二	一	一	〇	一	〇	一
合計	五	一九	二四	五	一九	六	一八	六	一八

第十七章 大禮ニ關スル衛生上ノ紀念事業

大禮ニ關スル衛生上ノ紀念事業ハ何鹿郡綾部町及加佐郡餘部町ノ下水道築造工事最モ著名ナルモノナリトス、由來兩町ハ土地ノ高低甚シク加フルニ下水ノ構造亦極メテ不完全ニシテ汚水ハ常ニ滯滯シ年ヲ經ルニ從ヒテ益々地層ヲ汚スニ至ル、加之一朝降雨ニ際シテ之等ノ汚水流溢シテ著シク飲料水ヲ侵シ爲メニ住民ノ寄生蟲病ニ罹レルモノ他ニ類例ヲ見サルカ如キ慘狀ヲ呈セリ、就中餘部町ハ軍港所在地トシテ衛生上ノ施設ハ一層重キヲ置カサルヘカラサル事情アル等之カ救済ノ要最モ緊切ナルモノアリシト雖モ工費多額ニ上ルヲ以テ住民ノ負擔ニ堪ヘ難ク當局ノ苦心モ空シク歲月ヲ送ルノ止ムナキニ終レリ、然ルニ大禮御舉行ノ光榮ヲ擔フニ當リ兩町民ノ意氣昂進シ何レモ競ヒテ永久ニ其事業ヲ記念セントシ遂ニ工事ヲ起スニ至リシハ洵ニ其ノ所ナリ、而シテ綾部町ハ工費總額二萬壹千圓ヲ投シ、大正四年度ヨリ三ヶ年繼續事業トシテ其全部ヲ竣功スヘキ計畫ニシテ財源ノ如キモ既ニ之ヲ整ヘ居レリ、然ルニ餘部町ハ其地勢ノ關係上經費多額ニ上ルヲ以テ一氣呵成ニ其竣功ヲ見ルコト難シ、故ニ被害ノ最モ甚シキ部分ヨリ之ニ着手シ住民ノ負擔力ト相俟ツテ漸次其完成ヲ圖ラントシ、工費壹萬圓支出ノ件ヲ決議シタリ、然レトモ同町ノ下水道ハ工費總額四萬圓以外ヲ要スヘキ見込ナレハ全部ノ竣功ヲ見ル迄ニハ尙數年ヲ要スルナルヘシ、加佐郡ニ於テハ大禮紀念事業トシテ隔離病舎ノ統一ヲ圖リ理想的ニ其整理ヲ遂行セント爲シツ、アリ、今其大要ヲ叙述センニ同郡ハ二十七ヶノ町村ヨリ成リ、隔離病舎ノ數現ニ六十七ヶ所ヲ有ス、然ルニ之等ハ衛生思想ノ最モ幼稚ナル時期ニ於テ建設シタルモノニシテ大部分大字ノ管理ニ屬シ規模狹少ナルノミナラス位置最モ偏僻ヲ撰ヒ多クハ山林原野等人家隔絶ノ間ニアリテ不便甚シキノミナラス入院嫌忌ノ弊風ハ之等不備ナル設備ニ依リ益々之ヲ助長セシメ防疫上看過スルコト能ハサルモノアルヲ以テ、之ヲ郡内三區ニ分チ河守町外五ヶ村十五病舎ヲ統一シテ河守町ニ、舞鶴町外十二ヶ村三十五病舎ヲ統一シテ舞鶴町ニ、新舞鶴町外六ヶ村十七病舎ヲ統一シテ新舞鶴町ニ各一ヶ所ノ完全ナル病舎ヲ設ケ以テ防疫上ノ効果ヲ擧ケントシ今ヤ協議ノ進行中ニ係レリ。

叙上ノ外久世郡寺田、富野庄兩村組合、船井郡質美村、須知町ノ單獨經營、東本梅、西本梅兩村組合、何鹿郡吉美村竹野郡鳥取村等ノ各町村立隔離病舎ハ何レモ大禮記念トシテ其設置ヲ見ルニ至レリ。

第十八章 會計

考 備	特別撤水費	公共便所改修費	河川浚渫費	同上浚渫費	公共溝渠修築費	水道勸誘費	上水道勸誘費
一 本表ハ大禮準備ノ爲メ特ニ支出シタルモノ、ミナ掲ケタルモノトス 傳染病豫防費ハ當該期間内患者ノ發生比較的多ク且ツ時局ノ影響ヲ受ケ藥品類ノ價格暴騰セシ爲メ之ヲ平年ニ比スレハ經費多額ニ上リ タルモ分割上困難ニ付凡テ之ヲ省キタリ 本表記載ノ外京都市ニ於テハ傳染病院移轉改築ノ爲メ特ニ支出シタル高參拾六萬餘圓アルモ之ヲ略ス	五、七〇〇	一七、九〇〇・五〇〇	八、六九六・二四〇	三、〇五〇・六〇〇	三、七七一・四〇〇	二、八九三・九七〇	二、八九三・九七〇
	御道筋其他必要ノ場所ニ特ニ要シタルモ	改築三十七ヶ所修繕七十五ヶ所	如茂川延長三千間高瀬川延長千四百七十間堀川延長四千二百間其他小川數ヶ所	延長三十二萬六千九百〇七間			
	合 計	104,546.70	狂犬病豫防費	傷病者救護費	消化器傳染病患 家一時給水費	鹿井採取助行費	鹿井採取助行費
			一八、六六〇〇	一、三三〇・〇〇〇	一、五三三・六四〇	一、八六六・九〇〇	六、六〇〇・〇〇〇
			人夫費	救護所設置數三ヶ所移動救護班數	井戸ノ消毒ト同時ニ要シタル給水費	採取度數附加ニ要セシ臨時費	採取度數附加ニ要セシ臨時費

大禮ニ關スル衛生費調査表

郡 部

郡 別	衛生講 話費	印刷費	衛生講 習費	水質檢 査費	其他ノ 費用	計	郡 別	衛生講 話費	印刷費	衛生講 習費	水質檢 査費	其他ノ 費用	計
愛 岩 郡						三三、一九〇	船 井 郡	五九、七〇〇	一、七、七五〇				六一、四五〇
葛 野 郡						四〇、〇〇〇	何 鹿 郡	三九、九六〇	一、五、〇〇〇				四四、九六〇
乙 訓 郡						三、〇〇〇	天 田 郡	八、五九〇	三、〇〇〇				一一、五九〇
紀 伊 郡	三二、〇〇〇					三二、〇〇〇	加 佐 郡	五〇、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇			五九、〇〇〇
宇 治 郡	三、〇〇〇					三、〇〇〇	與 謝 郡	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇				一一、〇〇〇
久 喜 郡		四、八八〇				四、八八〇	中 郡	一、〇〇〇	五、八五〇				六、八五〇
綴 喜 郡	二二、〇〇〇					二二、〇〇〇	竹 野 郡						
相 樂 郡	六、六五〇	一、三、四九〇				七、九九〇	熊 野 郡						
南 桑 田 郡	八〇、〇〇〇					八〇、〇〇〇	合 計	五三、九二〇	一、六、九二五	六、〇〇〇	三二、六〇〇	一〇、一〇〇	一一、〇二五
北 桑 田 郡	六、〇〇〇	三、〇〇〇				九、〇〇〇							

一 本表ハ大禮準備ノ爲メ特ニ支出シタルモノ、ミナ掲ケタルモノトス
傳染病豫防費ハ當該期間内患者ノ發生比較的多ク且ツ時局ノ影響ヲ受ケ藥品類ノ價格暴騰セシ爲メ之ヲ平年ニ比スレハ經費多額ニ上リタルモ分割上困難ニ付凡テ之ヲ省キタリ

第五編 會計

第一章 會計ニ關スル綱領

大禮警備費豫算ノ運用ニ就テハ實施計畫ノ時期ニ於テ豫算科目ニ過不足ヲ生スルヲ發見スルニ至リタルモ、豫算ノ各科目ヲ通スルトキハ敢テ支障ナキモノト思料セラレタリ、其理由ハ大正四年一月以降警備計畫ハ着々トシテ進捗シ、精密ニ各方面ヨリ研究ヲ重ネタル結果愈々實施計畫トシテ表ハレ、豫算調査ノ當時ニ比スルトキハ警備従事人員ニ於テ他府縣及郡部應援ノ警視、警部、警部補、巡查ニ於テ七百三十二人ノ超過ヲ見ルニ至リタルヲ始メトシ、増員配置ノ警部補、巡查百五十四名ニ對スル給與ニ於テ、衛生施設トシテハ防疫ノ目的ヲ達スル上ニ於テ、將タ要視察及犯罪豫防ノ見地ヨリ其他就レモ特別技能ヲ要ルモノニ支給スヘキ特別手当ノ科目ナキ爲メ増設シタルモノ、并ニ豫算ノ範圍ニ於ケル支給上著シキモノニシテ豫算範圍ナルモ特ニ内務大臣ノ承認ヲ得テ流用支出ヲ爲シタルモノ、其他過不足ヲ生シタル内譯費目ノ彼是流用ヲ爲シタルモノ少ナカラサルモ就レモ豫算總額内ノ範圍ニ於テ支辨シ得ルニ至リタリ。

第二章 大禮施設費警備費豫算ニ關スル事項

大正二年三月第一回調査

豫算額貳拾八萬七千八百八拾壹圓五拾五錢

大正二年十月第二回調査

豫算額貳拾九萬八百六拾參圓拾錢

大正二年十一月第三回調査

豫算額參拾七萬八千參百拾五圓參拾錢

第五編 會計 第一章 會計ニ關スル綱領 第二章 大禮施設費警備費豫算ニ關スル事項

大二年十二月十七日第四回調査

豫算額參拾九萬參千參百拾五圓參拾錢

大正三年一月內務省ニ於テ査定

豫算額參拾六萬九千貳拾五圓貳拾九錢

大正三年五月

大正三年度臨時部大禮施設費ノ款項警備費ノ目へ壹萬參千六拾九圓四錢ノ配付ト共ニ、仕拂命令ヲ委任セラル
警部補、巡查増員ニ伴ヒ之カ支出ヲ要シタルモノナルモ 大喪ノ爲メ實際ノ支出額ハ金七千四百九圓七拾錢ニシ
テ其內現品トシテ持越シタルモノハ器具費、帶具費ニテ金七百九拾圓參拾壹錢トス
大正三年十月

大禮施設費、警備費、既定以外ニ於テ自動車一輛備付ノ爲メ更ニ金五千圓増額ノ上申ヲ爲シタリ
(一) 大正四年四月一日內務省訓第二三七號ヲ以テ大正四年度歲出臨時部大禮施設費ノ款項警備費ノ目へ金九千
八百貳拾六圓五拾錢左記內譯書ノ通り配付ヲ受ケ仕拂命令ヲ知事ニ委任セラル

大正四年度歲出臨時部仕拂豫算內譯書

款	項	目	節	内	譯	金	額	備	考
大禮施設費	警備費	俸給	雜給及雜費	警部	九八二六・五〇〇	一人	年額千圓二ヶ月分		
				警部補	九八二六・五〇〇	一人	月參拾四圓三人二ヶ月分		
				警視	一、一五四・六六〇	一人	年額千圓二ヶ月分		
				警部	一六六・六六〇	一人	月參拾四圓三人二ヶ月分		
				警部補	二〇四・〇〇〇	一人	月貳拾八圓十四人二ヶ月分		
					七八四・〇〇〇				
					八六七・八四〇				

巡查俸給	四、四八〇・〇〇〇	一人ニ付 月拾六圓百四十人二ヶ月分
警視以下宿料	八二〇・〇〇〇	警視一人月五圓二ヶ月警部一人月五圓三人二ヶ月警部補巡查一人月貳圓五拾錢百五十四人二ヶ月分
被服費	三、三八一・八四〇	現品渡一人拾九圓八拾錢百五十四人分代料渡一人月壹圓八錢百五十四人二ヶ月分

(一) 大正四年四月八日電報ヲ以テ大禮警備旅費千五百圓ヲ要求シテ配付ヲ受ク

(二) 大正四年四月十四日大禮警備費豫算配付ニ關シ左記ノ通り安河內警保局長及堀田大臣官房會計課長ニ照會ス

左記

大禮施設費中警備費ニ於テ過日一部豫算配付相成候へ共右以下ニ於テ巡查教習上必要ナル家屋教習所器具ノ借入又ハ購入警部補ニ對スル貸與品ノ購入其他一般ニ需要切迫ノモノ頻々差起リ居候警へハ衛生設備特ニ急施ヲ要シ候爲メ今回任用シタル巡查ヲ各署へ配置シタル爲メ是等ニ要スル費用猶亦自動車ハ日ヲ追ヒテ切ニ其必要ヲ感シ候條此際至急豫算令達相成候様特ニ御配慮ニ與リ度此段及御依頼候也

年月日

宛 (連名)

知事名

(四) 大正四年五月十八日警第二九七〇號ヲ以テ大禮警備費豫算令達方左記ノ通り內務大臣へ上申ス

左記

警第二九七〇號

大禮施設費警備費ハ配置人員ニ對スル豫算ノ一部配當相成候處漸次衛生及防疫ノ施設并ニ警備ニ關スル準備ノ進捗ニ伴ヒ曩ニ令達相成候豫算ノ範圍ニ於テハ到底支辨難致目下差懸リ其必要ニ迫レル費額ノミニテモ左記ノ通りニ有之尙其他ノ費目ニ於テモ漸次其必要差起リ居候ニ付此際至急豫算全額令達相成度此段上申候也

大正四年五月十八日

京都府知事名

內務大臣宛

大禮施設費支出見込調書

科	目	支出見込額
大禮施設費	警備費	一一、九九二・〇一〇
廳	備品費	六、五九六・四三〇
器	備品費	五、七一一・〇〇〇
筆	紙墨文具	一、四六六・八〇〇
消	耗品費	六、九八六・六三〇
通	信運搬費	四、〇〇〇
雜	給及雜費	五、三九五・五八〇
給	人員	七二〇・〇〇〇
雇	人員	二〇八・〇〇〇
備	人員	九七・二〇〇
巡查	被服及帶具費	八三九・三八〇
雜	費	三、五二一・〇〇〇

大禮施設費支出見込額ニ對スル明細書

備品費 金五千七百拾壹圓
 自動車一輛五千圓、卓子十脚一脚七圓八拾錢此金七拾八圓五拾錢、椅子十脚一脚參圓六拾五錢此金參拾六圓五拾錢、長卓子二十脚一脚壹圓七拾五錢此金參拾五圓、提灯百張一張五拾錢此金五拾圓、膳馬盤器械三臺一臺貳拾五圓此金七拾五圓、擊劍道具二十組一組拾九圓參拾錢此金參百八拾六圓、消火器五個一個拾圓此金五拾圓
 筆紙墨文具 金百四拾六圓八拾錢

半紙野紙一萬枚百枚拾六錢此金拾六圓、美濃野紙五千枚百枚拾錢此金拾五圓、美濃白紙一萬枚百枚拾錢此金拾參圓半紙白紙一萬枚百枚拾錢此金拾參圓、二重大狀袋千枚百枚拾九錢此金壹圓九拾錢、二重小狀袋二千枚百枚拾六錢此金參圓貳拾錢美濃表紙百枚參錢此金參圓、半紙表紙百枚一枚貳錢此金貳圓、膳馬原紙千枚一枚貳錢此金貳拾圓、旅費請求用紙千枚百枚拾貳錢此金參圓貳拾錢、被服臺帳用紙五百枚一枚貳錢此金拾圓其他諸用紙代參拾圓、膳馬用インキ六圓一圓五拾五錢此金參圓參拾錢、牛肉四十兩及一兩及八錢此金參圓貳拾錢
 消耗品費 金六百九拾八圓六拾參錢
 木炭百俵一俵六拾九錢此金六拾九圓、石炭一日二百斤延六十一日分此數量一萬二千二百斤六拾六錢此金八拾圓五拾貳錢、蠟燭一人一日二本延六十一日分此五十八分六千本一本貳錢此金百貳拾圓、揮發油六十箱六圓此金參百六拾圓、器械油(モートルオイル)一罐此金七圓參拾錢(レトロウムグリス)一罐五圓九拾四錢蠟燭五貫目一貫目參拾五錢此金壹圓七拾五錢、真鍮磨一罐此金七拾錢、電燈十六燭光十二個一個一ヶ月壹圓二ヶ月分此金貳拾貳圓、十燭光四個一個一ヶ月七拾八錢二ヶ月分此金六圓貳拾四錢、五燭光三個一個一ヶ月五拾參錢二ヶ月分此金參圓拾八錢、水道使用料一ヶ月拾圓二ヶ月分此金貳拾圓
 通信運搬費 金四拾圓
 發送郵便物其他電報料
 雜給及雜費
 給 與 金七百貳拾圓
 警部補巡查勤務手當延千八百度一度四拾錢此金七百貳拾圓
 雇員給 金貳百八圓
 書記二名一人一ヶ月拾貳圓二ヶ月分、自動車運轉手一人一ヶ月五拾圓二ヶ月分、同助手一人一ヶ月參拾圓二ヶ月分
 備人員料 金九拾七圓貳拾錢
 小使三人二ヶ月分此延日數百八十三日一人一日二付四拾錢此金七拾參圓貳拾錢卜臨時雜役人夫延三十人一人一日八拾錢此金貳拾四圓
 巡查被服及帶具費 金八百參拾九圓參拾八錢
 被服費 仕譯書

品	目	數	量	單	價	金	額	摘	要
夏	日								
修正	日								
修理	費								
帽	覆								
計									

品目	數量	單價	金額	摘要
正 用 章	12	6,000	72,000	警部補十四人分
劍 緒	12	5,000	60,000	同
劍 緒	12	8,000	96,000	同
劍 緒	12	2,000	24,000	同
外 套	12	1,000	12,000	同
卸 皮 帶	12	0,200	2,400	同
捕 繩	12	0,100	1,200	同
警 手 緒	12	0,020	240	同
手 緒	12	0,010	120	同
劍 緒	12	0,020	240	同
計			110,760	自然破損ノ分修理ヲ要スルニ依ル

雜 費 金參千五百參拾壹圓

家屋一棟一ヶ月九拾圓二ヶ月此金百八拾圓、臥具百組六十一日分一組一日十錢此金六百拾圓自動車一輛借上ケ一ヶ月參拾圓三十日分此金九百圓自動車五輛借上ケ一輛一ヶ月貳拾圓二ヶ月分此金貳百圓
乘馬一日六頭一頭一日參圓五拾錢六十一日分此金千貳百八拾壹圓、人力車先輓付三十輛一輛四圓此金百貳拾圓
警部補巡查夜勤賄料延二千四百度一度十錢此金貳百四拾圓

(五) 大正四年五月二十七日內務省訓第三一二號ヲ以テ警備費ノ目へ金貳萬圓配付セラレ仕拂命令ヲ知事ニ委任セラ

內務省訓第三一二號

京 都 府

本年度歲出臨時部大禮施設費ノ款項警備費ノ目へ金貳萬圓配付シ仕拂命令ヲ其知事ニ委任ス
右訓令ス

大正四年五月二十七日

內 務 大 臣

(六) 同年同月同日警備費總額ノ通牒ヲ受ク

內務省京警第四七號

大正四年五月二十七日

下 岡 內 務 次 官

大森京都府知事宛

警備費ニ關スル件依命通牒

大禮施設費警備費中差向金貳萬圓今般配付可相成候條御了承相成度候尙貴府ニ配付スヘキ警備費總額ハ金參拾參萬四千百五拾九圓ノ見込ニ有之候條同豫算定額内ニ於テ精々節約ヲ加ヘ御大禮間際ニ至リ不足ヲ生スルカ如キコト無之様御經理相成度又自動車ニ付テハ本省ニ於テ不日買入ノ上貴府ニ貸付可致ニ付右購入金ハ前記豫算總額内ニ含まレサル義ト御了承相成度候

追テ本文警備費ニ付テハ四月分以降毎月其支出調ニ説明書ヲ相添ヘ御報告相成度尙庶務費ニ付テハ凡ソ貳萬圓内
外配付ノ見込ニ付詳細ナル内譯ヲ添ヘ更ニ御要求有之度候(豫算説明書添付)

警備費豫算説明書

科 目	金額	算 出 理 由
奏 任 俸 給	六六六六〇	年俸千圓ノ者一人此八ヶ月分(四月ヨリ十一月迄)一ヶ月八三、三三〇
警 任 俸 給	六六六六四〇	
判 任 俸 給	三九五、〇〇〇	
警 部 俸 給	八一六、〇〇〇	
警 部 補 俸 給	三一三六、〇〇〇	
備 品 費	一一一〇、一〇〇	月俸參拾四圓ノ者三人此八ヶ月分 月俸貳拾八圓ノ者十四人此八ヶ月分
器 具	九一〇、一〇〇	提灯修繕警部補以下三千六十七人ニ對シ一人一回參拾錢

雜品	二九〇・〇〇〇	雜品ノ購買及修理トシテ警察部九拾圓市内警察署七ヶ署及ヒ伏見署ヲ併セ計八ヶ署一署平均貳拾五圓
圖書印刷費	一、八一〇・一〇〇	配置ニ要スル地圖百五十部一部六拾錢ト警部補以下三千六十七人ニ對シ配置及勤務上必要地圖一人拾錢計上
印書費	三九六・七〇〇	注意書十萬枚參百圓大禮記録五百部五百圓警備心得其他印刷六百拾參圓四拾錢(三千六十七人一人貳拾錢)
筆墨紙文具費	一、四三三・四〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
用紙類	五七〇・〇〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
筆墨印肉紙類	三〇・〇〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
消耗品類	五、〇六三・五〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
薪炭油類	四、四一〇・五〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
電燈料	七三・〇〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
雜用燈品料	五九〇・〇〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
通信運搬品費	二七九・五〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
郵便電信料	一、八〇〇・〇〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
電話料	七九七・五〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
運搬費	二〇〇・〇〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓
內國旅費	一、八七三・六七三・九〇〇	警察部百圓八署一ヶ署平均參拾圓巡査集合所五ヶ所一平均五拾圓

巡査俸給	一七、九二〇・〇〇〇	巡査部長二十人巡査百二十人ヲ通シ一人一ヶ月平均拾六圓八ヶ月分
勤勞手当	五六、五五〇・〇〇〇	市内ノ警部補巡査延千七百二人一人平均五圓部部及他府縣ヨリ應援者警部補以下二千六百十人一人平均五圓
慰勞手当	一九、三二〇・〇〇〇	警部補以下三千四百八人ト見込一人拾圓ヲ計上
宿料	三四、〇〇〇・〇〇〇	警視一人警部三人一人一ヶ月五圓警部補巡査百五十四人一人一ヶ月貳圓五拾錢各八ヶ月分
雇員給料	三、二四〇・〇〇〇	通辨書記警察部十五人、市内七署ニテ三十五人計五十八人一人一ヶ月平均七拾圓此二ヶ月分
雇員給料	七、〇〇〇・〇〇〇	人夫小使等警察部巡査集合所五警察署十二ニ對シ計四十六人六十日分一人一日八拾錢
被服帶具費	二、一〇八・〇〇〇	府規定ノ標準ニ基キ警部補巡査百五十四人ニ對シ冬服外套外十四品一人四拾七圓四拾六錢餘此金七千參百九圓貳拾錢ノ處帶具現品持越金七百八拾圓アルニ付控除
雜費	六、五二九・一〇〇	巡査出張所集合所、休憩所等二十ヶ所内五ヶ所一ヶ月五拾圓此二ヶ月分十五ヶ所一ヶ月參拾圓此一ヶ月分參拾圓一ヶ所參百四圓五拾錢集合所雜品借上二千四百人分一人二ヶ月參圓
家屋其他借料	八、四五四・五〇〇	交通取締區域及其指定方法等ニ關シ新聞紙廣告料概算
廣告料	一五〇・〇〇〇	市内勤務ノ警部補巡査ノ半數四百二十七人ニ對シ一夜拾錢トシテ此三十日分計上
賄費	一、二八一・〇〇〇	自轉車三十輛一輛一ヶ月貳拾圓自動自轉車四輛一輛一ヶ月百圓自動自轉車二輛一輛一ヶ月九百圓以上二ヶ月分、馬匹七十頭一頭一日參圓五拾錢此六十日分人力車四十一輛一輛先軛付一日四圓此四十日分外人力車一日參圓ノモノ百輛分舟三艘一艘一日貳圓五拾錢此二十日分(疏水運河ノ取締用)
舟車馬類雇賃	二七、三三〇・〇〇〇	車馬及交通取締上ニ關スル標柱等ノ建設費概算
標柱費	三〇〇・〇〇〇	警察部市内各署及御所京郡驛間沿道巡査派出所出張所及集合所ヲ合シ二十六ヶ所ニ對スル警察專用電話架設計上
電話架設費	三、〇〇〇・〇〇〇	
合計	三三、四一五・九三〇	

(七) 大正四年七月二十七日警第三六三〇號ヲ以テ警備費豫算實行ニ關シ警保局長及會計課長ニ照會ス左記ノ通り

大禮警備費豫算ニ付テハ六月五日警京第六九號ノ内ヲ以テ同豫算内譯御通牒相受候處期日ノ切迫スルニ隨ヒ内譯

費目中ニ過不足ヲ生シ目下精密調査中ニ有之候處備品器具ニ於テ教習巡査養成ニ伴フ購入品等ノ爲メ五百圓餘ノ

第五編 會計 第二章 大禮施設費警備費豫算ニ關スル事項

豫算不足ヲ生スル見込ニシテ尙大禮警備費ヲ以テ増員セラレタル警部補巡查ハ施設ノ進捗スルニ隨ヒ繁忙ヲ加ヘ就中衛生施設ニ從事セル多數ノモノニアリテハ特別教習ヲ施シタル上日夜煩雜ナル職務ニ鞅掌シツ、有之候ニ付テハ府費支辨ノモノハ巡查給與令ニヨリ府訓令ヲ以テ別表ノ通り特別手當及臨時勤務手當ヲ支給シ居候ニ付大禮費支辨ノモノニモ亦同様ニ給與シ尙今後御期日切迫ト事務ノ繁劇ニ伴ヒ漸次必要ニ應シテ通譯、刑事、主計等ノ特別技能者ヲ増加使用セサルヘカラサル儀ニ候得ハ是等ノモノニ對シテモ總テ特別手當ヲ臨時過勤ノモノニハ臨時勤務手當ヲ就レモ府訓令ヲ適用シテ給與致度就テハ巡查俸給及巡查宿料ニ於テ左記調書ノ通り既往三ヶ月間ニ於テ豫算殘餘ヲ生シ尙內國旅費ニ於テハ警備實施計畫ニ依ルトキハ他府縣應援警部補以下ニ於テ三百九十三人ヲ増スモ中途ニ於テ全然五百餘名ヲ歸還セシメ得ルヨリ左記調書ノ通り豫算ニ殘餘ヲ生スル見込ミニ付備品費器具ヘ五百圓給與勤務手當及慰勞手當ヘ三千九百三十圓補充致度見込ニ有之就レモ配付ヲ受クヘキ豫算額ノ範圍ニ於ケル内譯ニテ支辨シ得ラレ候得共特別手當及臨時勤務手當ハ内譯科目無之モ差懸リ給與ノ必要ニ迫リ實行致候尙將來細節科目ニ於テ過不足ヲ生シタル場合ハ適宜流用支辨可致候ニ付御含置相成候様致度此段申進候也

警保局長宛
會計課長宛

年月日
長官名

大禮警備費實行豫算調書

科	目	豫算額	説	明
奏任	俸給	六六六・六四〇		
警視	俸給	六六六・六四〇		
判任	俸給	三九五・二〇〇		
警部	俸給	八一六・〇〇〇		
警部	補俸給	三三三・〇〇〇		

備品	器具費	雜品費	圖書印刷費	印書費	筆墨紙文具費	用墨印肉紙類	薪炭油類	電燈料	雜用物品	郵便費	電話搬送料	內國旅費	特別手當	臨時勤務手當	慰勞手當										
	理由左記説明ノ通り	一七二〇・一〇〇	一四三〇・一〇〇	二九〇・〇〇〇	一八一〇・一〇〇	三九六・七〇〇	一四一三・四〇〇	六〇〇・〇〇〇	五七〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	五〇・六三・五〇〇	四四〇・一五〇〇	七二・〇〇〇	五九〇・〇〇〇	二七八・七五〇〇	一八〇〇・〇〇〇	七八七・五〇〇	二〇〇・〇〇〇	一八〇・九七二・三九〇	一六・五八〇・〇〇〇	六三・七八五・〇〇〇	一三四〇・〇〇〇	三六〇・〇〇〇	二二・二七五・〇〇〇	三七・九三〇・〇〇〇
	理由左記説明ノ通り																								

宿 料	二八〇,〇〇〇
雇 員 給 料	七〇〇,〇〇〇
備 用 人 員 給 料	二二〇,〇〇〇
被 服 帶 具 費	六、五二九、二〇〇
雜 費	三、七四九、五〇〇
家 屋 其 他 借 料	八、四五四、五〇〇
廣 告 費	一五〇,〇〇〇
贈 與 費	一、二八一、〇〇〇
舟 車 馬 類 備 賃	二七、三一〇、〇〇〇
標 柱 費	三〇〇,〇〇〇
電 話 架 設 費	三〇〇,〇〇〇
計	三、四一五、九三〇

說 明 書

一、備品費 器具ニ於テ五百圓ノ増額ヲ要スル理由ハ大禮警備費支辨員巡查ヲ教習スル爲メ之ニ要シタル鑿劍道具其他必要ノ器具ヲ購入シタルト
提灯ニ於テ警備部補以下百五十四人ト應援警備部補以下千人ニ付與スル分新調ヲ要スル爲メ一張平均六拾錢此金六百九拾貳圓四拾錢ト張替九百十張
一張貳拾五錢此金貳百貳拾七圓五拾錢(貳拾錢殘)ヲ要スルニ由ル

一、給與 巡查特別手當ハ巡查和與令ニ依リ當府ニアリテハ明治三十四年三月訓令第五十四號ニ依リ之カ專務ヲ指定シ該當ノモノハ孰レモ特別手當
ヲ支給シ居候ニ付テハ大禮警備費支辨ノ巡查ニ於テモ特別技能ヲ有シ當府訓令ニ該當スル事務ニ從事セルモノニハ該訓令ヲ適用シ特別手當ヲ給與ス
ヘキ必要ヲ認メタルニ由ル

一、給與 臨時勤務手當モ巡查給與令ニ依リ當府ニアリテハ明治四十四年三月訓令第十六號ニ依リ支給シ居候ニ付テハ大禮警備費支辨ノ外勤警備部
以下ニシテ該當ノ勤務ニ從事シタル場合ハ該訓令ヲ適用シ給與スヘキ必要ヲ認メタルニ由ル

一、給與 勤務手當ハ警備配置實施計畫ニ依リ他府縣應援警備部補以下三百九十三人ヲ増スヲ以テ一人平均五圓此金千九百六拾五圓ノ増加ヲ要スルニ
依ル

一、給與 慰勞手當モ前同様ノ理由ニ依リ三百九十三人一人拾圓此金參千九百參拾圓ノ増加ヲ要スルニ由ル

一、内國旅費ハ他府縣ヨリ應援巡查ノ日數ヲ短縮シ得ルヨリ千餘名ニ達スル見込ナルヲ以テ隨テ前記調書ノ通り豫算ニ剩餘ヲ生スルニ依リ器具ニ五百

圓給與勤務手當及慰勞手當ニ五千八百九拾五圓ヲ補充ス

一、巡查俸給ハ教習中ニ係ル月俸ノ支給差額ト缺員ノ爲メ自四月至六月三ヶ月間ニ於テ豫算ニ殘餘ヲ生シタルニ依リ此豫算殘餘中ヨリ金千三百四拾圓
ヲ巡查特別手當ニ補充ス

一、宿料ハ巡查ニ給與スルモノ、ミニ於テ教習期間中ニ之カ給與ヲ要セザリシト缺員ノ爲メ自四月至六月三ヶ月間ニ於テ豫算ニ殘餘ヲ生シタルニ依リ此
殘餘中ヨリ金參百六拾圓ヲ臨時勤務手當ニ補充ス

參 照

巡 査 給 與 令 (勅令) 抜萃

第六條 刑事通譯其他特別ノ技能ヲ有スル巡查ニハ一ヶ月貳拾圓以内ノ特別手當ヲ給スルコトヲ得

巡 査 特 別 手 當 支 給 規 則 (府訓令) 抜萃

第一條 通辨、刑事、主計、衛生ノ各專務巡查及特ニ劍術指導ヲ命セラレタル巡查ニハ特別手當ヲ支給ス

巡 査 特 別 手 當 支 給 額 區 分 表

等 級	月 額	等 級	月 額
一 等	10,000	七 等	5,000
二 等	8,000	八 等	4,000
三 等	7,000	九 等	3,500
四 等	6,000	十 等	3,000
五 等	5,000	十一 等	2,500
六 等	4,000	十二 等	2,000

一 刑事ハ五等以下 一 主計主任ハ五等以下 一 劍術指導ハ五等以下 一 衛生主任ハ九等以下

巡 査 給 與 令 (勅令) 抜萃

第七條 非番ノ日ニ於テ臨時勤務ニ服シタル巡查ニハ一日五拾錢以内ノ勤務手當ヲ給スルコトヲ得

警 備 部 補 巡 査 臨 時 勤 務 手 當 支 給 規 則 (府訓令)

第一條 非番ノ日ニ於テ特ニ署長ノ命ニ依リ勤務ニ服シタルトキハ別表ノ勤務手當ヲ給ス天災地變其他要急ノ場合署長ノ命ヲ待タズ服務シタルトキハ
事後承認ヲ得タルモノニ限リ之ヲ給ス

第二條 左ノ場合ニハ勤務手當ヲ給セス

一 服務四時間ニ滿タサルトキ

第五編 會計 第二章 大禮施設費豫算ニ關スル事項

- 二 旅費ヲ給セラルトキ
- 三 點檢訓授各種ノ講習戸口調査諸臨檢其他常例ニヨリ服務シタルトキ

別表

六時間未満金貳拾錢

警備費豫算實行豫算對照表

科 目	豫算金額	實行豫算科目	實行豫算金額	備 考
奏任俸給	六六六・六四〇	奏任俸給	六六六・六四〇	
警任俸給	六六六・六四〇	警任俸給	六六六・六四〇	
判任俸給	三九三・二〇〇	判任俸給	三九三・二〇〇	
警部補俸給	八二六・〇〇〇	警部補俸給	八二六・〇〇〇	
警部俸給	三二六・〇〇〇	警部俸給	三二六・〇〇〇	
備品費	一、二二〇・一〇〇	備品費	一、二二〇・一〇〇	
器用品費	三二〇・一〇〇	器用品費	三二〇・一〇〇	
圖書印刷費	一、八二〇・一〇〇	圖書印刷費	一、八二〇・一〇〇	
印書費	三六六・三〇〇	印書費	三六六・三〇〇	
筆墨紙文具費	一、四二二・五〇〇	筆墨紙文具費	一、四二二・五〇〇	
用紙類	五〇・〇〇〇	用紙類	五〇・〇〇〇	
筆墨類	四〇・〇〇〇	筆墨類	四〇・〇〇〇	
消耗品類	四、〇〇〇・〇〇〇	消耗品類	四、〇〇〇・〇〇〇	
薪炭油類	四、〇〇一・〇〇〇	薪炭油類	四、〇〇一・〇〇〇	
電燈類	三二・〇〇〇	電燈類	三二・〇〇〇	
雜用品	五二〇・〇〇〇	雜用品	五二〇・〇〇〇	
通信運搬費	一、八〇〇・〇〇〇	通信運搬費	一、八〇〇・〇〇〇	
郵便電信料	一、八〇〇・〇〇〇	郵便電信料	一、八〇〇・〇〇〇	
電話料	七・七・〇〇〇	電話料	七・七・〇〇〇	
運搬費	一〇〇・〇〇〇	運搬費	一〇〇・〇〇〇	
內國旅費	一八七、三三・三三〇	內國旅費	一八七、三三・三三〇	
巡查給與	一七、三〇・〇〇〇	巡查給與	一七、三〇・〇〇〇	
給與	五、四四・〇〇〇	給與	五、四四・〇〇〇	
慰勞當	一、三二〇・〇〇〇	慰勞當	一、三二〇・〇〇〇	
勤務當	三、三三〇・〇〇〇	勤務當	三、三三〇・〇〇〇	
臨時勤務當	三、三三〇・〇〇〇	臨時勤務當	三、三三〇・〇〇〇	
宿料	三、三三〇・〇〇〇	宿料	三、三三〇・〇〇〇	
人員給料	三、三三〇・〇〇〇	人員給料	三、三三〇・〇〇〇	
被服費	六、五三三・一〇〇	被服費	六、五三三・一〇〇	
雜費	三、七四九・五〇〇	雜費	三、七四九・五〇〇	
家屋其他借料	八、四四四・〇〇〇	家屋其他借料	八、四四四・〇〇〇	
廣告料	一四〇・〇〇〇	廣告料	一四〇・〇〇〇	
賄費	一、二六一・〇〇〇	賄費	一、二六一・〇〇〇	
舟車馬類備費	二、二二〇・〇〇〇	舟車馬類備費	二、二二〇・〇〇〇	
標柱費	三、〇〇〇・〇〇〇	標柱費	三、〇〇〇・〇〇〇	
電話架設費	三、〇〇〇・〇〇〇	電話架設費	三、〇〇〇・〇〇〇	
合計	三三、四一三・九三〇	合計	三三、四一三・九三〇	

實行豫算ニ於テ五百圓ヲ増ス理由説明書ノ通り

科 目	豫 算 額	自四月至六月支出額	備 考
奏任俸給	六六六・六四〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
警任俸給	六六六・六四〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
判任俸給	三九三・二〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
警部補俸給	八二六・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
警部俸給	三二六・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
備品費	一、二二〇・一〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
器用品費	三二〇・一〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
圖書印刷費	一、八二〇・一〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
印書費	三六六・三〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
筆墨紙文具費	一、四二二・五〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
用紙類	五〇・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
筆墨類	四〇・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
消耗品類	四、〇〇〇・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
薪炭油類	四、〇〇一・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
電燈類	三二・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
雜用品	五二〇・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
通信運搬費	一、八〇〇・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
郵便電信料	一、八〇〇・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
電話料	七・七・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
運搬費	一〇〇・〇〇〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
合計	三三、四一三・九三〇	一三・一三〇	自四月至六月三ヶ月ニ於テ百拾八圓八拾貳錢ノ豫算殘餘ヲ生ス

第五編 會計 第二章 大禮施設費豫算ニ關スル事項

備品器具費	1,110.100	502.700	提灯ノ新調張替ニ於テ不足ヲ生ス
圖書印刷費	1,120.000		
圖書費	1,110.100		
印刷費	3,670.000		
筆墨紙文具費	1,211.200	1,211.200	豫算範圍ニ於テ支辨シ得ル見込ナルモ過不足ヲ生スルヤモ難計
用紙	5,400.000		
筆墨印肉類	10.000		
消耗品類	5,030.000	1,694.000	豫算範圍ニ於テ支辨シ得ル見込ナルモ目下ノ所ニテハ過不足ヲ生スルヤモ難計
薪炭油類	4,701.000	1,523.900	
電燈	21.000	1,694.000	
雜用	5,200.000	1,694.000	
通信運搬	2,287.500	1,694.000	豫算範圍ニ於テ支辨シ得ル見込ナリ
郵便電信料	1,200.000		
電話料	577.500		
運搬	100.000		
內國旅費	1,478.000	302.800	既往三ヶ月間ニ於テ千五百四拾七圓九拾七錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
給俸	1,290.000	511.200	
特別手当勤務手当	5,250.000		
慰勞手當	1,210.000		
宿	4,000.000		
雇員	7,000.000	6,330.000	既往三ヶ月間ニ於テ四百七拾壹圓參拾參錢ノ豫算殘餘ヲ生ス
雇員	1,100.000	7,660.000	豫算範圍ニ於テ支辨シ得ル見込ナリ
被服帶具	6,500.000	3,862.300	既往三ヶ月間ニ於テ代料渡ノ分ノミニシテ八拾六圓五拾八錢ノ豫算殘餘ヲ生ス尙其後ニ於テモ殘餘ヲ生スル見込ナリ
雜費	3,700.000	3,700.000	同
家屋其他借料	8,400.000	3,650.000	目下過不足ハ豫定シ難シ

廣告料	1,200.000		
賄費	1,111.000		
舟車馬類雇賃	11,110.000		
標柱費	300.000		
電話架設費	11,000.000		
計	33,121.000		

内國旅費過不足調書

府縣各警察署ヲ起點トシ給與スルトキ

警部警部補旅費ニ於テ 參千八百圓五拾參錢不足

巡查旅費ニ於テ 壹萬五千四百四拾壹圓六拾貳錢殘

差引 壹萬千參百四拾壹圓九錢ノ殘金ヲ生ス

府縣廳ヲ發着點トスル分

豫算 此金 千八百九十七人

實 巡查部長 巡查 拾五萬五千九百〇壹圓六拾八錢

此金 二千二百三十三人

差引 此金 拾貳萬七千參百拾六圓八拾四錢

府縣各警察署ヲ發着點トスルモノ

豫算 巡查部長 巡查 千八百九十七人

此金 拾五萬五千九百〇壹圓六拾八錢

實 巡查部長 巡查 二千二百三十三人

此金 拾貳萬七千參百拾六圓八拾四錢

差引 貳萬八千五百八拾四圓八拾四錢殘

府縣各警察署ヲ發着點トスルモノ

豫算 巡查部長 巡查 千八百九十七人

此金 拾五萬五千九百〇壹圓六拾八錢

實 巡查部長 巡查 二千二百三十三人

此金 拾四萬〇七百六拾圓〇六錢

差引 壹萬五千四百四拾壹圓六拾二錢

府縣各警察署ヲ發着點トスル分

警部警部補 九十五人 九千九百貳拾四圓拾壹錢

實 警部警部補 百五十二人 壹萬壹千貳百八拾圓貳拾錢

巡查ト同時ニ引揚ノ分 壹千參百五拾六圓〇九錢

不足 壹萬貳千五百九拾九圓四拾錢

最終迄ノ分 貳千六百七拾五圓貳拾九錢

府縣警察署ヲ發着點トスル分

豫算 警部警部補 九十五人 九千四百貳拾四圓五拾壹錢

實 警部警部補 百五十二人 壹萬貳千四百〇五圓四拾四錢

巡查ト同時ニ引揚クルトキ 壹萬貳千四百〇五圓四拾四錢

不足 貳千四百八拾壹圓參拾參錢

引續キ滞在スルトキ 壹萬參千七百貳拾四圓六十四錢

不足 參千八百圓五拾參錢

府縣廳ヲ發着點トスルモノ

豫算 巡查部長 巡查 千八百九十七人

此金 拾五萬五千九百〇壹圓六拾八錢

實 巡查部長 巡查 二千二百三十三人

此金 拾貳萬七千參百拾六圓八拾四錢

差引 貳萬八千五百八拾四圓八拾四錢殘

府縣各警察署ヲ發着點トスルモノ

豫算 巡查部長 巡查 千八百九十七人

此金 拾五萬五千九百〇壹圓六拾八錢

實 巡查部長 巡查 二千二百三十三人

此金 拾四萬〇七百六拾圓〇六錢

差引 壹萬五千四百四拾壹圓六拾二錢

巡查給與令第六條ニ依リ特別ノ技能ヲ有スル者ニ對シ特別手當ヲ給與スルノ必要アルニ於テハ之カ科目ノ増設ハ差支無之候得共曩ニ配賦セシ同警備中勤務手當ハ右巡查給與令第七條ニ於ケル非番ノ者ニ對シ支給スヘキ手當ニ外ナラサルヲ以テ御申越ニ係ル臨時勤務手當ノ科目ヲ特設スルノ必要無之義ニ候ニ付テハ右御承知ノ上同手當支給ニ關スル方法御申出相成候様致度候

追テ本文特別手當ノ如ク科目特設ノ必要アル場合ハ其旨豫メ御申出相成候様致度候

(九) 大正四年八月二十六日警第二八九號ヲ以テ勤務手當及旅費宿料ノ支給ニ關シ疑義ヲ生シタルヲ以テ内務次官宛左記照會ヲ爲ス

左記

一、勤務手當ハ巡查給與令第七條ニ非番ノ日ニ於テト有之候ニ付テハ毎日勤務ノ巡查ニハ非番ノ日ハ無之候モ明治三十年七月内務省訓令第一六號勤務概則第九條規定ノ八時間乃至十二時間勤務シタル以外休日又ハ勤務時間外ニ於テ更ニ命ニ依リ引續キ又ハ臨時執務シタルトキヲ非番ト解釋シ毎日勤務ノ警部補巡查ニ勤務手當ヲ支給スルモ差支無之候哉

二、各府縣及郡部ヨリ應援ノ警部補巡查ニ支給スヘキ旅費額及勤務手當ハ明治四十四年七月北海道廳長官ヨリノ照會ニ對スル警保局長ノ回答ニ依リ身分所屬廳ノ支給規則ニ據ルモノト承知致居候得共斯クテハ給額區々ニ涉リ繁雜ヲ來スノミナラス公平ヲ失スル虞有之候條旅費額ハ明治四十三年七月貴省訓令第七號第一號表ニ勤務手當ハ別紙支給方法ニ依リ支給シ差支無之候哉

三、大禮警備費中増員ノ警視警部宿料ハ豫算配付アリタルモ支給スヘキ根據無之候處右ハ職務上臨時發生ノ事件其他急速ヲ要スル事故等ニ應スル爲メ所屬官廳附近ニ住居ヲ制限スルノ必要アリ當府ニ於テハ當市内居住ノ警視警部ニハ一ヶ月金五圓ノ宿料ヲ支給シ居候ニ付大禮ニ關シ増員ノ警視警部ニ對シテノミ支給セサルハ不權衡ナルヲ以テ官舍料ト見做シ之カ支給ヲ爲スモ差支無之候哉

別紙

警部補巡查臨時勤務手當支給方法

- 一、警察部長若クハ署長ノ命ニ依リ臨時勤務ニ服シタルトキハ別表ノ勤務手當ヲ支給ス
- 天災地其他要急ノ場合命ヲ待タス服務シタルトキハ事後承認ヲ得タルモノニ限り之ヲ給ス
- 二、左ノ場合ハ勤務手當ヲ給セス
 - 一、服務四時間ニ滿タサルトキ
 - 二、點檢訓授各種ノ講習戸口調査諸臨檢其他常例ニ依リ服務シタルトキ

別表

六時間未滿	金 貳 拾 錢	六時間以上	金 四 拾 錢
-------	---------	-------	---------

(十) 大正四年九月二十一日内務省京警第六五號ヲ以テ湯淺警保局長ヨリ左記ノ通り回答アリタリ

左記

内務省京警第六五號

大正四年九月二十一日

湯淺内務省警保局長

大森京都府知事宛

大禮警備費支出ニ關スル件回答

容月二十六日附警第三八八九號ヲ以テ本件ニ關シ内務次官宛御照會ノ處右ハ左記ノ通りニ有之候條御了承相成度經伺ノ上及回答候也

- 一、非番手當ヲ毎日勤務ノ巡查ニ八時間乃至十二時間勤務後執務セシメタルトキ支給スルハ差支無之候
- 但當番トシテ勤務シタル後執務ニ服シ同手當ヲ給與スルニハ特定ノ時間以上ノ場合タルヘク明定ノ必要有之候コト、存候

一、旅費及勤務手當支給方御意見ノ通ニテ差支無之ト存候

一、警視警部宿料ハ警察廳舍タルヘキ官舎ナキカ爲メ支給スルモノナルヲ以テ増員警視警部ニ給スヘキ官舎無之ニ於テハ官舎料トシテ宿料ヲ給與スルハ差支無之候

(十一) 大正四年十月七日内務省訓第五四八號ヲ以テ警備費ノ目ヘ金拾五萬圓配付セラレ仕拂命令ヲ知事ニ委任セララル

(十二) 大正四年十一月三日内務省訓第六一四號ヲ以テ警備費ノ目ヘ金拾五萬貳千八百參拾貳圓五拾錢ノ配付ヲ受ケ仕拂命令ヲ知事ニ委任セララル

(十三) 大正四年十一月二十七日警第二二九號ヲ以テ警備殘務ニ關スル經費支出ニ關シ左記ノ通り内務大臣ニ稟申認可ヲ受ケ

左記

大禮警備殘務ニ關スル經費支出ノ義ニ付内務大臣ヘ稟申ノ件

大禮施設費警備費豫算中本年四月以降増員相成タル警視以下百五十八人ニ對スル經費ハ本月末日迄トシテ令達相受候處殘務中庶務、衛生、視察、會計等ノ各部ニ於テハ相當ノ期間ヲ得ルニアラサレハ整理難相付義ニ有之候得ハ當分存置ノ必要有之最モ其期間漸ヲ追ヒテ減員淘汰ハ可致モ一先本年度中ハ大禮施設費警備費ノ豫算殘餘ヲ生スル範圍ニ於テ支出ノ義御承認相願度尙庶務費衛生費ニ付テモ殘務整理ノ爲メ同様御承認相成度此段稟申候也

追テ殘務整理中大禮記録編纂ニ從事セシムル雇員諸備員ハ繼續又ハ雇傭ヲ要スルモノ有之殊ニ會計事務ハ應援巡查旅費精算ニ付郡部各警察署ヨリ主計巡查ヲ召集スルノ必要ヲ認メ候ニ付之等ニ要スル旅費其他ノ經費モ豫算殘額中ヨリ本年度中繼續支出致度見込ニ有之候條大禮施設費警備費豫算殘額見込調書及増員繼續ニ對スル支出概算書添付致候ニ付併セテ何分ノ御指示相仰度候

年 月 日

宛

知事名

定員存置ニ要スル經費概算調書

科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
委任俸給	三六、六〇〇	一人一ヶ月六拾六圓六拾六錢ニ對スル四ヶ月分	特別手當	一、〇〇〇、〇〇〇	百二十一人一ヶ月貳圓五拾錢四ヶ月分
警視俸給	三三、〇〇〇	參人一ヶ月參拾五圓一人一ヶ月參拾圓二人四ヶ月分	宿料	一、三〇〇、〇〇〇	警視警部四人一人一ヶ月五圓警部補巡查百四十四人一人一ヶ月貳圓五拾錢四ヶ月分
判任俸給	三三、〇〇〇	參人一ヶ月參拾五圓一人一ヶ月參拾圓二人四ヶ月分	被服帶具費	六三、〇〇〇	警部補巡查百四十四人一人一ヶ月代料渡壹圓八錢四ヶ月分
警部補俸給	三〇、〇〇〇	四人一ヶ月貳拾四圓二人一ヶ月貳拾圓二人四ヶ月分	雜費	六二、〇〇〇	警部補巡查百四十四人ノ半數七十二人一夜八錢四ヶ月分
巡查俸給	八、三〇〇、〇〇〇	百四十八人一人一ヶ月拾六圓四ヶ月分	合 計	二、九二一、〇〇〇	
給與	二、九二〇、〇〇〇				

備考 本表ハ現在ノ警視以下百四十八人ニ對スル四ヶ月分ヲ見込ミタルモノナルモ其必要ニ應シ減員淘汰ヲ行フニ依リ實費ハ自然減少スルモノナルヲ以テ附記ス

大禮施設費警備費豫算殘額見込調書

科 目	豫 算 額	自四月至上月支出見込額	殘 額	科 目	豫 算 額	自四月至上月支出見込額	殘 額
委任俸給	三六、六〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二六、六〇〇	印刷費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
警視俸給	三三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	筆墨紙文具費	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
判任俸給	三三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	用紙	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
警部補俸給	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	筆墨印肉類	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
警部補俸給	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	薪炭油類	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
備品費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	消耗品費	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
器具費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	電燈料	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
雜品費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	雜用品	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
圖書及印刷費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	通信運搬費	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
圖書費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	郵便電信料	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇

半紙 野紙	百冊	一冊九錢	此金九圓
勤務日誌用紙	二千枚	百枚貳拾八錢	此金五圓六拾錢
監督日誌用紙	二百枚	百枚貳拾八錢	此金五圓六拾錢
勤務表用紙	二千枚	百枚五拾錢	此金拾圓
半紙 表紙	二十枚	一枚貳錢五厘	此金五拾錢
美濃 表紙	二十枚	一枚參錢五厘	此金七拾錢
計			

電 報

大正四年十一月二十七日付警第二三〇號稟申京都御所其他拜觀ニ關スル取締ノ爲メ大禮警備費支出ノ件認可ス

內務大臣

京都府知事

(十五) 大正四年十二月九日內務省訓第六八二號ヲ以テ警備費ノ目ニ於テ金六千圓ヲ減額セラル

(十六) 大正四年十二月二十一日警第二六四號ヲ以テ警部補以下慰勞手當支給ニ關シ左記ノ通り內務大臣へ稟申認可ヲ受ク

左 記

警部補以下慰勞手當給與ニ付內務大臣へ稟申ノ件

大禮警備ニ從事シタル警部補以下ニ給與スヘキ慰勞手當ハ三千四百人ニ對シ一人平均拾圓ヲ計上シ有之候處警備計畫實施ノ結果他府縣及郡部應援ノ警部補巡查ニ於テ七百三十二人ヲ増加致候ニ付テハ同一ノ給與率ニヨリ七千參百貳拾圓ヲ大禮施設費警備費中殘餘ヲ生スル費目ヨリ流用ノ上支給致度候ニ付御承認相成度此段稟申候也

年 月 日

長 官 名

內務大臣宛

電 報

內務大臣

京都府知事

大禮警備費中慰勞手當七千參百貳拾圓他ノ費目ヨリ流用支出ノ件認可ス

第三章 警視警部警部補巡查ノ給與ニ關スル支給方法規定事項

(一) 大禮施設費警備費支辨ノ警部補巡查ニ支給スヘキ旅費ヲ府費支辨ノ給額旅費支給ニ決定(左記ノ通り)

警備費支辨警部補巡查ニ支給スル旅費額ニ關スル件

大禮施設費ヲ以テ増員セラレタル警部補巡查ニ支給スヘキ旅費額ハ勅令又ハ內務省令ニ依リ支給スヘキモノト思考セラレ候處府費支辨ノ警部補巡查ニ支給シツ、アル旅費額ハ其支給額ノ一部ヲ減少セラレアルヨリ同一資格ノモノニシテ厚薄アル支給ヲ爲スハ權衡ヲ得サル次第ニ有之候得ハ大典御舉行ノ時期ニ至リ他府縣ヨリ應援ヲ受クル迄ノ期間ハ府費支辨ノモノト同一ノ旅費額ヲ支給スル事ニ御決定可相成乎此段相伺候也

警部補旅費額對照表 (×印ハ減少)

勅令	鐵道賃一哩	四	船賃一海里	×貳拾五錢	宿泊料一夜	×八拾錢	食卓料一夜	移轉料
府費	參同	四同	×貳拾錢	壹圓貳拾錢	×七拾錢	九同	赴任手當相當額ノ倍シタル數	參拾圓以内
府費支辨	參同	四同	×貳拾錢	壹圓貳拾錢	×七拾錢	九同	赴任手當相當額ノ倍シタル數	參拾圓以内

巡查旅費額對照表 (×印、減少)

內務省令	鐵道賃一哩	貳	船賃一海里	貳拾五錢	宿泊料一夜	六拾錢	食卓料一夜	移轉料
警部補巡查	貳同	參同	×貳拾五錢	壹圓	×五拾錢	五同	赴任手當相當額ノ倍シタル數	拾五圓以内
府訓令第三五號	貳同	參同	×貳拾五錢	壹圓	×五拾錢	五同	赴任手當相當額ノ倍シタル數	拾五圓以内

(二) 大禮施設費警備費支辨ノ警視警部補巡查ニ支給スヘキ宿料支給ハ府訓令ニ依ル支給規則ヲ適用シテ同一ノ月額ヲ支給スルコトニ決定ス(左記ノ通)

大禮施設費支辨ノ警視警部補巡查ニ支給スル宿料ノ件

大禮施設費支辨ノ警視警部補巡查ニ支給スヘキ宿料ニ付テハ別ニ之カ規定無之候ニ付明治三十三年一月府訓令第七號警視警部補巡查宿料支給規則ヲ適用シ府費支辨ト同一ノ月額ヲ支給スルコトニ御決定可相成乎此段相伺候也

警視警部補巡查宿料支給規則 明治三十三年一月 府訓令第七號

第一條 警視警部補巡查ニ宿料ヲ支給ス 但官舎及巡查部長派出所巡查駐在所ニ居住スル者ハ此限ニアラス

第二條 宿料ハ月額トシ其金額ハ別表ニ依ル

第三條 宿料ハ新任復職轉任、轉勤又ハ他經濟ヨリ轉署シタルトキハ發令ノ翌日ヨリ退職休職轉任、轉勤又ハ他經濟ヘ轉署ノトキハ發令ノ當日マテ各日割ヲ以テ支給ス同一經濟ノ轉署ニシテ支給金額ノ異ナルトキハ日割ヲ以テ前後ノ額ヲ併算支給ス

第四條 宿料ハ其月二十七日(休日ニ當ルトキハ繰上)支給ス但退職休職又ハ他經濟ヘ轉署ノトキハ其際支給ス

第五條 日割計算ノ方法ハ支給日數ニ月額ヲ乘シ其月ノ現日數ヲ以テ除シ錢位未滿ノ端數アルトキハ切捨トス

別表

區	分	警視警部月額	警部補巡查月額
警察部及市部警察署ニ在勤スルモノ 下鴨、花園、伏見、深草、堀内、福知山、舞鶴、新舞鶴、餘部、宮津、 峰山以上町村内ニ在勤スルモノ 其他ノ町村内ニ在勤スルモノ		五,000	二,500
		四,000	一,000
		三,000	一,500

(三) 大禮施設費警備費支辨ノ警部補巡查ニ支給ノ被服費代料渡及給與員數使用期限等ヲ巡查給與令ニ依リ府訓令ヲ適用シ府費支辨ト同一額ヲ支給スルコトニ決定ス(左記ノ通)

大禮施設費支辨警部補巡查ニ支給ノ被服費ニ關スル件

大禮施設費支辨ノ警部補巡查ニ支給スヘキ被服費代料渡ニ付テハ勅令ノ規定ニ依リ支給スヘキモノナルモ之カ給與員數使用期限ノ伸縮並ニ支給金額ハ勅令第四條ニ依リ明治四十一年二月府訓令第十八號ヲ以テ規定シアルヨリ一般府費支辨巡查ノ給與ト同一額ノ豫算ヲ要求シ之カ配付ヲ受ケタルニヨリ大禮費支辨ノ警部補巡查ニモ本府規定ノ訓令ヲ適用シ同一額ヲ支給スルコトニ御決定可相成乎此段相伺候也

參照

巡查給與品及貸與品規則 (勅令) (略ス)

警部補巡查給與品貸與品規程 (府訓令) (略ス)

(四) 大禮施設費警備費支辨ノ巡查ニ特別手當ヲ支給スルコトニ決定シ府訓令ヲ適用シ同一給額ヲ各技能ニ應シ支給スルコト、セリ(左記ノ通)

大禮警備費支辨ノ巡查ニ特別手當給與ノ件

巡查特別手當ハ巡查給與令ニ依リ當府ニアリテハ明治三十四年三月訓令第五十四號ニ依リ之カ專務ヲ指定シ該當ノモノハ就レモ特別手當ヲ支給セラレ居候ニ付テハ大禮警備費支辨ノ巡查ニモ特別技能ヲ有シ當府訓令ニ該當スル專務ニ從事スルモノニハ該訓令ヲ適用シ同一給額ノ特別手當ヲ支給可相成哉此段相伺候也

備考

巡查特別手當支給規則 (明治三十四年三月訓令第五十四號)

第一條 通辯、刑事、主計、衛生ノ各專務巡查及特ニ劍術指導ヲ命セラレタル巡查ニハ特別手當ヲ支給ス其人員ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 特別手當支給方ハ俸給支給ノ例ニ依ル

參照

巡查給與令(勅令)抜萃

第六條 刑事、通譯其他特別ノ技能ヲ有スル巡查ハ一箇月貳拾圓以内ノ特別手当ヲ給スルコトヲ得
巡查特別手当支給額區分表 (府規定)

等	級	月	額	等	級	月	額
一	等		10,000	七	等		4,000
二	等		9,000	八	等		3,000
三	等		8,000	九	等		2,500
四	等		7,000	十	等		2,000
五	等		6,000	十一	等		1,500
六	等		5,000	十二	等		1,000

一 刑事ハ五等以下 一 主計ハ五等以下 一 劍術指導ハ五等以下 一 衛生ハ九等以下

(五) 大禮警備費支辨警部補巡查ニ臨時勤務手当支給ノ件

臨時勤務手当ハ巡查給與令ニ依リ當府ニアリテハ明治四十年三月訓令第十六號ニ依リ支給シ居候ニ付テハ大禮警備費支辨ノ警部補以下ニシテ該當ノ勤務ニ從事シタルトキハ該訓令ヲ適用シ同一ノ給額支給可相成乎此段相伺候也
參照

巡查給與令 勅令拔萃

第七條 非番ノ日ニ於テ臨時勤務ニ服シタル巡查ニハ一日五拾錢以内ノ勤務手当ヲ給スルコトヲ得

府 訓 令

警部補巡查臨時勤務手当支給規則

第一條 非番ノ日ニ於テ特ニ署長ノ命ニ依リ勤務ニ服シタルトキハ別表ノ勤務手当ヲ給ス天災其他要急ノ場合署長ノ命ヲ待タス服務シタルトキハ事後承認ヲ得タルモノニ限り之ヲ給ス

第二條 左ノ場合ハ勤務手当ヲ給セス

- 一、服務四時間ニ滿タサルトキ 一、旅費ヲ給セラル、トキ
- 三、點檢訓授各種ノ講習戸口調査諸臨檢其他常例ニ依リ服務シタルトキ

六時間未滿 金 貳拾 錢 六時間以上 金 四拾 錢

(六) 大禮警備費支辨警部補以下ニ賄料支給ノ件

警部補以下賄料ハ明治三十三年三月府訓令第二四號ニ依リ支給シ居候ニ付テハ大禮警備費支辨ノ警部補以下ニシテ該當ノ勤務ニ從事シタルトキハ該訓令ヲ適用シ訓令ノ給額ヲ支給可相成乎此段相伺候也

警部補以下賄料支給規則 (明治四十二年四月訓令第一七號)

第一條 警部補巡查以下夜間勤務ニ服シタルトキハ以下各條ノ規定ニ依リ別表ノ賄料ヲ支給ス但巡查ノ非番當日勤務ハ此限リニアラス

第二條 巡查雇員第四部宿直ニハ一夜分ヲ給ス但事故ニ依リ午後十二時後勤務セサルトキハ半減シ勤務午後十二時ニ及ハサルトキハ給セス

給仕以下ニハ勤務午後十二時後ニ及ヒタルトキハ一食分徹夜ニ至リタルトキハ二食分ヲ給ス

第三條 市部、駐在所詰巡查ニハ服務日數ニ對シ一夜一食分ヲ給ス

第四條 郡部駐在所詰巡查ニハ賄料ヲ給セス

第五條 賄料ノ支給ハ每翌月上旬トス但退職、休職、轉署、死亡ノトキハ其際支給ス

別 表

警部補	巡查	雇員	第四部	宿直	給仕小使水夫火夫油差			
一夜二食	金八	錢	一夜二食	金拾五	錢一食	金參	錢五	厘

(七) 大禮警備期間勤務手當支給方

大禮警備費中勤務手當豫算ハ大禮警備期間中警備ニ従事スル警部補巡查全般ニ給與シ得ル義ニ有之候處之カ支給方ニ就キ疑義ヲ生シ曩ニ内務次官ニ照會致候處別紙ノ通り回答有之候ニ付テハ別紙方法ヲ以テ支給可相成乎此段相伺候也

大禮警備ニ従事スル警部補巡查勤務手當支給方法

- 一、警察部長若クハ警察署長ノ命ニ依リ臨時勤務ニ服シタルトキハ別表ノ勤務手當ヲ支給ス變災其他要急ノ場合命ヲ待タス服務シタルトキハ事後承認ヲ得タルモノニ限り之ヲ給ス
- 二、毎日勤務ノ警部補巡查ニシテ休日又ハ勤務時間外命ニ依リ引續キ又ハ臨時事務ニ服シタルトキハ第一項ニ依リ勤務手當ヲ給ス

但毎日勤務ノ服務時間ヲ十時間トス

- 三、左ノ場合ハ勤務手當ヲ給セス
 - 一、服務四時間ニ滿タサルトキ
 - 二、點檢訓授各種ノ講習戸口調査
 - 三、内勤警部補巡查ニシテ當宿直ニ依リ服務シタルトキ

別表

- | | | | |
|-----------------------------------|--------|-------|------|
| 六時間未滿 | 金貳拾錢 | 六時間以上 | 金四拾錢 |
| 警部補及巡查部長巡查勤務規則 (明治三十年十月訓令第二〇三號) | | | |
| 第十二條 警部補及巡查部長巡查ノ平常ノ場合ニ於ケル勤務時間左ノ如シ | | | |
| 一、隔日勤務ノ警部補及巡查部長 | 十四時間以上 | | |
| 二、隔日勤務ノ外勤巡查 | 十六時間以上 | | |
| 三、毎日勤務ノ警部補及巡查部長内勤巡查 | 八時間以上 | | |
| 四、毎日勤務ノ外勤巡查 | 十時間以上 | | |

但十日間引續キ服務シタルトキハ一日休務ヲ與フ

(八) 大禮警備期間警部補巡查旅費給額ニ關スル件

大禮警備費支辨ノ警部補巡查ニ支給スヘキ旅費額ハ曩ニ經伺ノ上其支給額ノ一部ヲ減少セラレアル府令及訓令ノ額ヲ支給シ來リ候處期日切迫ノ爲メ各府縣及郡部ヨリ應援ノ警部補巡查中其一部ハ不日來着ノ向モ有之候ニ付テハ大禮警備費豫算ハ勅令及省令ニ依リ支給シ得ル事ト相成居候ノミナラス内務次官ヘ照會ノ結果別紙回答ノ通り勅令及省令ニ依リ支給スルコト、相成候ニ付本月十五日ヨリ同年十一月中大禮施設事務ニ従事スル警部、警部補ニアリテハ明治四十三年六月勅令第二七四號内國旅費規則ノ給額ヲ巡查ニアリテハ同年七月内務省訓令第七號第一號表ノ給額ヲ支給スルコトニ御決定可相成乎此段相伺候也

内國旅費規則旅費額 (明治四十三年六月十七日)

等	級	鐵道一哩ニ付	船一海里ニ付	車馬賃一里ニ付	宿泊料一夜ニ付	日當一日ニ付	食卓料一夜ニ付	移轉料
一等親任官	六	錢	七	拾	六圓	四圓	貳圓	百圓以内
二等勅任官	五	錢	六	拾	參圓五拾錢	貳圓五拾錢	壹圓七拾錢	七拾圓以内
三等委任官	四	錢	五	拾	貳圓五拾錢	貳圓	壹圓參拾錢	五拾圓以内
四等判任官	參	錢	四	拾	貳圓	壹圓五拾錢	壹圓參拾錢	五拾圓以内
	六級俸以下	錢	四	拾	壹圓五拾錢	壹圓	壹圓參拾錢	五拾圓以内
	五級俸以上	錢	四	拾	壹圓五拾錢	壹圓	壹圓參拾錢	五拾圓以内
	六級俸以下	錢	四	拾	壹圓五拾錢	壹圓	壹圓參拾錢	五拾圓以内

内國旅費一部減少ノ件 明治四十三年六月三十日

勅令第二百七十四號内國旅費規則別表ノ旅費額ヲ左表ノ通り一部減少シ來ル七月一日以後管内出張ニ適用ス

考 備	判 任 官	判 任 官	奏 任 官	奏 任 官	勅 任 官	知 事	鐵道賃一哩三付	船賃一海里三付	車馬賃一里三付	宿泊料一夜三付	一日二當	陸路六里鐵道四十八日當一日二付	陸路四里未滿一日當一
一、旅行ニシテ管内外ノ出張命令ヲ受ケタルトキハ總テ普通旅費ノ相當額ヲ支給ス	下	房五級以上ノ各課長及官	房五級以上ノ各課長及官	其他五等以上及六等以下	五等以上ノ事務官	事	參 錢	四 錢	貳 拾 錢	壹 圓 五 拾 錢	七 拾 錢	參 拾 錢	貳 拾 錢
一、管内出張者管外出張ノ追加命令ヲ受ケタル場合ト其要務地ヲ出發シタル日ヨリ普通旅費ノ相當額ヲ支給ス							四 錢	五 錢	貳 拾 五 錢	貳 圓 五 拾 錢	壹 圓 貳 拾 錢	四 拾 錢	四 拾 錢
一、管外出張ノ者歸路管内要務ニ移リタル場合ハ其要務ニ移リタル日ヨリ管内旅費ノ相當額ヲ支給ス							貳 拾 錢	貳 拾 錢	貳 拾 五 錢	貳 圓	壹 圓 貳 拾 錢	六 拾 錢	七 拾 錢
一、旅行上管ノ内外ニ跨ル場合ハ各端里數ヲ通算シ合計ニ於テ普通旅費ヲ支給ス							貳 拾 錢	貳 拾 錢	貳 拾 五 錢	壹 圓 五 拾 錢	七 拾 錢	參 拾 五 錢	貳 拾 錢

(九) 内國旅費給額ノ件
應訓第一七號

明治四十三年六月應訓第二〇號内國旅費規則旅費額ノ一部ヲ減少シタル管内旅費額表中判任官ハ大正四年十月十五日ヨリ同年十一月中ニ限り普通旅費ノ相當額ヲ支給ス

年 月 日

京都府訓令第三〇號

内 務 部
警 察 部
知 事 名
警 察 署

明治四十三年六月訓令第二百二十七號内國旅費規則旅費額ノ一部ヲ減少シタル管内旅費額表中判任官ハ大正四年十月十

五日ヨリ同年十一月中大禮施設費支辨ニ限り普通旅費ノ相當額ヲ支給ス

(一〇) 勤務手当給與ニ關スル通牒

大正四年十月一日ヨリ同年十一月中大禮警備ニ從事シタル市内在勤警部補巡查ノ勤務手当ハ大禮施設費警備費ヲ以テ支給セラルヘク尙十月十五日ヨリハ別紙支給方法ニ依リ支給セラレ候條此段及通知候也

追テ別紙様式ノ證印簿ヲ備ヘ置請求書ニハ大禮事務ナル旨記載ヲ要ス

年 月 日

部 名

市部各警察署長宛

別 紙 大禮警備期間勤務手当支給方法 (畧ス)

大禮警備勤務手当證印簿

署 長 印	次 席 印	大 禮 何...	大 正 四 年 十 月 十 五 日	自 午 後 六 時 至 同 十 二 時	内 勤	官 氏 名
Ⓢ	Ⓢ	大禮 何...	大 正 四 年 十 月 十 五 日	自 午 後 六 時 至 同 十 二 時	内 勤	巡 査 何 某

(一一) 勤務手当支給方ニ關シ市部各署長ニ通牒

本月十九日付警第四四七八號ヲ以テ警部補巡查勤務手当支給方ノ件及通牒置候處經費關係モ有之候ニ付日勤者ニ過勤ヲ命スル場合ハ特ニ注意ヲ加ヘ一人一ヶ月ヲ通シ請求金額六圓ヲ超過セサル範圍ニ於テ下命セラレ度重テ此段及通牒候也

年 月 日

部 名

宛

(一二) 大禮事務ニ從事セル應員ノ賄料及旅費支給内則

廳員ニシテ大禮事務ニ關シ夜間勤務若クハ市内へ出張ヲ命セラレタルトキハ左ノ各項ニ依リ賄(現品若クハ代料)若クハ旅費ヲ支給ス

一、本廳ニ於テ夜間勤務ヲ命セラレ午後十二時ヲ過クル場合及臨時宿直員ニハ賄料一夜貳拾錢ヲ給ス 但制規ニ依リ賄料ヲ受クルモノハ此限ニアラス

一、京都皇居内及二條離宮詰ヲ命セラレタル者ニハ賄(現品)ヲ給ス

一、京都停車場前出張所詰ヲ命セラレタル判任官以上ノ者ニハ日當四拾錢雇員ハ參拾錢ヲ尙宿泊ヲ命セラレタルトキハ宿泊料五拾錢ヲ併給ス 但臨時出張ノ者及詰員ニシテ勤務四時間ニ滿タサル日ノ日當ハ貳拾五錢トス

(二二) 市内警察署警視警部賄料支給ニ關スル件

市内在勤警部補以下ニハ勤務手當及賄料ノ支給ヲ受クル規定有之候然ルニ警視警部ニハ之等ノ支給規定無之候處大禮御舉行期日追々切迫候ニ付事務繁劇ノ結果勤務時間延長シ賄支給ノ必要ヲ認メ候處今回廳員ニ對シ賄ヲ支給セラル、事ト相成候ニ付テハ市内在勤ノ警視警部ニモ大禮施設費警備費ヲ以テ同様支給セラル、コトニ御決定ノ上左案市部各警察署長へ通知可相成乎此段相伺候也

警第七五五號

案

大禮事務ニ關シ市内在勤警視警部ニシテ警察署若クハ出張所(警備大中小隊ヲ含ム)ニ於テ夜間勤務ヲ命セラレ午後十二時ヲ過クル場合及臨時宿直員ニハ大禮施設費警備費ヲ以テ賄料一夜貳拾錢ヲ給セラレ候ニ付毎月末請求セラルヘク此段及通知候也

年月日

部名

(一四) 現品賄給與ノ件

十一月七日着御當日、同二十七日還御當日、及十四日ノ鎮魂祭當日、十七日大饗宴會當日ハ警備配置員ハ素ヨリ警察部市内各警察署殘留員ニ至ル迄悉ク徹夜シタルヲ以テ全般ニ亘リテ現品賄ヲ給與スル必要ヲ認メ、十一月七日着御

當日ハ前夜六日午後十時ヨリ警備線ノ配置ヲ開始シタルヨリ握飯ニ梅干ノ竹皮包(一個五錢)ヲ配付シタルモ、斯ク多數ノ員數中飯ノ焚方不充分ノモノヲ出シ食スルニ堪ヘサルモノアリ、到底不完全ヲ免レサルノミナラス寒氣ノ折柄握飯ノ冷ヘタルモノハ空腹ヲ慰スルニ不完全ト認メ、十四日、十七日、二十七日ノ三回ハ麵麩ヲ以テ給與スル事ニ決定シ、市内營業者中之カ製造ニ適當セルヤ否ヤヲ調査スル爲メ竈ノ構造其他材料等ニ付研究ノ結果、寺町通二條上ル小川堂カ適當ナルヲ認メ、之ニ餛飩麩十個紙袋入トシテ一袋八錢ヲ以テ供給ヲ爲サシメタルニ、就レモ完全ニ給與ノ目的ヲ達スルヲ得タリ、而シテ之カ運搬ニ付テハ借入自動車ヲ以テ警備配置ノ人員ニ配付シ、其他ハ各課署ニ分配シタリ、多數人員ニ賄現品給與ヲ爲スニ當リテハ餛飩麩ヲ以テ最モ適當ナリト認メタリ。

現品賄給與ノ義ニ付伺

明七日着御當日并ニ十四日鎮魂祭當日、十七日大饗宴會當日、二十七日還御當日、警備線配置并ニ執務者ノ勤務ハ日夜ニ涉ルヲ以テ朝晝夕ノ三食ハ運搬又ハ携帯セシムヘキモ、小夜食ノ分ハ握飯(代價五錢)若クハ麵麩(代價八錢)ヲ警備員全部へ現品ヲ以テ給與シ、大禮施設費警備費賄ノ費目ニ於テ支辨致度此段相伺候也
尙着御當日及還御當日ノ警備配置ノ人員ハ三千五百九十五人ニシテ着御當日ノ警備線配置ハ午後十時開始還御當日ノ警備線配置ハ午後六時開始ノ豫定大饗宴會當夜ノ警備線配置ハ正午頃ヨリ開始シ徹夜ノ豫定ニシテ此人員二千七百十五人トス而シテ徹夜勤務ノモノ三百八十五人分合計三千百人

第四章 馬匹ニ關スル事項

警備用馬匹ハ平常飼養ノモノ無之、警衛ヲ要スル場合ハ臨時借馬ヲ爲シ來リタルヨリ、大禮警衛ニ關シテハ一時ニ多數ノ騎馬警衛ヲ要スルニ依リ、第一着手トシテ先ツ警察部及市内各署并ニ市部附近郡部各警察署ノ警視、警部、警部補ノ騎馬練習ヲ開始シタリ、之ニ要シタル第一回練習用馬匹ハ市内借馬ヲ以テ之ニ充當シ、此借上延頭數四百七十二頭トス、而シテ大禮ヲ舉行セラル、期日ノ近ツキタルヨリ更ニ第二回ノ練習ヲ開始スルノ必要ヲ認メ、之ニ充用シタル馬匹

ハ淡路ノ産馬及市内ノ借馬ニシテ、此借上延頭數四百七十六頭トス、而シテ大禮警備用馬匹トシテ借上契約ヲ爲シタルモノハ淡路産馬二十五頭、京都市ニ於ケル借馬三十五頭、計七十頭ニシテ其内借上期間中驚逸ノ性癖アリタル馬匹十二頭ヲ中途ニ解約シ、之カ補充トシテ第十六師團ヨリ軍馬十頭ヲ無料借入レタリ、之カ警備馬匹借上ニ關スル手續左ノ通り。

馬匹借上ニ關スル件

大禮警備ニ關シ騎馬警察官乗用ニ使用スヘキ馬匹七十頭ノ借上料ハ千圓以上ニ付平時ニ於テ會計法第二十四條ニ依リ競争入札ニ付セサルヘカラサルモノニ有之候處大禮ニ關シ投機者流ハ種々ノ畫策ヲ以テ此機會ニ乘シ一攫千金ノ暴利ヲ貪ラント企テ而カモ其競争ノ結果ハ殆ント損益相償ハサルニ至リ勢ヒ劣等ナル馬匹ヲ供給シテ其損失ヲ償ハントスルニ至ルノミナラス營業者ナルモノハ孰レモ馬喰ト稱スル牛馬商人ノミニテ不當ノ利ヲ貪ルノ習慣アリ身元モ不確實ノモノ多ク從テ競争ニ付センニハ此種ノモノ遠近ヨリ集リ徒ラニ妨害ヲ受クルニ過キサル結果ト相成可申憂慮ニ堪ヘス候然ルニ兵庫縣淡路國ハ古來ヨリ馬匹ノ生産地ニシテ全島ヲ通シ其數實ニ五千餘頭ニ達シ縣廳ノ獎勵ト畜産組合ノ努力ニ依リ年々軍馬乘馬等ノ産出頗ル多ク成績又良好ノ間有之候ニ付一應同地營業者ニ交渉ヲ試ミ候處千載一遇ノ大禮警備ニ乗用セラル、ヲ以テ一島ノ光榮トシ之カ供給請負方希望致居候次第ニ付大正三年一月十日勅令第二號ニ依リ公設淡路畜産組合ヲシテ大部分ノ供給ヲ爲サシメ殘部ニ對シテハ身元確實ニシテ資力經驗アル當市及附近ノ斯業者二名ヲ選ミ指名シ一頭ニ付金參圓五拾錢ノ豫算範圍ヲ以テ隨意借入契約締結致度候ニ付此段相伺候也

參照

勅令第二號 (大正三年一月十二日)

大禮ニ關スル工作土木物件ノ賣買貸借及勞力供給ノ請負ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

大禮警備費豫算

乘馬七十頭

一頭一日

參圓五拾錢

此金壹萬四千七百圓

内

金六百四拾貳圓

練習用仕拂高

差引

金壹萬四千五拾八圓

馬匹借上ニ付請負契約條件

- 一、馬匹ハ鹿毛又ハ栗毛ノ日本種若クハ雜種ニシテ身長五尺以上乗用ニ適シ當府係官ノ検査ヲ受ケ合格シタルモノニ限ル
- 一、乗用馬具ハ鞍囊付トシ鞍褥其他ノ製式別紙添付様式ニ依ルヘシ
- 一、乗用馬匹借上料金ハ馬具馬丁付トシ一頭一日金參圓五拾錢以內トス
- 一、馬丁ノ服裝ハ帽紺ノ法被股引腹掛紺足袋トシ特種ノ服裝ヲ要スルトキハ其指示スル處ニ依ルヘシ
- 一、乗用中ノ馬匹ニシテ驚逸シ又ハ乗用者ノ故意ニ非スシテ負傷又ハ疾病ニ依リ廢馬トナリ又ハ死亡スルコトアルモ乗用者ハ其責ニ任セサルモノトス
- 一、借上中ノ馬匹ニシテ乗用不適當ト認ムルニ至リタルトキ及前項ノ場合ハ直ニ適當ノ馬匹ヲ以テ之ヲ補充スヘシ
- 一、馬丁ノ食費被服料及馬匹ノ飼育料厩舎其他馬丁馬匹ニ關スル費用ハ全部請負人ノ負擔タルヘシ
- 一、厩舎ハ當廳ノ指示スル處ニ於テ請負者ノ費用ヲ以テ之カ建設ヲ爲スヘシ
- 一、馬匹借上期間ハ二十頭ヲ大正四年九月二十一日ヨリ同年十一月二十八日迄六十九日間トシ五十頭ハ同年十月八日ヨリ十一月二十八日迄五十二日間トス

第五章

電話架設ニ關スル事項

大禮警備本部ト各隊トノ警備上ノ連絡緩急ヲ圖ルノ必要ヨリ、行幸道路并ニ集合所ヘ別紙ノ如ク四回線ヲ架設シ、之ニ電話機三十四個ヲ取付ケ本部ニハ新ニ六個ヲ増設シ、通信設備ノ完全ヲ圖リ所期ノ目的ヲ達スルコトヲ得タリ、之カ工

第六章

埒柵繩張工事ニ關スル事項

大禮御舉行ノ期日漸次切迫シ、愈々着御當日差迫リタルヨリ、各警備大隊長會議ニ於テハ警備全線ニ亘リテ奉拜人雜踏取締ノ爲メ埒柵并ニ繩張工事ノ必要ヲ認ムルニ至リ、愈々工事施行ニ決定シタリ、然ルニ本工事ノ施行ニ付テハ警備全線ニ亘リ第一線乃至第三線ニ至ル迄重複施行ヲ要シ、就中停車場前ニ於ケル三哲通鳥丸通ニ面シタ東本願寺前等ノ廣場ハ其面積頗ル廣ク到底區々タル姑息ノ手段ニテハ其實行ヲ期シ難キヲ豫想シ、廳内ニ於ケル大禮工營係ニ於テ之カ調査設計ヲ擔當スル事ニ決定シ、之カ設計調査ノ完了スルヤ直ニ之カ經費豫算ハ家屋其他ノ借料中ニ於テ支辨シ得ルノ成算アリタルヨリ、之カ實行ヲ確定スルニ至リタリ。

以上ハ其經過ニシテ其手續左ノ通り

木柵建設及繩張工事ニ關スル件

來ル十一月七日着御當日及十一月二十七日還幸當日ノ行幸道路ニ於ケル雜踏制止ニ要スル木柵ノ建設及繩張工事ヲ要スル箇所ハ別紙警備隊長ノ上申ニ依リ過日ヨリ調査シツ、有之候處木柵ノ建設ヲ要スル箇所ノ主ナルモノハ東本願寺前ノ廣場ヲ始メトシ三哲通、鳥丸通、四條、丸太町、堺町其他大小十數ヶ所ニ涉リ此間數延千七十間ニシテ尙實地踏査ノ上ハ延長ヲ要スル事ト相成尙繩張ヲ要スル箇所ハ約二百ヶ所ニシテ延長五百十七間以上ニ達スル見込ニシテ之ニ伴フ人夫モ多數ヲ要シ前後二回ニ涉リテ之カ撤回建設ヲ要シ候ニ付テハ道路ニ於ケル電話水道瓦斯等埋設ノ關係ヲ顧慮セサルヘカラサル次第ニシテ到底部分的姑息ノ計畫設計ニテハ其目的ヲ達スル能ハサルモノト思料セラレ候ニ付此際工營係ニ於テ警備隊ノ全線ニ亘リテ設計實施スル事ニ御決定可相成乎此段相伺候也

追テ木柵建設ヲ要スル經費ハ大禮施設費警備費ニ於テ之カ支出ニ該當スヘキ費目無之ニ依リ設計見積リ上ハ警備豫算中ノ剩餘ヲ生スル見込アル費目ヲ調査シ相當手續ヲ要シ候ニ付申添候

埒柵及繩張經費ニ關スル件

大禮行幸御道筋雜踏制止用埒柵及繩張ノ調査方ハ御決議ノ上工營係ニ於テ警備係立會ノ上實地踏査ノ結果別紙見積書

ノ通り金貳千四百餘圓ヲ要シ候ニ付テハ之カ支出費目ヲ調査候處大禮施設費警備費中家屋其他借料ニ於テ別紙調書ノ通り豫算殘餘ヲ生スル見込ニ付同費目中ヨリ支辨スルコトニ御決定ノ上實行可相成ル此段相伺候也
追テ雜踏ノ狀況ニ應シ埴柵繩張ノ箇所ニ變更ヲ要スル場合可有之豫想セラレ候ニ付此際ニ於テハ同一請負人ヲシテ臨機實行セシメ度併セテ相伺候也

別紙

家屋其他借料調書

一金八千四百五拾四圓五拾錢也

豫算高

内

金參千六百五拾圓

十月三十一日迄支出決定額

金千圓

十一月中諸用品借上見込額

計 金四千六百五拾圓

差引

剩餘見込額 參千八百四圓五拾錢

見積書

一金貳千四百八拾貳圓五拾錢也

但大典御道筋雜踏制止用埴柵及繩張損料

内

金六百九拾參圓參拾錢也

東本願寺前分

内譯

名	稱	材	材	料	長	幅	徑	數	量	單	價	小	計	摘	要
奉迎當日埴	垣	高三尺五寸	丸太釘金搦ミ	七百五十七間	〇・七五〇	四三・四九〇	杭長六尺末口三寸根入二尺五寸横丸太末口三寸取付下荒金線張ステーパーニテ取付								
奉送當日同	同	同	同	同	〇・三三〇	三三・八一〇	同								
迎送當日雜人夫	二回分			十六人	〇・七五〇	一三・〇〇〇	上								
計						六九・三〇〇									

名	稱	材	料	長	幅	徑	數	量	單	價	小	計	摘	要	
奉迎	各所埴柵	高三尺五寸	丸太釘金搦ミ	六百七十四間	〇・七〇〇	四七・一八〇	杭長六尺末口三寸根入二尺五寸上繩布末口三寸取付下二個八番線取付								
奉送	同	同	同	六百七十四間	〇・三三〇	三三・九〇〇	前同所								
奉迎	綱埴	同	同	二千七百七十間	〇・四四〇	九七・五五〇	杭長七尺末口三寸五分根入三尺地中根掛入レ徑六分マニラロープ張								
雜人夫	同	同	同	百四十人	〇・七五〇	一〇五・〇〇〇	要所ニ配置								
合計						一八三・六三〇									
合計						二四八・五五〇									

金千七百八拾九圓貳拾錢也

東本願寺前ヲ除ク外各所ノ分

内譯

名	稱	材	料	長	幅	徑	數	量	單	價	小	計	摘	要	
奉迎	各所埴柵	高三尺五寸	丸太釘金搦ミ	六百七十四間	〇・七〇〇	四七・一八〇	杭長六尺末口三寸根入二尺五寸上繩布末口三寸取付下二個八番線取付								
奉送	同	同	同	六百七十四間	〇・三三〇	三三・九〇〇	前同所								
奉迎	綱埴	同	同	二千七百七十間	〇・四四〇	九七・五五〇	杭長七尺末口三寸五分根入三尺地中根掛入レ徑六分マニラロープ張								
雜人夫	同	同	同	百四十人	〇・七五〇	一〇五・〇〇〇	要所ニ配置								
合計						一八三・六三〇									
合計						二四八・五五〇									

右之通ニ候也

大正四年十月 日

京都市下京區油小路通萬壽寺下ル金佛町

澁谷 治三郎

永田警察部長私記

左の一篇は大典警衛に關する一個人の私記に過ぎざれども參考資料として記録の末尾に掲載する事となりたり

大典警衛に就て

永田 秀次郎

第一、奉拜者の豫想

曠古の大典に際し御舉行地たる京都府下の警衛は果して如何なる程度の計畫を立てるを適當とすべきかと云ふ根本問題は余が就任の當時より最も苦慮したる點である、第一大禮に方り果して幾十萬の人か京都に集まるであらうかと云ふ事は何人と雖も全たく豫想する事か出来なかつたのである、又假に之を豫想し得るとして果して如何なる警備方法を必要とするかと云ふ事は全たく先例も無く標準の立たぬ問題である、併し乍ら是等の事柄は計畫の前提となり基礎となるべき重大事項であるから、不正確ながらも或一定の豫想の下に立案しなければならぬと考へた。

第一の問題たる、大典の當時に於て京都に集合すべき群衆の數如何と云ふ事に對しては二様の推測があつた、其一是御即位式の大禮は未曾有の盛儀であるから内地は固より外國よりの特派使節并に外國の觀光者等一時に殺到するのべあらうから其數は意想外の多數に上る事か必定であつて實際五十萬か百萬か推斷の出来るもので無ひと云ふ説と、其二是十一月頃は人氣の落付いた季節であつて又農繁の時期に相當する、且近時不景氣の際であるから存外人出か少なひてあらう、又御大典は本願寺の法要などは性質か全たく違つて居るから集まる人も智識階級の方であらうから旁以て其數は決して想像する程多數ではなからうと云ふ説である、兩説共に一理あるか要するに水掛論たるに過ぎぬ、かゝる架空の推測を基礎とする事は責任者として到底爲し能はざる處であるから更に方面を更へて鹵簿沿道の奉拜人收容力を實地に就て計算して見ると、京都驛より堺町御門迄約三十四町、其間一般奉拜者の爲めに供し得べき坪數約九千坪とすれば一坪二十人を容るゝとして約十八萬人、然るに實際に於て停車場附近、本願寺前、又は烏丸各東西の街道後方にも立つものとして二三千坪を餘分に見て其收容力五六萬合計二十五萬内外となる、之に御苑内に特殊團體

の奉拜を許さるゝものとして六七千坪、一坪九人位坐すとして約六七萬となり合計三十二三萬となる計算となる、今假に沿道兩側の奉拜人を全部跪坐せしむるとせば一坪に九人とし一萬三千坪に約十一萬人位となる譯であるか跪坐すれば立つよりも遙に後方より奉拜か出来るから大に坪數を増加する事か出来て人數に於ては大なる差か生しないものと見込み結局沿道の收容力は約三十萬内外と見て大差か無いてあらうと考へたのである。

第二、警衛要員

次に第二の問題として如何なる程度の警衛方法を執るべきかと云ふに是亦何等標準の據るべきものか無い、前例として最も參考となるべきは前後二回の御大喪の當時警視廳にて行ふた警衛方法である、併し乍ら之とても億兆悲哀の深淵に沈んで居る際と歡天喜地の熱情に浮き立つて居る時とは自ら其警衛に非常の難易あるを免れ難いのは當然である、唯京洛の地は氣質温和平靜決して東都の如くに燥急激烈なる事は無い、縱令多數他地方より入込むとしても大體に於て靜穩なるべきは疑を容れない所である、茲に於て警衛上御大禮の場合と御大喪の場合と比較して第一に人心の浮き立つて居る事と沈んで居る事の差、第二に東京の燥急性と京都の温和性を差引勘定して先づ明治天皇御大喪當時の警視廳の警衛程度か最も實際の必要程度に近ひものであらうと考へた、故に若し此打算の下に準備したる警察力か萬一にも實際の當日に當りて奉拜人か三十萬の豫測數を非常に超過したる等の爲に其不足を感じたる場合に於ける覺悟如何と云ふに第一は可成豫備隊を多數に準備し置く事第二は交通遮斷の設備を必要に應じ幾重にも増設する事、第三は出來得る限り奉拜人を懲憑して跪坐奉拜せしめ以て混雜を未然に防止する事、凡そ是等の手段に依つて以て警察力の不足を補ふ事を期して居た。

明治天皇御大喪の當時警視廳の警察官現在數約四千八百名、他府縣應援員千四百名計六千二百名であつた、英國戴冠式(一九一一年)當時の警察力は約一萬六百名となつて居る、然し乍ら是等の要員は皆實地配置の結果より算出せらるべきものであるから、人數のみを見ては大なる參考とするには足らぬ、余は再三鹵簿通御御道路の實地踏査を行ひ十一月七日及十一月二十七日の特別公式鹵簿の際に於ける警衛配置を三線とする計畫を樹てた、乃ち第一線は直接配置線であつて沿道に配置する者第二線は後方配置線であつて沿道より一町後方に配置するもの第三線は交通遮斷

線であつて沿道より二町後方に配置するものである、京都の市街は井然たるものであるから是等の計畫には頗る秩序善く行はるゝのである、是等三線配置の要員並に鐵道沿線及特別勤務要員（高等警察、刑事、衛生等）市内殘留員を合算して約三千七百名を要する事となつた、然るに京都府の巡查定員千三百十二名、及大典に關し四月より國費を以て増員せる者警視以下百五十八名之に從來の警視警部を合算して約千五百名となり内約二百名は郡部に殘留せしむるの必要があるから實際使用すべき人員は千三百名となる其不足人員は各府縣より應援を求むるの必要があるから實際應援を求めた員數は其多數の時に於て二千三百八十七名に達したのである、併し十一月七日御着輦後十九日伊勢行幸に至る迄は此の如き多數の警察力を必要とせないから其間は六七百乃至一千名程の應援警察官は之を歸還せしむる事と決定した、此大體の計畫に對しては一時或は之を不充分ならずやと危ふむ者、又は過大に失せずやと考ふる者又は一時歸還せしむる方法を不可とする者等の議論もあつたか結局大體に於て豫定の計畫通りに其筋の承認を得たのである。

第三、警衛本部組織

此重大なる警衛の任務を遂行するに際し第一に自分の心配したのは斯かる大規模の計畫に對し京都府警察部の幹部に在る者か果して幹部としての大任を完うし得るの能力ありやと云ふ點であつた、殊に最も重大緊急の場合には警察部長は兩簿に加はり或は兩簿外に扈從せなければならぬから實際直接指揮を爲す事か出來ぬ、茲に於て益々幹部の責任か重くなつて來る、實際京都府下の警察官は餘りに京都の事情に精通して局外的觀察を爲すを得ざる嫌があるから稍もすれば余の眼には萬事を輕視するの傾向がある様に思はれた、併し乍ら假に他より幹部たるべき者を採用するとしても全たく土地の事情に通せない者は如何程才幹があつても實際の役に立つか否か、疑問である、又かゝる輸入主義は果して部下一般の和合上如何なるべきかを顧慮せなければならぬ、彼是の事情を斟酌して警察部に警視一名警部三名を増員する事としたのである、そして自分か差支あつて萬止むを得ざる場合には本部警視を以て代理せしむる事と定めたか實際其必要を見るに至らなかつた、それは警察部長の鳳車奉送迎は隣縣最近驛迄となつたから自分か實際不在の時間は僅々一二時間に過ぎない場合か多かつたので代理者の必要か少しも生しなかつたのである。

警衛は凡て部隊組織になし警衛本部の部署は警察部長本部長となり其下に一、參謀部二、警備部三、衛生部四、消防部五、會計部の五部を置く事とした。

第四、警衛部隊組織と其監督

警衛要員三千七百名中約二千四百名は凡て各府縣の應援警察官である、應援警察官は當初自分は可成少數の近府縣より多數の應援を求めたいと考へて居た、是は監督上、實用上、又經費上の便益があるからである、併し乍ら其筋の意見もあつて全府縣より均霑主義に少なきは十名以下多きは二百名以上に及び應援を求むる事となつたので其活用上頗る苦心を増す事となつた、實際各府縣警察官と云へば京阪地方の地理及言語に通せざる者もあり又殆んど雜踏取締の經驗なき者もあり、頗る雜然として統卒に不便である、又應援者と云ふ者は多くの場合に於て其責任を感じる事極めて薄き弊がある、況んや應援を求めたる地方長官には應援警察官に對する賞罰權を有せないのである、隨つて餘程考慮を費さなければ全たく烏合の衆となつて仕舞ふのである、そして第一に各府縣に對し應援員の人選に就て最も優良な代表的の人物を派遣する様に其筋より配慮して貰ふ事となつた、そして第二に其統率に便ならしむる爲に之を部隊組織とし大隊、中隊、小隊に分ち大隊長中隊長は當府の警視警部を以て之に充て小隊長は應援府縣の警部を以て之に當らしむる事とした、第三に其責任を明かにする爲に各小隊には其府縣名を附し大阪小隊和歌山小隊と云ふか如き名稱となし其府縣警部を以て之を率ゐしめ警戒地區を限定して其功果を明らかならしむる事とした、第四に警衛本部警備部中に監察係なるものを設け警視警部數名を以て之に充て勤務中は勿論宿舍に在る時と雖も各警察官の勤惰、行狀等に對し嚴密なる查察を行ふ事とした、第五に警察官の宿舍を一定して宿舍係を設け勤務外の時に於ても常に其監督を弛めない様に努めしめた、此の如く計畫を立て、實行する事となつたか自分は尙應援警察官に對して種々の杞憂を抱ひて居た、それは一、實際役に立つか否か二、閑居して不善を爲さるか三、遊び半分の心得を以て勤務するか如き事なきか四、人民に對して懇切指導の心得ありや五、小隊長たる應援警部か誠意を以て中隊長たる京都府警部の指揮に服従するや六、其任務の輕重又は宿舍の良否等に就て猥りに不平を唱ふるか如き事なきか、等につき餘程心配をして居たのであるそれで十月三十日小隊長以上の者を集めて懇篤訓示を加へ且配置上に就ても大に考慮して可成應援

員を以て御道筋の直接配置線に當らしむる事とし當府の警察官は殆んど皆後方勤務に充てたのである、是は第一に京都府警察官に對して犠牲的行爲を責めたのであつて余の非常に苦痛とした所である、然るに應援警察官の成績は實際に於て非常に良好であつて其勤勉に於て、其行狀に於て、其人民待遇法に於て殆んど間然する所か無かつた。

第五、警察以外の諸機關の共助

大禮警衛に關しては固より地方警察の絶對責任であつて之を他に轉嫁し責任を回避するか如き考は毫頭持つてはならぬ事ではあるか其意義を心得違ひして若し自己の力のみを恃み警察萬能主義を探るならば是は非常に淺薄なる考と云はねはならぬ、故に有ゆる警察以外の機關の共助を俟ち之に依りて幾分にも警察をして苦痛危険を感せざる裡に勞せずして取締を完うせしむる手段を探り又斯くなる様に仕向くると云ふ心得を上級警察官が持つて居る事か非常に必要である考へた、それで機會のある度毎に之を部下に話して居たのみならず各種組合等の會合の際にも余又は部下の者より常に其心持を以て話をして居たのである、故に大典に際しては警衛上に就て軍隊、憲兵隊、皇宮警察、鐵道院、郵便局の援助によつて多大の便益を得たのみならず衛生施設に於ても京都市としての計畫并に衛生組合、府市醫師會、藥劑師會、京都看護婦組合、私立衛生會、農會、青年會、同業組合等の直接間接の援助協力に負ふ所か實に鮮少では無かつた、又火災警防上多數の自身番の活動の如き、或は衛生并に交通上等の取締に關する各種の訓諭の趣旨を市民に徹底せしむる爲めに各新聞社の好意的報導の如き凡て警察をして其勢力を省くを得せしめたるのみならず警察自身の活動するよりも一層偉大なる効果を現はしたるものと考へられるのである、實際今回の大典に際しては有ゆる機關か凡て曠古の盛儀をして何等御滞なく終了あらせらるゝ事を熱望するの情期せずして一途に出て互に其後れさらん事をのみ維れ懼るゝ有様であつたから警察上の施設に就ても豫想以上容易に遂行する事を得たのである。

第六、衛生状態

大典御舉行の時期は最初十月頃と云ふ噂もあつたか遂に十一月と確定された、余は市内の衛生状態を顧慮して十一月と定められたる時には實に非常に安心をしたのである、京都の土地は大體に於て悪疫の少ない土地である、又京の水が良いと云ふ事は古來より傳説的に人心に泌み込んで居る、此幸福か累を爲して京都人の衛生思想は頗る幼稚の點

あるを免れない、成る程京の水は大體に於て良いには相違ないか下水か不充分的の爲めに京の町中には無數の吸込溜があつて其汚水か絶えず籠の如き京の地下に浸潤流下して井水を汚して居る、現に大正三年に於ても之か爲に西陣に一時腸室扶斯の大流行を見た事がある、若し萬一にも大典の際に於て悪疫か流行したならば到底内外數千の貴賓を接待する事か出来ないのである、故に京都市内の衛生状態を健全にして置くこと云ふ事は先づ何よりの貴賓接待法であつて且一番早くから其準備をせなければならぬ事柄である、京都市に於ても深く之に鑑みて傳染病院の新築を完成し溝渠の浚渫、河川の掃除、水道の奨励、公便所の設備等に多大の費用を支出し市民に於ては衛生組合、醫師會其他の活動と相俟つて市中の衛生状態が著しく改善せられたのである、府に於ても四月より増員の百五十八名中大部分は之を衛生事務と爲し之に講習并に打合を爲して着々豫定の計畫を遂行したのである、幸にも悪疫の門戸たる大阪、神戸等にも虎刺拉、黒死病等の發生なく此模様ならば先づ大丈夫と安心して居た矢先に九月下旬に至り學校工場にバラチブス患者を出し十數日にして二百三十餘名に達し殊に第一高等女學校の如きは仙洞御所に最も近接せるを以て一時非常に心痛をしたのであるか當路者の慘憺たる苦心に依つて十月中旬頃には殆んど撲滅して仕舞つたのである、此突發か若し一ヶ月後に起つたとすれば洵に容易ならぬ事であつて、考へ來れば實に慄然たらざるを得ないのである。大典中は知事始め我々は警衛關係の主なる者には殆んど一人の病者なく日夜其職を竭す事を得たのは是亦殆んど天祐とも云ふべき事である。

以上は警衛上大體に關係ある事柄に就て述べたのであるか尙個々の問題に就て氣の付いた事を述へて見ると。

(一)精神病者の取締 大典に關しては國民一般か敬虔の至誠に満たされて居るから高等警察に關する取締は大體に於て非常に容易なる状態になつて居た、併し乍ら萬一を慮つて心配の眼を以て責任者として之を觀るならば萬事萬物皆心配の種ならざるは無し其計畫又は實地視察等に就ては尠からざる苦心をしたのである、斯の精神病者の取締に關しても府下のみにて其數千百十九名に達して居る、而も此數は唯精神に異狀ある者として判明して居る者の數である、故に此他にも尙隠れたる者か無いとも限らぬ、今其萬一を慮つて今日迄の視察以外に更に十月三日より五日間府下全部の精神病者の有無の戸口調査を行ふて見たか千百十九名か更に増加して千四百六十七名となつた、則

ち三百四十八人丈隠れたる精神病者かあつた譯である、此結果を以て見ると今日迄の調査か甚た粗漏の様であるか實際念を入れて多少にても精神病者らしき者を注意の爲に視察するとなれば此増加も必しも怪むに足らぬのである、又府下には私立の精神病院か三ヶ所にあつて孰れも數十名乃至百餘を收容して居る、是等の者の監護に就ては餘程注意を加へて居たのである、又他府縣に於ても大典の際は格別に其管内に於ける是等の監護に就て注意をせられたのであるかかゝる多數の者に對しては取締上中々に萬全を期する事か困難である、殊に精神異狀の程度か平素に於て極めて輕微にして發作的に亢奮するか如き者にあつては一層其警戒か面倒である、現に十一月一日より二十七日迄の間に於て市中を徘徊し又は鹵簿通路附近に於て發見したる精神病者は府下の者十二名他府縣の者十一名計二十三名の多きに達して居る、是等の者は孰れも左程危険の者では無かつたけれども或は發作的に如何なる行爲を爲すやも圖るへからざる者であつて中々に油斷のならぬ者である、かゝる多數者か監護者の視線を脱して徘徊したとすれば實に懼れても尙餘ある事、幸にも大事を惹起せなかつたのは警衛員か注意周匝の功に因るとしても抑も亦天祐と云はねはならぬ、

(二)犯罪豫防 大典に際し多數入浴者あるを見込み拘摸其他不正の徒か跋扈跳梁するの虞かあつたから警衛本部に於ては警備部中に刑事係を設け部署を定めて其取締に當らしむると共に東京、大阪、愛知、兵庫其他樞要地の刑事五十餘名の應援を求め各自競争的に其檢舉に精勵せしめたのであるか其組織の誇大に世上に喧傳せられた結果でもあるか拘摸等は餘程警戒して入浴を見合せたるものらしく大典中は殆んど大なる被害もなく極めて無事であつて各府縣刑事か殆んど功名を樹つるの餘地かなかつた様である、大典終了後十二月に入りて御所拜觀を許さるゝ様になつてから却つて多少の被害を生ずるに至つた、

(三)火災豫防 京都市は水道の布設か完備して居るから到底大火災を起すか如き虞かないと信せらるゝけれども大典中は晩秋漸く火に親しむの時候であるから小火災無きを保する事か出来ぬ、然るに大嘗祭の夜の如きは古來最も火を忌む事となつて居るから萬一の小火災ありても嚴肅なる神事を亂すの懼かあるから特に其當日に於て改めて市民に警告を發し且消防組合員六百二十餘名出動して其警戒に従事したのである、消防に關しては大典中警衛本部に消

防總司令部を置き市内二組七部の消防組を統率する事となつた、警衛に關する部隊組織は警察署の區域に拘らす各隊の警衛區域を定めたのであるか消防組は各署長の監督の關係上常に警察署の區域に依らしめたのである、大典中火災警戒に關し特に功績かあつたと思はるゝは自身番の制度である、則ち京都市に特殊の機關たる各公同組合長監督の下に各町に自身番を設け其數實に一千七百七十一、従事人員二十六萬四千八百五十九名の多きに達して居る、但し有體に云へば自身番の活動の功績と云ふよりも寧ろ自身番を設け自活的に警戒するの結果各戸凡て火の用心を爲すの警戒心か遺憾なく行届いて居たと云ふ効果か大であつたのである、實際十一月七日より二十七日に至る大典期間中は萬都歡呼熱鬧の裡にありしにも拘らず絕對に火災と云ふものか無く極めて靜謐であつたと云ふ事は實に京都市民で無くては出来ぬ事、又京都で無くては有り得へからざる事と思はるゝのである、

(四)交通遮斷時間 通御沿道殊に特別公式鹵簿の際に於ける御道筋の交通遮斷は如何なる時期に於て之を爲すへきかと云ふ問題は餘程研究を要すへきものである、是等は皆其當時の雜踏の實況に因るへきものであつて固より絕對の標準の有るへきもので無い、前年明治天皇御大喪の際に東京にては四時間乃至六時間前に交通遮斷を行ふた、それは事後に於て批評すれば早きに失したと思はるゝ、個所もあつたか局に當つて見れば是程の安全率を見て置く必要かあつたかも知れぬ、英國の戴冠式には午前九時半の御出門に通御の道筋は午前四時から車馬の通行を禁したと云ふから約五時間半以前である、勿論是は車馬の禁止である、そして重要街路四ヶ所を閉鎖し障壁四十三ヶ所警戒門五十一ヶ所を作つたと云ふ事であるから萬事自由主義の英國として随分大袈裟な遣り方である、京都では果して何時間前の交通遮斷を必要とするやと云ふには其日の天候の關係其他期日前數日間に入浴せる人數等に依りて考ふへき問題で餘り早くから一定する事か出来ぬけれども最長六時間以上を要するの必要は萬々無からうと思ふた、先づ六時間を標準と定め置きて若し非常なる雜踏で警察官に不足を見るか如き狀況であるならば必要に應じて其間に木柵等の設備を豫想以外に増加し得る時間を見て置く考へてあつた、又若し豫想程に雜踏せなかつたならば何時迄も必要の時刻迄交通遮斷を行はねは善いのである、且長時間遮斷の不便を調節する爲に烏丸通に於て四ヶ所の東西通路を開いて置いたのである、此六時間前交通遮斷の聲明は餘程世人を驚異せしめた様であつて大典當時は殆んど

入浴する事も出来ぬ程の雑踏であらうと恐怖せしめ非常に入浴を躊躇せしめた結果御着京當日には豫想外に入浴者か渺なかつた事は誠に世人には氣の毒であつたか警察の方は御蔭で餘程助かつた様なものであつた、随つて交通遮断は事實或は二時間一時間前に之を行ふた所もあり殆んど最後迄之を行はなかつた所もあつて場所によつて警官か奉拜の餘地ある事を市民に知らしめ奉拜を勧誘するか如き態度に出た所さへあつた、二十七日は七日に比して五割以上も人出か多かつた様に思はれる。

(五) 奉拜場所の制限 従來行幸啓等の場合に於て鹵簿沿道は往々にして特殊の團體に依りて獨占せらるゝの例になつて居る、例せば軍人とか學生とか赤十字社其他之に類する諸團體とか、皆最も都合の善い場所を占領して他の者の來る事を排除して居る、是は奉拜人の左程多數で無い場合は必ずしも求むべき事では無いけれども大典の場合の如き億兆皆奉拜を熱望する秋に於て尙且此の如き行動を認むべきものには無い、四民平等の地位に立ち來蘇の慶を俱にする事とせなければならぬ、此意見からして烏丸通の公道に於ては凡て特殊の人に一定の場所を獨占せしめ無い事とし何人と雖も其奉拜の場所を公道に於て先占する事か出来る様になつた獨り御苑内は宮内省の地域であるから其許可を得て其芝生内に學校並に特殊團體の奉拜所を特定したのである、此の如き主義が比較的正直に行はれ得たのは幸にして團體收容に適當の場所があつた爲めには有るけれども可成は將來も此主義が常に行はるゝ事を希望して止まぬ次第である、又奉拜の地域も鹵簿に差支なき程度に於て可成廣き面積を得て多數の者に満足と與へたいと云ふ考よりして烏丸通東側の人道全部及西側は人道及車道の軌道敷石に達する迄の部分を一一般人の奉拜場所に充て出來得る限りの開放主義を採つたのである、之を單に警察の取締上のみより見れば前列に軍人や學生や團體等か整列して居る方か餘程安心か出來る譯であるか、斯く一般人に開放したる結果は取締上の勞苦か非常に増加したのであつた、

(六) 路傍の跪坐 奉拜人か路上に跪坐すると云ふ事は何となく封建時代の土下坐を聯想せしめて面白くないと云ふ議論があつた、明治六年太政官布告にも高齢者を除くの外路上に起立せしむる事になつて居る、勿論跪坐を強制する事は一考を要する事であるけれども自ら進んで跪坐する事は差支なき事であらうと考へられたので本省に伺つてあつた所内務省より宮内省に協議の結果跪坐せしむるも異存なしとの意見であるとの通牒に接した、併し乍ら跪坐は差支ないと云ふ事になつても跪坐せしむるの可否は更に考へなければならぬ、元來日本人は跪坐の國民である、二六時中跪坐の場合が多いのである、随つて跪坐する事に何等の苦痛を感せず又決して窮屈と云ふ感も起らぬのである、併し路上に於ては跪坐を強制するのは面白くない、唯奉拜人か自ら進んで跪坐するに於ては長時間起立して通御を待つよりも非常に安樂である、又跪坐すれば遠く後方迄も奉拜か出來て多衆の便益である、警察の取締から見ても奉拜人か跪坐すれば第一に雑踏する事か無い、第二に拘模其他の惡漢か活動する餘地か無い、取締上には更に此上ない好都合である、唯跪坐を強める事は面白くないから奉拜人か自ら進んで跪坐する様に慫慂したいと思つた、それで新聞記者にも常に此心持を話して之に賛意を表する様にして貰ひ又兩側の家主に路上に敷物を提供せしめ、且奉拜者には跪坐を便とする旨の印刷物を三十萬枚程配布せしめた、兩側の家主は奉拜者か跪坐すれば自分は家中より奉拜か出来る利益があるから喜んで敷物を提供する事となつた、此の如くにして何等苦情の聲を聞かずに大典中は多く跪坐奉拜する事となつた、之か爲めに取締の便益を得た事は非常なものであつて、慥かに一千人の應援巡查を得たる程の價値があると謙語したのである、併し乍ら跪坐は雨天の時は出來ぬ事である、又京都以外では實際に行はるゝか否か疑問である、京都市民は鹵簿の先驅か近つた頃には申合せたるか如く續々起立した、そして行儀を直して更に端坐して鹵簿を迎へたさうである、此敬虔の至情の發露か流石に京都市民たるに耻ぢぬと思はれた。

(七) 乘馬練習 大典中に心痛した事は種々あるか毎日毎日目前の問題として苦心したのは警官か乘馬の警衛である、近時警察官に乘馬の心得ある者は其數多く無い、隨つて今回の如く特別公式鹵簿の際は警部以上十六騎を要し更に皇族外國使節等に正式の警衛警部を附するに於ては騎馬警部約二百騎を要する事となり到底如何ともする事か出來ぬ、それ故其筋と打合の上で皇族には警部補一騎外國使節には警部一騎を附する事となつた、乘馬に堪能ならざる者か一時借り上の馬匹にて雑踏中を警衛すると云ふ事は中々困難な仕事である、巡查中には軍隊の教練を経た者かあつて乘馬に堪能の者も多いか警部補以上となれば堪能者か極めて渺ない、況んや警視となれば一層其數か渺ない、應援を求むると云ふ事も好ましくない、それて出來得る限り練習して萬止むを得ざる外は應援を求めざる考を以て

四年五月より練習を始めたのである、かくて種々の苦心を重ね九月下旬より更に七十餘頭を借上げて馬匹の調教を始めた、其間随分策勵も注意もしたか遂に十一月七日特別公式鹵簿に際して前驅警視か乗馬と共に倒るゝの失態を演じた、此失態を醸した原因は全たく余か注意の周匝ならざる結果であつて畢生の恨事として恐懼に堪へない所である、乗馬の驚逸した原因は軍隊の捧銃である、調教の際には樂隊、電車、自動車、等に驚かざる様數回練習し大丈夫と認めた馬匹のみを使用したのである、捧銃に對する練習は第五中學校にて生徒の捧銃によつて練習したのである、其際不幸にして余は遲參の爲に其馬匹か如何程に驚ろくかを賭なかつた、實際生徒の捧銃と軍隊の捧銃とは自ら差異がある、若し善く注意をすれば乗者の技倆と馬匹の驚逸の程度によりて充分判定か出來なければならぬ筈である、然るに教官警部か之に考へ及ばなかつたのは或は上官たる警視に對して遠慮かあつた結果であつたかも知れぬ、勿論七日の午前には十分馬匹を乗り廻はして疲勞せしめ且音響に驚く馬は耳に綿を填める位にしたのであつた、七日の出來事かあつた後は一層騎馬警衛に注意し馬匹と騎者とに就て一々主任者より意見を徴する様にしたのである、かの十日の即位禮當日には皇族、外國使臣に對し公衆より雷の如き萬歳を歡呼した爲に馬匹の驚逸も一層甚しく騎者は孰れも非常に苦心したのであつた、實に騎馬警衛に關しては余は還幸の最後に至る迄毎日意を安んずる事か出來なかつた。

(八) 參列員の宿舎と乗車 參列員の宿舎は最初全部民間の家屋を用ゐる計畫であつたか後には宿屋と民家とを併用する事になつた、期日の切迫に伴ひ警察の本務か多忙になつたので宿屋營業者の分のみ警察で關與する事とし民家の方は凡て内務部員で斡旋する事になつた、大典中の宿屋營業者の狀況は一等旅館は滿員で始末か付かなかつたか三等以下の旅館は極めて閑散であつた、そして大典後御所拜觀の始まるに及んで下等旅館は最も多忙を極め上等旅館は之に反して閑散になつた、參列員の乗物、主として人力車の供給に就ては大典中非常に不足する見込を以て他縣より一時借上げ移入する方法を講し一人に之を請負はしめた、府自ら之を爲さなかつたのは非常に經費を要し且多少危険負擔の仕事であつて莫大の資金なくては爲し得ざる故である、そして實際に於ては十日の大禮の際には數十臺の不足を生じて甚た不都合を醸したのである、當時の實況に依れば各宿主をして止宿人の乗車を備へしむるを原

則とした方が捷徑であつた様である、併し乍ら之は豫想よりも入浴者か少數であつた爲に人力車の供給に左程困難を感せなかつた結果であつて其結果のみを見て府縣に於て乗車の周旋を爲したる手段か失敗であるとは云へぬ、併し乍ら乗車の周旋か非常に難事であると云ふ事には十分苦き經驗を嘗めたのである。

(九) 奉祝踊 京都に於て市中到る所に舞踊せしめた最近の實例は平安神宮造營の場合と豊國祭の時とである、今回の大禮に際して之を許すへきや否やにつき種々の議論かあつた、殊に矯風會一派の人は風儀上より此種の事に反對の意見を發表して運動を試みて居た様である、併し斯かる千載一遇の大典に際し國民歡喜の至情を適當に發露せしむるは當然の事である、何れの國に於ても祭禮又は祝賀の際には他國人より見れば多少常規を逸した様に感ずる行動の默認せられて居る事實は多々ある、若し公安并に風俗上より見て忍び難き弊害なき限りは國民歡喜の至情を抑制せしむる必要か無い、實際十一月七日より十五日に至る迄京都市中は實に靜肅であつて偶々提燈行列の舉行かあつたばかりで一般は極めて謹慎を表して居たのである、十四日大嘗祭の夜余は終夜自動車を驅つて市中を警戒した時の如きは滿都寂として人なきか如く天清く星明かに東山西嶺靜かに千載の歴史を秘する舊都に於て仙洞御所の森深く至尊親しく天神地祇を祭らるゝ御神事の尊嚴に想到して京洛の地の如何に大典御舉行地としてふさわしさを感したのであつた、併し乍ら之と同時に京都人は果して如何なる程度迄此千載一遇の盛儀を此地に舉行せらるゝを歡んで居るかを疑ふて居た程である、實際十五日迄の市中の狀況か東京、大阪に比して却つて餘りに靜かなるの感を抱いて居た、それ故大嘗祭も終りて愈祝賀の期節に入れる十五日以後は十分に奉祝して歡天喜地の熱誠を露はさしむるを當然と考へたのである、それ以後は市中に於て提燈行列、旗行列、山車、踊屋臺等は勿論、市中の舞踊も之を默許する事とした、奉祝踊は別に期限を附せず必要に應じて之を禁止する考であつた、勿論十五日迄の市中の靜肅に驚ろきたる余は實際斯く迄に熱狂的狀態を演ずへしとは夢想せなかつたのである、然るに日一天候の快晴と相俟ち市中の老若男女益々熱狂の度を加へ來つて二十日以後に於ては午後八九時頃より十二時に至る迄四條通などの雜鬧は實に前代未聞の盛況を呈したのである、余は毎夜遊廓其他雜鬧の衢に入つて其實情を視察して居た、そして其弊害の程度によつては之を禁止する考を持つて居た、市民中には毎日數通の投書かあつて其弊害を訴へ

て来た、併し乍ら斯かる熱狂場裡にあつて斯くも事故の少ないと云ふ事は寧ろ不思議と云ふべき程であつた、喧嘩は無し、自動車、電車等に甚しき悪戯を爲す者もなし、勿論風俗上には多少警戒すべき點もあつたか是とても大なる弊害は無かつた、京都人は踊る事か面白いのである、踊る事か目的の凡て、外に目的は無い、故に立錐の地なき迄に亂舞しなから格別の事故は發生しなかつたのである、併し乍ら流石に無制限に之を默許しては追々に風儀上の弊害も加はり又教育上にも如何はしく感ずるに到つたのである、遂に二十五日夜を限りとして絶対に奉祝踊を禁止する事とした、幸にも二十五日の夜は久し振に九時頃に大雨となつて流石熱狂せる頭腦も一時に冷却して仕舞つた、二十六日夜の如きは全く平常に復して再び靜肅の民となつた、此の如き態度は京都市民の誇であると思はれた、以上の外尙種々の事項があるけれども煩に流るゝから省く事にした、二十八日大典終了後幹部の慰勞會の席上に於て余は次の様な事を云ふた「今回の警備は大體に於て成功と云つて差支ないであらう併し乍ら此成功を以て警察のみの成功と考へてはならぬ、成功の原因と見るべきものは(一)日本國民性の發揮(二)京都市の靜謐京都人の敬虔(三)諸機關の協同的共助(四)警察官の精勵、特に應援警察官の優秀、なりし事に歸せねはならぬ」

大正五年三月二十八日印刷
大正五年三月三十日發行

京都府警察部

京都市上京區下長者町通烏丸西入

印刷者 片桐治太夫

京都市上京區柳馬場通二條下ル
等持寺町第十番戶

印刷所 合資商報會社



